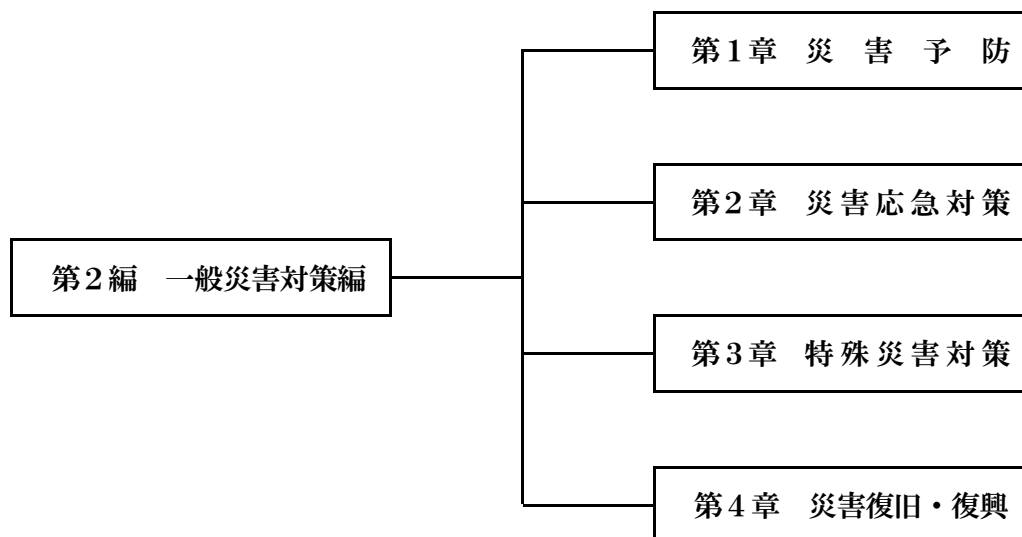


第2編 一般災害対策編



第1章 災害予防

災害に強い施設等の整備

風水害等の災害に際して、被害の軽減を図るためには、各種防災事業を推進し、被害の未然防止や被害の及ぶ範囲を最小限にとどめられるよう整備しておくことが基本となる。このため、災害に強い施設等の整備に係る対策を講ずる。

第1節 土砂災害の防止対策

本町は、地形・地質条件から、土石流、地すべり、急傾斜地崩壊、斜面崩壊等の風水害による土砂災害、山地災害、農地災害等の被害が予想される。このため、このような災害を防止するため、従来より推進されている各種防災事業を継続し、風水害に係る災害危険を解消するための事前対策を計画的に推進する。また、土砂災害から住民の生命を守るため、危険性のある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備等を推進する。

第1 土砂災害の防止対策

1 土砂災害防止事業の推進

本町は、台風、豪雨の発生する頻度が高いため、土石流、がけ崩れ、地すべり等による土砂災害を受けやすい。そのため、これらの危険が予想される箇所を降雨、台風時には巡回して監視する。

(1) 山地災害危険箇所等

町は、山腹崩壊、地すべり、崩壊土砂の流出により、公共施設や人家等に直接被害を与えるおそれのある山地災害危険地区を調査・把握し、山地災害危険箇所等の巡視警戒等災害予防に必要な措置を行う。

(資料3-5～3-6参照)

(2) 土石流危険渓流等

町は、土石流の発生が予想される危険渓流等を調査・把握し、巡視警戒等災害予防に必要な措置を行う。(資料3-1、3-2参照)

(3) 地すべり危険箇所

町は、地すべりの発生が予想される地すべり危険箇所を把握・調査し、巡視警戒等災害予防に必要な処置を行う。←対象無し

(4) 急傾斜地崩壊危険箇所等

町は、がけ崩れの発生が予想される急傾斜地崩壊危険箇所を把握・調査し、巡視警戒等災害予防に必要な措置を行う。(資料3-3、3-4参照)

(5) 建築基準法に基づく災害危険区域

町は、急傾斜地崩壊危険区域または津波、高潮、出水もしくは地すべりによる危険の著しい区域では、住家等の建築を制限するとともに、がけ地に近隣する既存の不適合住宅の移転の促進や、がけ地近接等危険住宅移転事業を行うよう努める。(資料3-7参照)

(6) 交通途絶予想箇所

町は、落石、崩土、河川の氾濫、浸水、高潮等により交通の途絶が予想される箇所を指定し、職員が定期的に防災パトロールを実施し、実態の把握に努める。また、緊急度の高い箇所から順次防災工事を実施し、場合によっては通行規制や通行止の措置を行い、被害の未然防止に努める。(資料3-8参照)

(7) 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等

町は、県と連携し、土砂災害から住民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進する。(資料3-9参照)

ア 土砂災害警戒区域

町は、土砂災害により被害を受けるおそれのある区域として県が指定した土砂災害警戒区域について、土砂災害防止法第8条に基づき各区域ごとに警戒避難体制に関する事項について定め、情報伝達、警戒避難体制の整備、警戒避難に関する事項の住民への周知を図る。

イ 土砂災害特別警戒区域

町は、土砂災害により建築物に損傷が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域について県が行う基礎調査、土砂災害特別警戒区域の指定に協力する。

特別警戒区域内では、住宅宅地分譲や老人ホーム、病院等の要援護者施設を建築するための開発行為に知事の許可を要するほか、建築基準法による建築物の構造規制、土砂災害時に著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者等に対し知事は移転等の勧告が可能となる（資料3-9参照）。

2 砂防施設等の維持管理

砂防施設等（砂防施設、急傾斜地崩壊防止施設及び地すべり防止施設等）が整備されている箇所は、施設の機能を確保する必要がある。このため、砂防施設等管理者は、日頃から巡視や点検を行い、その結果必要な場合には、修繕事業等により施設の機能回復を図る等維持管理に努める。

第2 災害危険箇所等の調査結果の周知

1 災害危険箇所の点検体制の確立

町は、県等の防災関係機関の協力のもとに、災害危険箇所の防災点検を計画的に実施する。災害危険箇所の防災点検の実施にあたっては、当該危険箇所のある地域の自主防災組織のリーダーや、住民の参加を得て行うよう努める。

2 災害危険箇所の災害危険性の把握・周知

町は、災害危険箇所の内容を住民に十分認識してもらえよう、県等の調査結果を周知・公表する。また、危険箇所以外でも多くの災害が発生しているため、町は、その他の災害危険予想箇所についても掌握し、住民に周知する。

3 災害危険箇所等の警戒避難体制の整備

災害危険箇所のある地区の自主防災組織や住民は、常日頃から危険箇所の状態について監視し、災害の発生する危険性がある場合、早めに避難できるように心がける。町は、気象予警報等が出された場合、災害危険箇所のある地区の住民に対して、速やかに避難誘導等の行動に移れる体制を確立しておく。

また、町は、土砂災害が発生した時の住民の自主的避難について、広報紙をはじめ、あらゆる機会を通じて指導するとともに、雨量等の情報をできる限り、住民に提供するよう努めるものとする。

第2節 河川災害・高潮災害等の防止対策

本町は、台風常襲地帯という厳しい自然条件のもとに置かれていることから、河川災害、高潮災害に対する防止対策を講じておく必要がある。このため、従来より推進されている河川堤防、海岸・護岸施設等の整備事業を継続して推進する。

第1 河川災害の防止対策

1 河川災害の防止事業の推進

(1) 河川及び治水施設等の整備状況

本町は、台風常襲地帯という厳しい自然条件のもとにあることから、河川整備にあたっては、緊急度の高いはん濫区域の洪水防御を主眼とし、河川環境にも十分配慮しながら整備事業を推進する。

(2) 河川及び治水施設等の整備方策

護岸施設等の老朽化が進行しているところでは、堤防の被害が生じた際、大きな浸水被害をもたらすおそれが予想されるため、河川堤防の災害防止対策の必要な区間について整備を進める。

第2 高潮災害等の防止対策

1 海岸保全施設整備事業の推進

台風による波浪、高潮等の被害に対処するため、海岸環境にも配慮しながら海岸保全施設の整備を推進する。

2 既存海岸保全施設の老朽化点検、改修

町は、既存海岸施設の老朽化点検を行い、特に重要な施設から改修等を計画的に推進する。

第3節 防災構造化の推進

災害の拡大を防ぎ、被害の軽減を目指す防災まちづくりを推進するため、防災環境を整備するための事業を総合調整して実施し、風水害等に備えた安全な環境の整備を推進する。

第1 防災的土地利用の推進

1 土地区画整理事業の推進

町は、既成市街地及び周辺地域において、土地区画整理事業を推進し、老朽木造住宅密集市街地等、防災上危険な市街地の解消を図るほか、医療、福祉、行政、避難等の機能を有する防災拠点施設との連携が図られるように、道路、公園等の都市基盤施設の整備を進める。

2 新規開発に伴う指導・誘導

町は、新規開発等の事業に際して、各法令等に基づき、防災の観点から総合的な調整・指導を行い、特に危険斜面の周辺等における開発行為に際しては、防災に配慮した土地利用への誘導等を計画的に行う。

第2 建築物の不燃化の推進

1 消火活動困難地域の解消

町は、土地区画整理事業等により、道路・空地を確保・拡充し、消火活動困難地域の解消に努める。

2 公営住宅の不燃化推進

町は、木造及び準耐火構造の公営住宅について、建替え等による住宅不燃化の推進を図る。

3 消防水利・貯水槽等の整備

町は、消防施設等の整備を図るとともに、市街地等の火災に対応できるよう、各種事業により、市街地における貯水槽等消防水利の整備を推進する。

4 その他の災害防止事業

町は、火災時の効果的な消防活動を念頭において、消防活動路等の確保について検討しておく。また、公園や防災拠点施設の整備を進め、火災時の消防・避難・救護活動の円滑な実施を図る。

第3 道路・公園・緑地・空地等のオープンスペースの整備

1 道路の整備（延焼遮断帯機能の確保）

道路は住民の生活と産業の基盤施設として重要であるとともに、災害時において、人員、物資の緊急輸送、避難路等の役割を発揮するほか、市街地火災に際して延焼遮断帯としての機能を発揮する。このため、町は災害に強い道路の整備を計画的に推進し、避難路、緊急輸送道路の確保及び消防活動困難区域の解消に努めるとともに、多重性・代替性の確保が可能となるよう体系的に整備する。

また、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行う。

2 公園・緑地・空地等の整備・確保

町は、都市公園等を計画的に配置・整備し、避難地としての機能を強化する。

山麓部などの斜面地等については、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業等と連携し、土砂災害防止、延焼遮断等の機能を有する緑地・空地の体系的な整備・保全を推進する。

第4 擁壁・ブロック塀等の工作物対策

1 擁壁の安全化

町は、道路部の擁壁等の点検を行い、その結果に基づき必要な補強・補修等の対策を講ずる。宅地に擁壁を設置する場合については、建築基準法に基づく安全化指導を従来に引き続き実施する。

2 ブロック塀等の安全化

町は、建築物防災週間等において新設のブロック塀等の安全化対策や既存のブロック塀等の修繕、補強等の改修について住民及び事業所を指導する。

第4節 建築物災害の防止対策

災害時は、浸水・斜面崩壊による建物損壊や火災による焼失等の被害が予想される。このため、建築物の「構造耐火上の安全性」、「防火性・耐火性」等の安全性を確保することにより、建築物災害の防止対策を推進する。

第1 公共施設及び防災基幹施設の安全性の確保

町の庁舎、消防等の施設、学校、公民館、医療機関の施設は、災害時に応急対策活動の拠点としての重要な防災基幹施設となるほか、学校、公民館等は、避難施設や物資の集積拠点としても利用される。

このため、町は、これらの防災基幹施設や公共施設等が、災害時に有効に活用できるように、関係機関と協力し、施設の機能の保持と安全性を確保する。

第2 一般建築物の安全性の確保

1 住民等への意識啓発

町は、住民に対し、次の意識啓発を実施する。

- (1) 建築物の不燃化等の必要性の啓発
建築確認審査を通じて、建築物の不燃化等の関係法令について、普及・啓発を図るとともに、既存建物については改修時の相談に応じる。このほか、講習会等を実施することにより、不燃化等の必要性を啓発する。
- (2) がけ地近接危険住宅の移転の啓発
がけ地近接等危険住宅の移転について、助成による誘導措置を含め、普及・啓発を図る。
- (3) 建築物等における石綿使用有無の把握
建築物等の所有者、管理者又は占有者に対し、建築物等に石綿を含む建築材料が使用されているか否かの把握に関する知識の普及を図るよう努める。

2 特殊建築物等の安全性の確保

- (1) 特殊建築物の定期検査の実施
不特定多数の者が利用する医療機関、旅館・ホテル、物品販売業を営む店舗等の特殊建築物については、所有者又は管理者が定期的に調査・検査をし、安全確保を図る。
- (2) 特殊建築物の定期的防災査察の実施
前記に掲げた特殊建築物等多人数に供される施設については、「建築物防災週間」（火災予防週間と協調して実施）において消防組合等の協力を得て、防災査察を実施するとともに、年間を通じパトロールを行い、建築物の安全確保を推進する。

第5節 ライフライン施設等の機能確保

第1 施設等の機能確保

ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えると同時に、避難生活環境の悪化等をもたらすことから、県、町及びライフライン事業者は、災害に対する防災対策の促進を図るとともに、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等により災害に対する危険分散及び機能確保を進めるものとする。また、保有するコンピュータシステムやデータの防災対策を推進するとともに、バックアップ等の機能確保対策を推進するものとする。

第2 被害想定に応じた事前措置

ライフライン施設等の機能確保にあたっては、必要に応じ具体的な被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の堅牢化、災害後の復旧体制及び資機材の確保体制の整備等を推進するものとする。

第3 防災関係機関とライフライン関連事業者相互の連携

町民の円滑な日常生活確保のため、防災関係機関及びライフライン関係事業者は、連絡会議を設けるなど、密接な連携のもとに総合的な防災対策を進めるものとする。

第6節 防災研究の推進

町及び関係機関等は、関係研究機関との協力により、災害及び災害対策に関する調査研究を実施し、その成果の活用に努める。

1 地域危険度の調査研究

町は、防災アセスメントを実施することにより、地域の災害危険性を総合的かつ科学的に把握し、地区別防災カルテ、防災マップの作成に努める。

迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

風水害等の災害に際して、迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するためには、事前に応急対策の実施体制（要領）や、個々の対策に必要な物資・資機材等を整備しておく必要がある。

第7節 防災組織の整備

災害時は、人命損傷をはじめ、家屋の倒壊、火災、がけ崩れ、高潮や浸水の発生、道路やライフライン等生活関連施設の損壊等、町内の広範囲にわたる被害の発生が予想される。

このため、被害の拡大を防ぎ、被災者の救援に全力を挙げて対応できるよう、町及び各防災関係機関は、それぞれの計画に基づき、迅速かつ的確な災害応急対策を万全に遂行する防災組織の整備を推進すると共に、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。

また、町防災会議の委員について、多様な視点が反映できる構成とし、防災に関する施策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画拡大や、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立など、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施による地域の防災力向上を図る。

第1 応急活動実施体制の整備

1 職員の動員・配備体制の強化

職員を災害発生の初期からできるだけ早急に、かつ、必要な部署に適切な人数を動員配備させることは、応急対策を迅速かつ的確に実施していくうえで極めて重要である。

このため、県、町及び各防災関係機関は、それぞれの機関において、実情に応じ専門的経験・知見を有する防災担当職員の確保及び育成、参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保及び携帯電話など参集途上での情報収集伝達手段の確保等について検討し、職員の非常参集体制の整備を図る。

なお、町は、職員が災害発生後速やかに配備につき、職務に従事・専念できるよう、次の対策を推進する。（動員配備体制は、本編第2章第1節「応急活動体制の確立」を参照）

- (1) 災害対策本部職員の動員配備を適切に行い、情報の収集・伝達や、各種救援活動に関する初動段階の活動要領等のマニュアルを作成する。
- (2) 勤務時間内・外を問わず常に職員の迅速な警戒体制が確保できるよう、24時間体制により対応する。

2 災害対策本部の運営体制の整備

災害発生時において、災害対策本部の円滑な運営を図るため、次の対策を推進する。（災害対策本部の設置方法は、本編第2章第1節「応急活動体制の確立」を参照）

- (1) 警報発表後、本部設置を必要とする段階で参集してきた職員が手際よく災害対策本部を設置できるよう、情報通信機器の設置方法やレイアウト等を含むマニュアルを作成する。
- (2) 災害対策本部の職員がその能力を最大限に発揮できるよう、少なくとも2～3日分の水、食糧、毛布等を備蓄する。
- (3) 本部会議の職員が災害発生時に的確な活動を行うため、平常時から特に次の点について習熟できるよう、重点的に研修しておく。
 - ア 動員配備・参集方法
 - イ 本部の設営方法
 - ウ 防災行政無線ほか各種機器の操作方法等

3 公的機関及び各防災関係機関の業務継続性の確保追加

- (1) 町は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材「防災基本計画の修正」等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力（H28.2）に伴う修正の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るよう努める。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などに努める。

- (2) 特に、町は災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うことから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくよう努める。

第2 平常時の連絡調整体制の整備

1 情報連絡体制の明確化

町及び防災関係機関は、災害が発生した場合、迅速かつ確かな災害情報等の収集・連絡が行えるようにするため、平常時から次のように、防災組織相互の連絡体制の整備に努める。

- (1) 情報連絡体制の明確化

情報伝達ルート多重化及び情報交換のための情報収集・連絡体制の窓口等の明確化に努める。

- (2) 町及び防災関係機関は、相互間の情報収集・連絡体制が勤務時間外でも連絡可能なように連絡体制の整備に努める。

2 防災関係機関との協力体制の充実

災害時に迅速かつ円滑な防災組織相互の情報収集・連絡が行えるように、次の対策を進める。

- (1) 町及び防災関係機関は、防災に関する情報交換を日頃から積極的に行って、防災組織相互間の協力体制を充実させる。
- (2) 町及び防災関係機関は、災害時の通信体制を整備するとともに、鹿児島地区非常通信協議会と連携し、通信体制の総点検及び非常通信訓練を実施するよう努める。

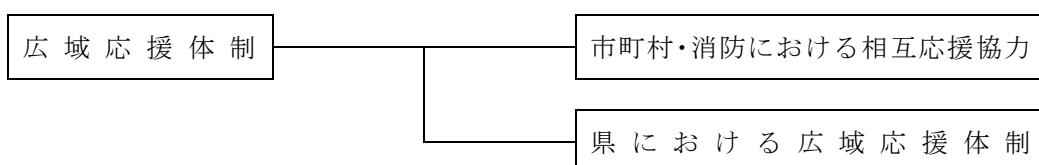
3 自衛隊との連絡体制の整備

町は、地区を管轄する自衛隊と日頃から情報交換や訓練等を通して、連絡体制の整備を図る。（自衛隊の連絡先は、本編第2章第5節「自衛隊の災害派遣要請」を参照）

第3 市町村間の広域応援体制の整備

町は、県及び県内市町村間の災害時相互応援協定に基づき、他の市町村に対する応援を求める場合を想定し、日頃から情報交換や連絡調整に努める。

なお、具体的な広域応援体制については、本編第2章第4節「広域応援体制」に準ずる。



第4 応急活動実施体制の整備

町及び各防災関係機関は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、事業継続性の確保を図るよう努める。

また、実効性のある事業継続体制を確保するため、平常時から訓練等を実施し、事業継続計画の評価・検証等を行い、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・点検等の実施、訓練等通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直しなどに努める。

第8節 通信・広報体制（機器等）の整備

災害時は、通信機器等の損壊等による通信の途絶や輻輳等が予想される。

このため、被害の拡大を防ぎ、被災者の救援に全力を挙げて対応するため、町及び各防災関係機関は、災害に強い複数の通信回線の確保や長時間の停電に対応可能な非常用発電機の整備、通信機器等の保管設置場所の嵩上げや複数化など通信・広報体制（機器等）の整備を推進する。

また、効果的・効率的な防災対策を行うため、IoT、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。

第1 町の通信施設の整備

1 通信施設の整備対策

町は、住民に対して気象・防災に関する情報を迅速に伝達するため、町防災行政無線（屋外拡声方式及び戸別受信方式）の保守整備に努める。また、多様な通信手段による複数の通信回線を確保し、通信回線のバックアップ体制を確立する。（資料6-1、6-2参照）

2 通信施設の運用体制の充実

災害時に迅速かつ確かな通信連絡が行われるよう、日頃から通信施設の運用体制の充実に努める。

(1) 通信機器の操作の習熟

日頃から訓練等を通して、通信機器の操作の習熟に努める。

(2) 通信機器の保守体制の整備

通信機器は定期的に保守点検を行い、性能の維持及び障害の未然防止に努める。

なお、通信機器に障害が生じた場合は、速やかに復旧処理にあたる体制を整備する。

(3) 非常用電源設備の整備

大規模災害時においては、停電復旧作業に時間を要することから、非常用電源設備を推進するとともに、設備の浸水対策を講ずる。また、庁舎の重要な通信機器等は非常用電源回路へ常時接続しておくなど、停電時における電源供給の確保に努める。

第2 防災相互通信無線の整備

1 通信施設の整備対策

町及び防災関係機関は、防災相互通信無線を活用し、災害発生時の災害現場等において、防災関係機関が相互に防災対策に関する通信が行えるよう整備に努める。

2 関係機関の通信手段の活用

町及び関係機関は、相互に連携を密にし、災害時に通信手段の活用が図られるよう努める。

第3 非常通信体制の整備

1 非常通信訓練の実施

災害時における非常通信の円滑かつ効率的な運用と防災関係機関相互の協力体制を図るため、平常時より非常通信の伝送訓練等を行い、通信方法の習熟と通信体制の整備に努める。

非常通信を利用できる時期は、各種災害時等の非常事態が発生し、又は発生の恐れがある場合で、自己の所有する無線通信施設又は一般加入電話等が使用できないとき、又は使用が困難になった場合に対処するため、電波法第52条の規定に基づき、非常通信の活用を図ることとなっている。

2 非常通信の普及啓発

防災関係機関に対し、災害時における情報連絡手段としての非常通信の有効性及び利用促進について普及啓発を行う。

第4 広報体制の整備

大規模な災害発生時に、放送機関の協力のもとに、早期予防、避難に関する緊急情報をテレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）を通じて住民に提供するため、緊急情報提供システム、Lアラート（災害情報共有システム）を効果的に活用する。

また、インターネット（県庁ホームページ、町ホームページ、ツイッター、フェイスブック等のソーシャルメディア、ポータルサイト、鹿児島県防災Web）やLアラート（災害情報共有システム）、緊急速報（エリアメール等）、ワンセグ放送等の多様な媒体の活用体制の整備に努めるとともに、情報の地図化による伝達手段の高度化に努めるとともに、情報の地図化による伝達手段の高度化に努めるものとする。

第9節 消防体制の整備

災害時において、消防活動が迅速かつ確に実施できるよう、消防活動の組織、方法及び関係機関との協力体制を確立しておく必要がある。このため、消防機関による消防活動体制、並びに消防用水利、装備、資機材等の整備を促進する。さらに、地域住民や事業所による出火防止、初期消火体制の整備を促進する。

1 消防活動体制の整備・強化

(1) 消防組織の充実強化

町の消防組織は、常備消防（熊毛地区消防組合屋久島北分遣所及び屋久島南分遣所）と非常備消防（屋久島町消防団）により構成されている。

それぞれの組織は整備された装備・資機材を十分に活用して、より高度な消防活動が行えるよう消防職員及び消防団員のより高度な教育・訓練を実施することにより、消防活動体制の充実強化を図る。

(2) 消防団の育成強化

ア 消防団の育成強化の必要性

消防団は、常備消防と並んで、地域社会における消防防災の中核として、消火等をはじめとする防災活動において重要な役割を果たしている。しかしながら、団員数の減少、高齢化等の問題を抱えており、その育成強化を図ることが必要となっている。

イ 消防団の育成・強化策の推進

町は、次のとおり消防団育成・強化を図り、地域社会の防災体制の強化を図る。

(ア) 消防団員の能力活用

消防団員の知識・技能等は、地域社会にとって有用であることから、これらを地域社会に広め、地域住民の消防団活動に対する理解を促進し、消防団への参加協力の環境づくりを進める。

(イ) 消防団への参加促進

消防団員数が減少の傾向にあることから、事業所に対する協力要請及び女性消防団員の加入促進等を通じて、消防団への参加を促進する。

また、消防団員の資質向上を図るため、教育・訓練の充実を図る。

2 住民に対する火災予防・初期消火体制の整備・強化

(1) 一般家庭に対する火災予防の指導

町は、一般家庭内における火災予防のため、公民館組織、自主防災組織等を通じて、火気使用の適正化や消火器具等の普及等、火災予防の指導に努める。また、火災の早期発見及び焼死防止対策を徹底するため、住宅用火災警報器等の設置促進を図る。

(2) 地域住民の初期消火体制の整備

町は、地域単位で自主防災組織の育成を図るとともに、日頃から火災時の初期消火等について知識、技術の普及に努める。

第10節 避難体制の整備

災害時には、河川出水、斜面崩壊、津波等のため、住民の避難を要する地域が数多く出ることが予想される。このため、災害時等における町長等が行う避難の指示等の基準や避難対策の実施要領を定め、関係住民の適切・安全な避難体制を推進する。なお、避難に際しては、特に要配慮者の安全避難について留意する。

第1 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定等

1 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

町は地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、公園、公民館、学校等の公共施設等を対象に風水害のおそれのない場所に、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所（資料4-1参照）について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

(1) 指定緊急避難場所

町は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制を有するものを指定する。

なお、避難路についても、浸水や斜面崩壊等による障害のない安全なルートを複数選定しておく。

(2) 指定避難所等

町は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。

また、指定避難所内の一般スペースでは生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努めるものとし、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が、相談等の支援を受けられることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。

町は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定し、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

なお、町は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するとともに、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難者の範囲と規模、運営方法、管理者への連絡体制、施設の利用方法等について、事前に学校・教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

2 指定避難所の整備

町は、指定避難所となる施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の整備に努める。

町は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。また、必要な場合には、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。

指定避難所において救護施設、貯水槽・井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ・ラジオ等の機器の整備を図る。

また、停電時においても施設・設備の機能が確保されるよう、長時間対応可能な電源を確保するため、再生可能エネルギーの活用も含めた非常用発電機の整備に努める。

特に、学校施設等においては、電気、水道等のライフラインの寸断や大規模災害による指定避難所設置期間の長期化に備えて備蓄倉庫、情報通信設備、貯水槽・井戸、自家発電設備等の防災機能の向上を図る整備についても考慮しておく。

3 指定避難所における備蓄等の推進

指定避難所又はその近傍施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、指定避難所設置期間が長期化する場合に備えて、これら物資等の円滑な配備体制の整備に努める。

第2 避難体制の整備

1 災害危険箇所の警戒体制の確立

町は、気象警報等が出された場合、災害危険箇所の警戒を実施し、地区の住民に対して速やかに避難誘導等の行動に移れる体制を確立しておく。

2 避難の指示・誘導體制の整備

(1) 基本方針

ア 町長は、災害に際し必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、高齢者等避難（避難に時間を要する高齢者等の避難を促すことをいう。以下同じ。）、避難指示（危険な場所にいる居住者等に対して立退き避難を指示することをいう。以下同じ。）及び緊急安全確保（災害発生・切迫の状況で、危険な場所にいる居住者等に対して緊急安全確保を指示することをいう。以下同じ。）を発令し、居住者等に避難行動を促すものとする。（以下、すべての項目において、「高齢者等避難」、「避難指示」、「緊急安全確保」を「避難指示等」と総称する。）

イ 町長が行う避難指示等は、「避難情報等に関するガイドライン」を踏まえて行う。

ウ 町長以外の避難指示権者は、関係法令に基づき、それぞれの状況に応じ避難の指示を行う。

(2) 避難指示等の実施要領

ア 町長以外の避難指示権者が避難の指示を行ったときは、各法律に基づき、関係機関に報告又は通知するほか町長に通知する。

イ 町長は、自ら避難の指示を行ったとき、又は各種避難指示権者より避難の指示を行った旨の通知を受けたときは、直ちに知事（県危機管理課及び熊毛支庁総務企画課）へ報告するとともに、放送機関に情報提供するものとする。

(3) 避難者の誘導體制の整備

避難者の誘導を安全かつ迅速に行うことができるよう、次のように誘導體制を整備しておく。

ア 避難誘導を必要とする場合は、消防団や自主防災組織等のもとで、組織的に避難誘導をできるようにしておく。特に、高齢者、身体障害者等の要配慮者の安全な避難を最優先する。

イ 災害の種類、危険地域ごとに指定避難所への避難経路をあらかじめ指定しておき、一般住民への周知徹底を図る。その際、周辺の状況を検討し、風水害の場合は浸水、建物の流失、斜面崩壊等のおそれのある危険箇所を避けるようにする。

ウ 町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、災害の種別に対応した指定緊急避難場所であることを明示するよう努める。

エ 状況に応じて誘導員の配置や車両による移送などの方法を講じておく。

オ 町は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。また、避難指示等の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとってわかりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域を示して指示したり、屋内での安全確保措置の区域を示して指示したりするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。

3 自主避難体制の整備

- (1) 町は、災害時における住民の自主避難について、広報紙をはじめあらゆる機会を通じて住民に対する指導に努めるものとする。
- (2) 自治会及び自主防災組織等は、安否確認を兼ねた地域ぐるみの避難体制の整備に努める。
- (3) 住民は、災害時に自ら危険だと判断した場合等においては、隣近所声を掛け合って自主的に避難するよう心掛けるものとする。
- (4) 指定緊急避難場所及び指定避難所とは別に、自治会及び自主防災組織等が公民館、集会所等の身近な施設を自主的に開設・運営する避難所等として町に登録を行い、町が災害時に避難状況の把握や支援を行うことを目的とした、いわゆる「届出避難所」の運用を進める。

「届出避難所」は、町の発令する避難情報の有無に関わらず、自治会及び自主防災組織等が自らの判断で開設することから、迅速な対応が可能であること。また、身近な施設を利用するため移動の利便性や安全性が高いことなども期待されるため、町は、指定避難所以外に避難所活用が見込まれる施設・場所の洗い出し・リスト化と併せて、「届出避難所」登録等について必要な検討を行う。

4 避難指示等の伝達方法の周知

- (1) 避難指示等の伝達系統・伝達体制の整備

避難指示等の伝達は、本章第8節の「通信・広報体制（機器等）の整備」に示す広報体制に準じ、住民への周知が最も迅速で確実な方法により実施できるよう、次のようにあらかじめ伝達系統や伝達体制を整備しておく。

ア 同報無線等無線施設を利用して伝達する。

イ 自主防災組織等を通じ、関係者が直接口頭及び拡声器により伝達する。

ウ サイレン及び鐘をもって伝達する。

エ 広報車による呼びかけにより伝達する。

オ テレビ、ラジオ、電話等の利用により伝達する。

- (2) 伝達方法等の周知

町長は、危険区域ごとに避難指示等の伝達組織及び伝達方法を定め、かねてから危険区域周辺の住民に周知徹底を図る。

5 要配慮者の避難体制の強化

避難行動要支援者の避難については、以下の点に留意し「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（内閣府）や「要配慮者の避難支援モデルプラン」（鹿児島県）を参考にして、町は「避難支援プラン」を作成し、地域の実情に応じた避難行動要支援者の避難支援体制の整備を図る。

(1) 避難指示等の伝達体制の確立

町は、日頃から要配慮者、特に避難にあたって他人の介添えが必要な避難行動要支援者の把握に努めるとともに、避難行動要支援者名簿を作成し、避難指示等が確実に伝達できる手段・方法を事前に定めておく。

(2) 地域ぐるみの避難誘導體制の整備

町は、避難行動要支援者が避難するにあたっては、他人の介添えが必要であることから、避難誘導員をはじめ、自主防災組織など地域ぐるみの避難誘導等の方法を事前に具体的に定めておく。

(3) 要配慮者の特性に合わせた指定避難所等の指定・整備

指定避難所等の指定や避難経路の設定にあたっては、地域の要配慮者の実態に合わせ、利便性や安全性を十分配慮する。また、避難行動要支援者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難支援計画の策定、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を図る。

なお、指定避難所においては、高齢者や身体障害者などの介護等に必要な設備や備品等についても十分配慮するとともに、避難生活が長期化することが予想される場合には、これらの者が一般の指定避難所とは別に、マンパワーなど介護に必要な機能を備えた指定避難所で避難生活ができるよう配慮する。

6 避難計画の整備

町は、特に災害危険箇所等の住民を対象に、次の内容の避難計画を作成する。

(1) 災害危険箇所の概況

当該地区の世帯数、人口及び避難等の際に留意すべき要配慮者の状況、福祉施設等の状況を把握しておく。

(2) 住民への情報伝達方法の整備

町防災行政無線のほか、広報車、消防団員等による戸別広報等の伝達方法についての効果的な運用方法を整備しておく。

(3) 指定避難所・避難路の指定

指定避難所については、構造や立地条件等安全性と利便性に十分配慮して定める。避難路についても、途中にげけ崩れや浸水、高潮等の影響がない安全な経路を複数定める。また、指定避難所における住民の世話人の配備等の措置を定める。

(4) 避難誘導員等の指定

避難する際の消防団員や自主防災組織のリーダー等誘導員を定め、特に、避難行動要支援者については誘導担当者を定める。

(5) 避難指示等の基準の設定

土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。また、土砂災害警戒区域等を避難指示等の発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒情報の補足情報となる河川砂防情報システムによる危険度レベル（レベル1、2、3、4）、気象庁の防災情報提供システムや気象庁ホームページの大雨警報（土砂災害）の危険度分布等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難指示等を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。

7 避難訓練

町及び各防災関係機関の長は、地区内の自主防災組織等とも十分連携をとりつつ、各種災害を想定した避難訓練を実施する。なお、避難訓練の方法は、本章第17節「防災訓練の効果的実施」で定める。

第3 広域避難体制の整備

町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

第4 各種施設における避難体制の整備

1 学校等における児童生徒等の避難体制等の整備

町長及び教育長は、町内の学校等における児童生徒・園児の避難体制を、次の方法により整備しておくよう各学校長・園長に徹底しておく。

(1) 集団避難計画の作成

ア 教育長は、町内学校等の児童生徒等の集団避難計画を作成するとともに、各校長等に対し各学校等の実情に応じた具体的な避難計画を作成させる。高等学校の校長は、所在地の市町村の児童生徒の集団避難計画に準じ、実情に応じた具体的な避難計画を作成する。

イ 児童生徒等の避難計画は、児童生徒等の心身の発達過程を考慮し、何よりも生命の安全、健康の保持に重点をおいて作成する。

ウ 災害種別、状況等を想定し、集団避難の順序、経路等をあらかじめ定めておく。

(2) 避難指示等の実施要領の明確化及びその徹底

教育長や校長等による避難指示の実施要領等をあらかじめ定め徹底しておく。

(3) 避難誘導體制の強化

ア 避難指示等を実施した場合の各関係者への通報・連絡は、迅速かつ確実に行われるようあらかじめ連絡網を整備しておく。

イ 学校長等はおおむね次の事項について計画し、集団避難が安全迅速に行われるようにする。

(ア) 災害、種別に応じた避難指示等の伝達方法

(イ) 指定緊急避難場所の指定

(ウ) 避難順位及び指定緊急避難場所までの誘導責任者

(エ) 児童生徒等の携行品

(オ) 余裕がある場合の書類、備品等の搬出計画

ウ 校舎等については、かねてから非常口等を確認するとともに、緊急時の使用ができるように整備しておく。

エ 災害が学校内又は学校付近で発生した場合、校長等は速やかに関係機関に通報する。

オ 児童生徒等を自宅に帰宅させる場合の基準を定め周知しておく。

(ア) 地域担当教師の誘導を必要とする場合は、地域ごとに安全な場所まで誘導すること。

(イ) 地域ごとに児童生徒等を集団下校する場合は、校区内の危険箇所（がけ崩れ、危険橋、堤防）の通行を避けること。

カ 児童生徒等が自宅等にいる場合における臨時休校の通告方法の基準、連絡網を児童生徒等に周知徹底しておく。

キ 校長等は、災害種別に応じた避難訓練を日頃から実施しておく。

2 病院、社会福祉施設等における避難体制等の整備

社会福祉施設の入所者や病院等の患者等には、「避難行動要支援者」が多く、自力で避難することが困難であり、また避難先にも介護品等が必要であるなど、災害時にも特別の配慮を要することから、施設の防災力の強化や入所・入院患者の避難対策等について定めておく。

なお、町地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者関連施設の管理者等については、施設の利用者の洪水時又は土砂災害が発生するおそれがある場合の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画の作成及び訓練の実施が義務付けられている。（水防法第15条の3、土砂災

害防止法第8条の2)

(1) 避難体制の整備

要配慮者利用施設の管理者は、災害が発生した場合、迅速かつ的確に避難指示等や避難誘導等の対策を実施できるよう、あらかじめ施設所在地域における浸水するおそれのある河川の情報、土砂災害に関する情報や避難情報を収集・伝達する避難体制を整備し、施設職員の任務分担や緊急連絡体制等を確立しておく。特に、夜間においては職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防機関等への通報連絡や、日没前での職員の事前動員など、入所者等の避難誘導體制に十分配慮した避難体制を確立しておく。

また、社会福祉施設や病院等の管理者は、日頃から町や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の避難誘導にあたっての協力体制づくりに努める。

(2) 緊急連絡体制等の整備

要配慮者利用施設の管理者は、災害に備え消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置するなど、緊急時における避難指示や誘導にあたっての情報伝達の手段、方法を確立するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡体制の整備・強化に努める。

(3) 設備の整備・物資の確保

要配慮者利用施設の管理者は、洪水予報、土砂災害に関する情報等や避難情報を入手するためのファックスや携帯電話等の設備を整備する。

また、夜間に避難を行う場合に備え、電池式照明器具や避難者が誘導員と識別しやすい誘導用ライフジャケット等必要な物資を用意するとともに、屋内安全確保を行う場合に備え、施設内での滞在に必要な物資の確保に努める。

(4) 防災教育・避難訓練の充実

要配慮者利用施設の管理者は、施設等の職員や入所者等が、災害時において適切な避難行動がとれるよう、定期的に防災教育を実施するとともに、施設の立地条件や施設の構造、入所者や患者の実態等に応じた避難訓練を定期的実施するよう努める。

3 不特定多数の者が出入りする施設における避難体制等の整備

(1) 防災設備等の整備

施設管理者は、施設の利用者が不特定かつ多数に及ぶことから、施設そのものの安全性を高めるよう努める。また、電気、水道等の供給停止に備え、当該施設で予想される災害の種類に応じた防災資機材や非常用自家発電機等の整備・備蓄に努める。

(2) 組織体制の整備

施設管理者は、災害の予防や災害が発生した場合に迅速かつ的確な対応ができるよう、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等を確立しておく。

特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防機関等への通報連絡や利用者等の避難誘導體制に十分配慮した組織体制を確立しておく。

また、日頃から町や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の協力体制づくりに努める。

(3) 緊急連絡体制等の整備

施設管理者は、災害に備え消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置する等、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡が行える体制の整備・強化に努める。

(4) 防災教育・防災訓練の充実

施設管理者は、災害時において施設の職員等が適切な行動がとれるよう、定期的に防災教育を実施するとともに、施設の立地条件や構造、入所者等の実態などに応じた防災訓練を定期的実施するよう努める。

第5 指定避難所の収容、運営体制の整備

1 指定避難所の開設・収容体制の整備

(1) 避難所の開設・収容

指定避難所の開設及び収容は、災害救助法が適用された場合においては、知事の委任を受けた町長が行う。町長は、救助に着手したときは、指定避難所開設の日時及び場所、箇所数及び各指定避難所の収容人員、開設期間の見込み等について直ちに知事に報告する。

災害救助法が適用されない場合における指定避難所の開設及び収容は町長が実施する。また、指定避難所を開設したときは住民等へ周知を徹底し、指定避難所に収容すべき者を誘導し、保護しなければならない。

(2) 福祉避難所等の確保

町は、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者のニーズを把握し、必要な対応を行うとともに、必要に応じて、社会福祉施設等や公的宿泊施設等の協力も得つつ、福祉避難所を設置するなどの措置を講ずるよう努める。

なお、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、安全性に配慮しつつ管理所有者の同意を得て避難所として開設するとともに、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮して、被災地域以外の地域にあるものも含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。

(3) 適切な避難所収容体制の構築

町は、特定の指定避難所に避難者が集中することを防ぐため、県防災Webや町独自のアプリケーションなど多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する体制の構築に努める。

町は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

2 指定避難所の運営体制の整備

町は、指定避難所ごとに、運営にあたる管理責任者をあらかじめ定めておくとともに、本来の施設管理者との連携のもとで、運営における女性の参画を推進し、住民の自主防災組織やボランティア組織と協力して、指定避難所に避難した被災者の実態やニーズの迅速な把握及び指定避難所の効率的な管理運営がなされるよう、「避難所管理運営マニュアルモデル」（平成29年9月改正鹿児島県）及び「同モデルの新型コロナウイルス感染症対策指針」（令和3年8月改定）を参考に、避難所管理運営マニュアルを作成し、指定避難所の管理運営体制の整備に努める。

町は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。

町は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

また、町及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO、ボランティア等との定期的な情報交換に努める。

なお、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策に努める。

3 指定避難所の生活環境改善システムの整備

町は、関係機関の協力のもと、指定避難所への食糧や生活用品の迅速な供給システムの整備及びプライバシーの確保、トイレ、入浴の確保等生活環境改善対策、迅速な情報提供手段・システムの整備に努める。

4 避難所巡回パトロール体制の整備

町は、被災者の避難所生活が長期化する場合に備え、被災者のニーズの把握や防犯対策のため、警察と連携した避難所巡回パトロール体制の整備に努める。

第11節 救急・救助体制の整備

第1 救急・救助体制の整備

1 関係機関等による救急・救助体制の整備

災害時では、土砂崩れ等による生き埋め等の発生が予想されるため、関係機関等は生き埋め等からの救急・救助体制の整備に努める。

(1) 町（消防組合を含む。）の救急・救助体制の整備

ア 熊毛地区消防組合を主体とし、救出対象者の状況に応じた救出班の整備に努める。

イ 町は、町内で予想される災害に対応する救出作業に備え、普段から必要な資機材の所在、確保方法や関係機関への協力要請等について十分に検討しておく。

また、土砂崩れ等で孤立化が予想される地域については、町は事前に孤立者の救助方法や情報伝達手段の確保、救出にあたる関係機関等との相互情報連絡体制等について十分に検討しておく。

ウ 救急救護活動を効果的に実施するため、救急救命士等救急隊員を養成するとともに、職員の教育訓練を充実させる。

エ 傷病者の速やかな搬送を行うため、広域災害救急医療情報システム（EMIS）等の整備を図り、医療情報収集体制を強化する。

(2) 消防団の救出・救助体制の整備

日頃から、地域の要配慮者等の把握を行うとともに、救出・救助の訓練や救出・救助用資機材の整備・点検に努める。

2 救助の実施体制の構築

県及び町は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。

第2 孤立化集落対策

町は、土砂崩れ等で孤立化が予想される地域については、「孤立化集落対策マニュアル」（[資料4-2参照](#)）に基づき、孤立者の救出方法や当該地域と町との情報伝達手段の確保、救出にあたる関係機関等との相互情報連絡体制等について十分に検討しておく。

第3 住民の救急・救助への協力

災害時には、住民による地域ぐるみの救急・救助への参加協力も必要になる。

このため、一般住民は日頃から町や県が実施する防災訓練や研修会等に積極的に参加し、救急・救助活動に関する知識や応急救護処置等の習得に努める。

第 12 節 交通確保体制の整備

第 1 交通規制の実施

災害時には、道路・橋梁等の交通施設に被害が発生することが予想され、交通の混乱を防止し緊急輸送路を確保することが必要である。

このため、交通の混乱を防止し緊急輸送路を確保するための交通規制を実施する。

1 交通規制の実施責任者

区 分	実施責任者	範 囲
道 路 管 理 者	知 事（県道） 町 長（町道）	（道路法第 46 条） 1 道路の破損、決壊その他の事由により、交通が危険であると認められる場合。 2 道路に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合。
公 安 委 員 会	公安委員会 警察署長 警察官	（災害対策基本法第 76 条） 1 災害応急対策に従事する者、又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送を確保するため必要があると認めるとき。（道路交通法第 4 条～第 6 条） 2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑化を図るため、特に必要があると認めるとき。 3 道路の損壊、火災の発生、その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合。
港 湾 管 理 者	知 事 町 長	（港湾法第 12 条第 1 項第 4 号の 2） 水域施設（航路、泊地及び船だまり）の使用に関し必要な規制。
海 上 保 安 機 関	海上保安本部長 海上保安部署長 港 長 海上保安官	（港則法第 39 条） 1 船舶交通の安全のため必要があると認めるとき。 2 海難の発生、その他の事情により特定港内において船舶交通の混雑が生ずるおそれがあるとき、又は混雑を緩和するため必要があると認められるとき。 （海上保安庁法第 18 条） 3 海上における犯罪が正に行われようとしている場合、又は天災等の危険な事態が存在する場合であって、人命・財産に危害が及ぶおそれがあり、かつ急を要するとき。

（県防災計画より）

2 交通規制の実施体制の整備方針

区 分	整 備 方 針
道 路 管 理 者	<p>道路管理者は、道路・橋梁等交通施設の巡回調査に努め、災害により交通施設等の危険な状況が予想されるとき、又は発見通報等に備え速やかに必要な規制を行う体制の整備に努める。</p>
警 察 機 関	<p>警察機関は、交通の混乱を防止し、緊急交通路を確保するために以下の項目について整備に努める。</p> <p>ア 交通規制計画の作成 発災時の交通安全や緊急通行車両の通行確保を行うため、あるいは防災訓練のための交通規制計画についてその作成に努める。</p> <p>イ 交通情報の収集 交通情報の収集は、航空機・オートバイその他の機動力を活用することとし、交通情報の収集を行う班体制の整備に努める。</p> <p>ウ 関係機関や住民等への周知 交通規制を実施した場合の交通機関や住民等への周知方について、その内容や方法・手段を日頃から計画しておく。 また、道路交通情報センターや報道機関との連携を日頃から図っておく。</p> <p>エ 警備業協会との交通誘導業務等の協定締結 規制要員は制服警察官を中心に編成するべきであるが、災害発生時において警察官は、被害者等の救出・救助に重点を指向した活動を行う必要性が高いために、緊急交通路確保に関し、警備業協会と締結した「交通誘導業務等に関する業務協定」により出動を要請する。</p> <p>オ 装備資機材の整備 規制用サインカーや規制用標識等の装備資機材の整備に努める。</p>
港 湾 管 理 者 及 び 海 上 保 安 機 関	<p>港湾管理者及び海上保安機関は、交通の禁止、制限区域の設定、危険区域の周知及び港内岸壁付近の交通整理等の緊密な連携について検討する。</p>

(県防災計画より)

第2 緊急通行車両の事前届出・確認

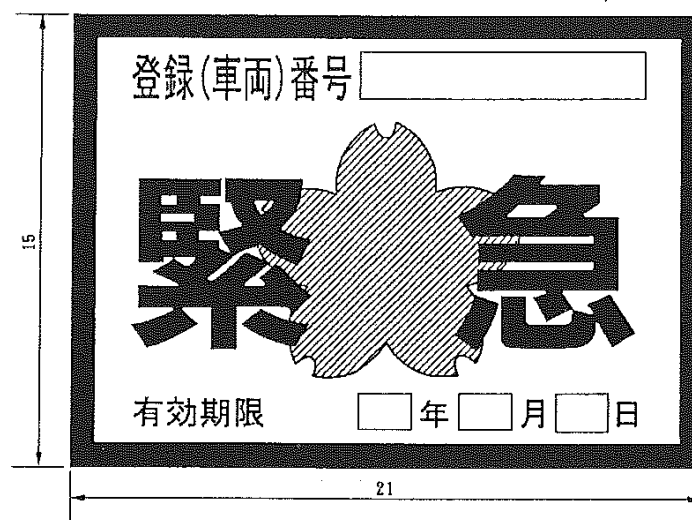
1 緊急通行車両の事前届出

町が保有し、若しくは町との協定等により常時これらの機関の活動専用に使される車両、又は災害発生時に他の関係機関、団体等から調達する車両等で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、緊急通行車両の事前届出を行うことができる。（資料10-3参照）

2 届出済証の受理と確認

- (1) 県公安委員会による緊急通行車両に該当するかどうかの審査を受け、該当すると認められるものについては届出済証の交付を受ける。
- (2) 届出済証の交付を受けた車両については、緊急通行車両の標章及び確認証明書の交付を受ける。

緊急通行車両の標章



- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
 - 2 記号の部分に表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
 - 3 図示の長さの単位はセンチメートルとする。

第13節 輸送体制の整備

第1 輸送手段の確保及び関係機関相互の協力関係の強化

1 輸送手段の確保

災害時には、被災者の避難並びに災害応急対策及び災害救助を実施するのに必要な要員及び物資の輸送を、迅速かつ的確に行うことが必要である。

このため、各計画が効率的に実施されるように、必要な車両・船艇・労務の確保を図るなど、輸送体制の整備を計画的に推進し、救援物資・資機材等を輸送する輸送手段を次のとおり確保する。

(1) 道路輸送

道路交通が確保されている場合、原則として町現有車両を使用するが、災害の規模に応じ一般運送業者の協力を得て輸送を行う。

(2) 海上輸送

陸上輸送が不可能な場合は、漁業協同組合等の協力による漁船の借上げによって行うほか、海上保安本部及び自衛隊所属の船舶による輸送を要請する。

(3) 空中輸送

地上輸送が不可能な場合には、ヘリコプター等の出動を要請するほか、知事に対し自衛隊の派遣を要請する。

2 関係機関との協力関係の強化

災害時の迅速かつ的確な輸送手段の確保を図るために、応援要請や緊急時の通信連絡体制等について、協力協定の締結や運用計画を作成するなど、日頃から連携を図っておく。

第2 輸送施設・集積拠点等の指定

1 輸送施設の指定

災害時に被災者や救援物資・資機材等を輸送する輸送施設をあらかじめ指定する。

(臨時ヘリポートの指定については、資料10-2参照)

2 集積拠点の指定

災害時の救援物資や資機材等の集積拠点をあらかじめ指定する。

(指定箇所については、資料10-1参照)

3 民間事業者の管理する施設の把握

町は、集積拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくものとする。

第3 緊急輸送道路確保体制の整備

1 作業体制の充実

町及び道路管理者は、平素から、災害時において関係機関及び関係業界が迅速かつ的確な協力体制を確立して通行確保の作業が実施できるよう、効率的な作業体制の充実を図る。

2 装備・資材の整備

町及び道路管理者は、平素から作業用装備・資材の整備を行うとともに、建設業協会等を通じて使用できる建設機械等の把握を行う。

3 関係団体等との協力関係の強化

町及び道路管理者は、災害時に建設業協会や関係団体等の協力を得て、迅速かつ的確な作業が実施できるように協力関係の強化を図る。

第 14 節 医療体制の整備

1 医療体制の整備

災害時は多数の負傷者が発生し、また、医療機関が被害を受けて混乱が予想される。

このため町は、医師会・県（保健所）・医療機関・日本赤十字社等と協力し、災害時の医療体制の整備を図る。

(1) 救護班体制の整備

- ア 救護班の編成計画の作成
- イ 救護班の相互連携体制の強化

町は、県（保健所）・熊毛地区医師会との連携のもと、公的医療機関・日本赤十字社鹿児島県支部・熊毛郡歯科医師会・鹿児島県薬剤師会熊毛支部等、各救護班との相互連絡体制を図る。

(2) 救護所の設置、運営計画

医療の万全を期すため、災害の状況に応じて救護所を設置する。町は指定した指定避難所を救護所として設置するが、その運営については屋久島保健所や熊毛地区医師会等とあらかじめ協議しておくものとする。また、傷病者が多数発生した場合を想定した現場救護所や巡回診療等についても考慮しておく。

(3) 災害拠点病院との連携

広域災害時に備え、災害医療支援機能を有する災害拠点病院（基幹災害拠点病院、地域災害拠点病院）との連携を強化する。

(4) 医療機関の防災体制の確立

各医療機関は、入院患者の安全確保やライフラインの被災による停電・断水等にも対応できる医療体制の確立について、病院防災マニュアルを作成するなど平素から整備しておくものとする。

(5) 情報連絡体制の充実

町は、保健所及び公的医療機関・熊毛地区医師会・熊毛郡歯科医師会・鹿児島県薬剤師会熊毛支部・日本赤十字社鹿児島支部等との相互の情報連絡体制の整備を図る。

また、災害時に迅速かつ的確に救援・救助等を行うために、広域災害救急医療情報システム（EMIS）を活用する。

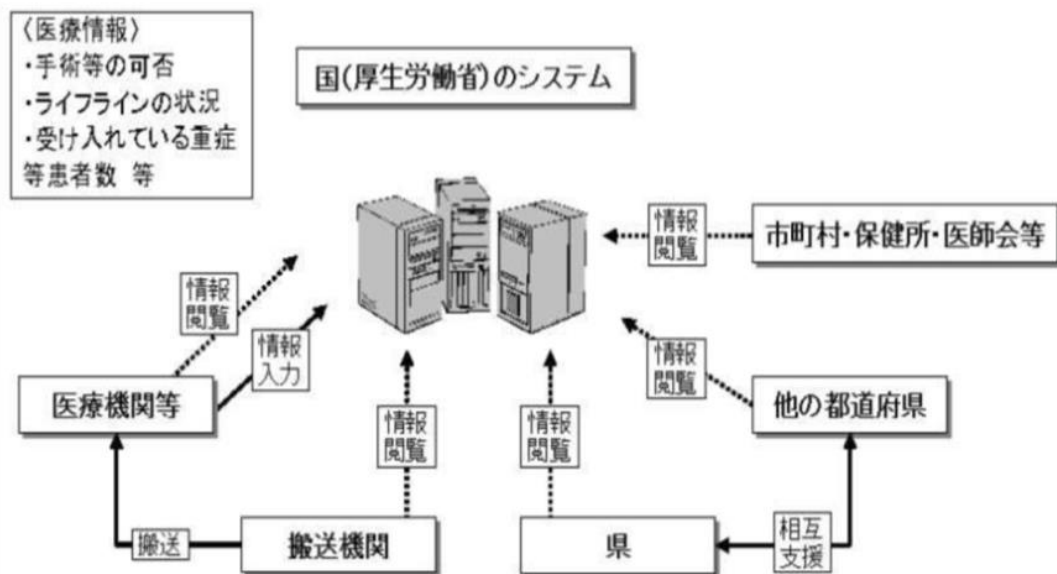


図 広域災害救急医療情報システム（EMIS）の概要

2 後方搬送体制の整備

- (1) 後方医療施設の確保体制の整備
災害時入院治療や高度医療の必要な負傷者を収容するための医療施設の確保に努める。
- (2) 町及び関係機関相互の役割
負傷者の後方搬送についてそれぞれの役割や分担を明確に定めておく。
- (3) トリアージ（傷病程度の選別）の訓練・習熟
多数の負傷者が発生している災害現場において、救急活動を効率的に実施するために、日頃からトリアージ・タッグを活用した救護活動を訓練し習熟に努める。
- (4) 透析患者や在宅難病患者等への対応
 - ア 透析患者等への対応
災害時にも平常時と同様の適切な医療体制を確保する必要があることから、断水時における透析施設への水の優先的供給、島外への患者の搬送や医師会等関係機関との連携による情報提供を行う体制を整える。
 - イ 在宅難病患者・長期療養児等への対応
平常時から保健所を通じて患者の把握を行うとともに、医療機関等との連携により、災害時における在宅難病患者の搬送及び救護の体制を確保する。

第 15 節 その他の災害応急対策事前措置体制の整備

町は、その他の災害応急対策事前措置体制について、整備を計画的に推進する。

なお、大規模な災害が発生した場合の被害等を想定し、孤立が想定されるなどの地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資について、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制等を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

また、平時から訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

第 1 食糧の供給体制の整備

1 食糧の備蓄等の推進

災害が発生した場合の住民の生活を確保するため、食糧の確保について平常時から次の措置を行う。

- (1) 町は、被災者等に対し食糧を迅速かつ円滑に供給するため、緊急に必要な食糧の備蓄場所を確保するとともに、流通備蓄について事業所と連携し、計画的な食糧の供給体制を確保する。
- (2) 町は、住民及び自主防災組織等が実施する緊急物資確保対策の啓発・指導を行う。
- (3) 住民は、7日間程度の最低限度の生活を確保できる日用品等の備蓄を行うとともに、3日間程度の非常食を含む非常持出品を準備する。
- (4) 住民は、自主防災組織等を通じて緊急食糧の共同備蓄を進める。

2 食糧の調達に関する協定等の締結

町は、災害時の食糧調達について民間流通業者等と協力協定の締結に努める。

第 2 飲料水の供給体制の整備

1 給水施設の応急復旧体制の整備

- (1) 給水能力の把握
町は、あらかじめ非常災害時の給水を考慮し、緊急時に確保できる水量について調査し把握しておく。
- (2) 復旧に要する業者との協力
町は、取水・送水・配給水施設を速やかに復旧して飲料水の確保を図るために、復旧に要する業者（労務、機械、資材等）との間において災害時における協力協定の締結に努め、応急復旧体制の

整備に万全を期す。

(3) 緊急度・優先度を考慮した応急復旧

町は、医療機関や社会福祉施設等、早急に応急復旧の必要な施設等をあらかじめ把握し、緊急度・優先度を考慮した応急復旧順序等についても検討する。

(4) 広域応援体制の整備

町は、日頃から取水・送水・配給水施設の復旧及び給水車等による応急給水等について、相互応援体制の整備に努める。

2 耐災害性の水道施設の整備促進

町は、あらかじめ非常災害時の給水を考慮し、緊急時に確保できる水量について調査、把握しておく。また、災害に強い水道施設及び災害時に最大限水の確保が可能な施設についても計画的に整備を行う。

3 給水用資機材の整備

町は、必要に応じ給水車・給水タンク・ポリ容器等の給水用資機材の整備を検討する。

第3 生活必需品の供給体制の整備

1 生活必需品の備蓄計画の策定

町は、必要とされる生活必需品の種類、数量及び備蓄場所等について、具体的な生活必需品の備蓄計画を策定しておく。

2 流通在庫の調達

備蓄物資のみでは不足する場合、町は、生活協同組合・スーパー・コンビニエンスストア等、流通業者の流通在庫から生活必需品を調達し得るよう、関係業者等の把握に努める。

第4 感染症予防、食品衛生、生活衛生対策の事前措置

1 感染症予防対策

(1) 感染症予防に必要な資機材及び薬剤等の整備

町は、感染症予防に必要な資機材及び薬剤等の整備に努める。

(消毒による1戸当たりの使用薬剤の基準、ねずみ族・こん虫等の駆除の使用薬剤の基準については、本編第2章第24節「感染症予防、食品衛生、生活衛生対策」を参照)

(2) 感染症予防の実施体制の整備

町は、感染症予防作業のために感染症予防班の編成計画を作成する。

感染症予防班は、町の職員及び臨時に雇い上げた作業員をもって編成する。

2 食品衛生対策

大災害の場合、食品衛生監視員のみでは十分な監視指導ができない場合もあるため、状況により食品衛生協会の協力を求め、速やかな状況把握と衛生指導を行うため、日頃から連携の強化に努める。

3 生活衛生対策

(1) 営業施設での生活衛生対策

営業施設の被災状況の把握、被災施設の重点的監視を行う体制を整備する。

(2) 業者団体との連携強化

大災害の場合、生活衛生監視員のみでは十分な監視指導ができない場合もあるので、状況により生活営業指導センター、生活衛生同業組合等の協力を求め、速やかな状況把握と衛生指導を行うため、日頃から連携の強化に努める。

4 し尿処理対策

(1) 仮設トイレの備蓄計画の策定

町は、県地震等災害被害予測調査（平成 24～25 年度）や屋久島町災害廃棄物処理計画、県災害廃棄物処理計画（平成 30 年 3 月）等を踏まえて、必要とされる仮設トイレの数量及び備蓄場所等について具体的な備蓄計画の策定に努め、県へ情報提供を行う。

(2) 広域応援体制の整備

町及び下水道管理者は、日頃から、し尿処理施設の普及及びし尿収集車等によるし尿処理等について、相互応援体制の整備に努める。

5 ごみ処理対策

(1) 町は、国の災害廃棄物対策指針等を踏まえ、県災害廃棄物処理計画と整合を図りながら、災害廃棄物の仮置場の確保や運用指針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の市町村等との連携・協力のあり方等について、屋久島町災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。

(2) 国、県及び町は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努める。

第 5 住宅の確保対策の事前措置

1 住宅の供給体制の整備

大規模な災害が発生すると、多数の応急住宅の需要が予想されるので、町は住宅の供給体制の整備に努める。

(1) 町は、国・県で確保している応急仮設住宅用資材を円滑に調達できるように、入手手続等を整えておく。

(2) 災害により住家を失った人に対して、迅速に住宅を提供できるよう、町営の公共住宅の空き状況が速やかに把握できる体制を整える。

(3) 応急仮設住宅等への入居基準等についてあらかじめ定めておく。

2 応急仮設住宅の建設予定候補地の把握

速やかに用地確保ができるように、応急仮設住宅の建設予定候補地のリストを作成し、把握しておく。

また、町は、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

第 6 総合防災力の強化に関する対策

1 防災拠点の整備の推進

大規模災害時における適切な防災対策を実施するためには、平素から防災に関する意識の高揚や対応力の向上に努める一方、災害の発生時において、住民が避難し防災活動を実施するための拠点を確保する必要がある。

このため、平常時の防災知識の普及啓発、訓練機能、防災資機材の備蓄機能、災害時の防災活動拠点機能などを有するものとして、自治会、町内会の区域にはコミュニティ防火拠点を、小学校区又は中学校区には地域防災拠点の整備を進める。

2 県消防・防災ヘリコプターの活用

大規模な災害が発生した場合、道路の寸断や渋滞等により、情報収集や物資・災害応急要員・負傷者の搬送等に大きな障害が発生する可能性が高い。

このため、消防防災活動に必要な装備を備えた、広域的かつ機動的な活動能力を有する県消防・防災ヘリコプターの活用により、災害応急対策活動等の充実強化に努める。

(1) 消防・防災ヘリコプターの活動内容

ア 被害状況の調査及び情報収集活動

イ 傷病者・医療関係者・消防隊員等の搬送及び医療・消防資機材の輸送

- ウ 被災者等の救出
- エ 生活必需品・救援物資の輸送及び災害応急要員等の搬送
- オ 住民に対する情報伝達活動など

(2) 運航体制の確立

消防・防災ヘリコプターの運用を円滑に行うため、ヘリポートやヘリコプター活動拠点の整備充実、警察本部及び自衛隊保有のヘリコプターとの連携を並行して進める。

3 災害応急対策体制の構築

町は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するものとする。

また、町は災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧・復興を実施するための備えとして、災害応急対策への協力が期待される建設業等の担い手の確保・育成・定着に取り組む。

町は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努める。

4 予防保全や復旧作業の迅速化に向けた相互連携

町、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努めるものとする。

5 防災行動計画

町及び防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。

また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

住民の防災活動の促進

災害に際して、効果的な防災対策を行うためには、平素から住民や防災機関職員の防災知識の普及・啓発、防災訓練を実施しておくほか、自主防災組織や防災ボランティアの育成強化、要配慮者対策等を推進し、住民の防災意識と対応能力の強化を図っておくことが必要である。

また、町は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、次のような取組を行い、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。

- ・ 地域の防災力を高めていくため、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材(副読本)の充実を図るものとする。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。
- ・ 各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。
- ・ 防災(防災・減災への取組実施機関)と福祉(地域包括支援センター・ケアマネジャー)の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図る。
- ・ 防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

第16節 防災知識の普及・啓発

災害に対して的確な行動がとれるよう、住民及び職員に対し、災害予防又は災害応急対策等に関し、防災知識の普及啓発を図っておく必要がある。このため、災害予防又は災害応急対策の実施の任にある各機関は、それぞれ防災知識の普及・啓発を推進する。

第1 住民に対する防災知識の普及啓発

1 住民への防災知識の普及啓発

(1) 防災知識の普及・啓発の手段

町が行う防災知識の普及は、次に示す各種媒体を活用する。

- ア 広報紙・印刷物(チラシ・ポスター等)
- イ ラジオ・テレビ・新聞・インターネット
- ウ 広報車の巡回
- エ 講習会・パネル展示会等の開催
- オ 映画・ビデオ・スライド
- カ 防災行政無線等

(2) 防災知識の普及啓発の内容

住民への防災知識の普及啓発の内容は概ね次のとおりである。

なお、普及に際しては、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の地域における支援体制の整備や、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮して行う。

ア 住民等の責務

(ア) 町民及び事業者

自ら防災対策を行うとともに、町及び防災関係機関と連携し及び協働すること。

(イ) 自主防災組織

地域における防災対策を行うとともに、町及び防災関係機関と連携し及び協働すること。

イ 地域防災計画の概要

ウ 災害予防措置

- (ア) 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること。
- (イ) 家庭での予防・安全対策
 - a 災害に備えた「最低3日分、推奨1週間」の食糧、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトイレットペーパー等の備蓄
 - b 非常持出品（救急箱・懐中電灯・ラジオ・乾電池等）の準備
 - c 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備
 - d 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等
- (ウ) 出火防止・初期消火等の心得
- (エ) 家屋内・路上・自動車運転中など様々な条件下で災害が発生したときの行動
- (オ) 警報発表時や避難指示等の発令時にとるべき行動、指定避難所での行動
- (カ) 災害時の家族内の連絡体制について、あらかじめ決めておくこと
- (キ) 災害危険箇所の周知
- (ク) 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認
- (ケ) 負傷者・要配慮者等の救助の心構えと準備
- (コ) 台風襲来時の家屋の保全方法
- (サ) 船舶等の避難措置
- (シ) 農作物の災害予防事前措置

エ 災害応急措置

- (ア) 災害対策の組織・編成・分掌事務
- (イ) 災害調査及び報告の要領・連絡方法
- (ウ) 防疫の心得及び消毒方法・清潔方法等の要領
- (エ) 災害時の心得
 - a 災害情報の収集並びに収集方法
 - b 停電時の照明
 - c 非常食糧・身の回り品等の整備及び貴重品の始末
 - d 屋根・雨戸等の補強
 - e 排水溝の整備
 - f 初期消火・出火防止の徹底
 - g 避難の方法・避難路・指定避難所の確認
 - h 高齢者等要配慮者の避難誘導及び指定避難所での支援

オ 災害復旧措置

- (ア) 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動
 - カ その他の災害の態様に応じて取るべき手段・方法等
- (3) 防災知識の普及啓発の時期

普及の内容により最も効果のある時期を選んで行う。

なお、町その他防災関係機関は「県民防災週間」、「防災週間」（「防災の日」を含む1週間）、「防災とボランティア週間」（「防災とボランティアの日」1月17日を含む1月15日から1月21日）、「津波防災の日」（11月5日）に合わせて、重点的な防災思想の普及宣伝に努める。

2 学校教育・社会教育における防災知識の普及啓発

保育園、幼稚園、小・中学校等における学校教育は、その発達段階に合わせた副読本等や映画・ビデオ等の教材を活用するほか、適宜訓練や防災講習等をカリキュラムに組み込むなど、教育方法を工夫しつつ実施する。また、町は学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行なわれるよう促すとともに、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な

防災教育の推進に努めるものとする。

さらに、青少年・女性・高齢者・障害者・ボランティアなどを対象とする社会教育の場での防災教育は、公民館等の各種社会教育施設等を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、それぞれの属性等に応じた内容や方法を工夫した講習や訓練等を実施する。

いずれの場合も、台風・豪雨等気象現象等に関する基礎的知識、災害の原因及び避難、救助方法等をその内容に組み入れ防災教育の充実を図る。

3 災害教訓の伝承

町は、過去の大災害の教訓や災害文化を後世へ伝承するための調査分析結果や各種資料の収集・保存、住民及び児童・生徒への周知に努め、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

また、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか。調査分析結果や各種資料の収集・保存等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

第2 職員への防災研修等の実施

町及び防災関係機関は、日頃から各々の職員に対して、防災対策の責務・役割を徹底するとともに、地域防災計画等の内容や災害対策関係法令等の講習・研修を行い、職員の防災意識と防災活動能力の向上を促す。

なお、災害時において町及び防災関係機関の職員は、それぞれの立場に応じて災害対策の責任を負うこととなるため、各自において家屋及び周辺の補修・安全化、飲料水・食糧・医薬品・非常持ち出し品の用意などの防災準備を行うとともに、日頃から様々な防災知識の習得に心掛けるなど自己啓発に努める。

第17節 防災訓練の効果的実施

災害時において、本編第2章「災害応急対策」に定められている各種の応急措置を迅速確実に行えるよう、関係機関と協力して訓練を行う必要がある。このため、災害応急対策の実施責任を有する機関は、各々目標を設定し効果的な防災訓練の実施を推進する。

第1 防災訓練の目標・内容の設定

1 防災訓練の目標

防災訓練は、時々の状況に応じたテーマを設定し、町・防災関係機関及び住民等の参加者が、より実践的な防災活動のノウハウの獲得を目指すことを目標とする。

2 訓練の内容

防災訓練には、次に掲げるものが考えられる。

- (1) 動員訓練・非常参集訓練
- (2) 通信連絡訓練
- (3) 水防訓練
- (4) 避難訓練
- (5) 医療・救護訓練
- (6) 給水・給食（炊飯）訓練
- (7) 輸送訓練
- (8) 消防訓練
- (9) 広域応援協定に基づく合同訓練
- (10) 流出油災害対策訓練
- (11) その他必要な訓練

第2 訓練の企画・準備

1 訓練の時期

訓練の種類により最も訓練効果のある時期を選んで実施する。

例えば、水防訓練については集中豪雨が予想される時期の前、また消防訓練については気象条件（異常乾燥・強風等）等から火災の多発又は拡大が予想される時期の前などに行う。

2 訓練の場所

最も訓練効果を上げ得る場所を選んで実施する。家屋の密集している火災危険区域、建物倒壊が多く見込まれる地域、がけ崩れ等土砂災害のおそれのある地域、洪水・浸水のおそれのある地域などそれぞれの地域において十分検討して行う。

3 訓練時の交通規制

訓練実施者は、防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があると認めるときは、屋久島警察署長に対し、区域又は道路の区間を指定して歩行者又は車両の道路における通行の禁止又は制限について協議し協力を得る。

第3 訓練の方法

町は、単独又は他の機関と共同して、次に掲げる訓練を最も効果ある方法で行う。防災訓練の実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、風水害等による被害を明らかにするとともに、訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な想定を行い、町は消防等防災関係機関と協力する。また、学校、水防協力団体、自主防災組織、非常無線通信連絡会、民間企業、NPO法人、ボランティア団体、地域住民等の地域における多様な主体と連携し、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の支援体制を整備したり、被災時の男女のニーズの違い等に配慮する実践的な訓練となるよう工夫し、災害対応業務の習熟とともに、課題発見のための訓練となるよう努める。

1 町等が行う訓練

(1) 町の総合防災訓練

町は、町域の各防災関係機関と十分連携をとりながら、総合的な防災訓練を実施する。

なお、防災訓練には次に掲げるものが考えられる。

- ア 消防訓練
- イ 通信訓練
- ウ 水防訓練
- エ 避難訓練
- オ 救出訓練
- カ 救助訓練
- キ 炊き出し訓練

(2) 消防訓練

町は、消防団員の消防教育訓練をおおむね次により実施する。

ア 学校教養

消防団の学校教養については、毎年若干名を県消防学校に委託して実施する。

イ 一般教養

(ア) 消防教育

- a 講習教育
- b 服務教育

(イ) 消防訓練

- a 消防機械器具操法訓練
- b 消防放水訓練
- c 非常招集訓練
- d 人命救助訓練
- e 通信連絡訓練

- f 出動訓練
- g その他必要な訓練

(3) 非常通信訓練

町は、災害が発生し又は発生するおそれのある場合を想定して、町内の災害情報の通信連絡及び各種対策の指示等の通信訓練を実施するよう努める。特に町と集落、指定避難所との通信確保を図るため、誰でも操作できるよう操作方法をマニュアル化し、通信訓練・研修を定期的実施する。

2 その他防災関係機関が行う訓練

防災関係機関は、各々防災業務計画等の定めるところにより防災訓練を実施する。

3 事業所等が行う訓練

学校、病院、社会福祉施設、工場、工事業所、作業場、旅館、娯楽施設等の管理者は、町、消防機関その他関係機関と協力して、入所者等の人命保護のため避難訓練を実施するよう努める。

4 学校等が行う訓練

町教育委員会及び町内小・中・高等学校は、それぞれ定める避難計画に基づき、各学校の避難訓練を実施するよう努める。

第4 訓練結果の評価・総括

訓練を実施した場合は、課題等実施結果を記録し、訓練成果を取りまとめ、訓練を実施したことによって判明した防災活動上の問題点・課題を整理するとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

第18節 自主防災組織の育成強化

災害を未然に防止又は軽減するためには、町及び防災関係機関の防災対策の推進はもとより、住民一人ひとりが、災害から「自らの身の安全は自らが守る」という認識のもと、地域・職場・家庭等において互いに協力し、助け合うという意識を持って行動することが重要である。

このため、住民の隣保共同の精神に基づく自主防災組織の育成・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るとともに、多数の者が出入りし又は利用する施設、危険物を製造若しくは保有する事業所においても自衛消防隊等を編成し、大規模な災害、事故等に備えるものとする。

町は、自主防災組織の活動の活性化を図るため、県からの助言や県防災研修センターを利用して自主防災組織の育成強化のための研修・訓練、情報提供を受ける。

第1 地域の自主防災組織の育成強化

1 自主防災組織の育成指導及び強化体制の確立

災害に対処するには、自分たちの地域は自分たちで守ろうという隣保共同の精神と連帯感に基づく、地域ぐるみの住民の自主的な防災組織が必要である。

このため、町は災害時に通信・交通の途絶等による防災関係機関の防災活動の機能低下時や、災害発生初期等における情報連絡、避難誘導、救出、救護、初期消火等が行える地域住民による自主防災組織の育成強化を図り必要な助言及び指導を行う。

2 自主防災組織の組織化の促進

(1) 自主防災組織の単位

自主防災組織の単位については、自主防災組織が地域住民の隣保共同の精神に基づくものであることにかんがみ、次の事項に留意する。

- ア 住民が地域の連帯感に基づいて防災活動を行うことが期待できる規模であること。
- イ 住民の基礎的な日常生活圏域としての一体性をもっている地域であること。

(2) 自主防災組織の組織づくり

自治公民館等の既存の自治組織を自主防災組織として育成することを基本とし、次のような方法等により組織づくりを進める。

ア 自治公民館等の既存の自治組織に、その活動の一環として防災活動を組み入れることにより自主防災組織として育成する。

イ 自治公民館の役員等、自主防災組織の核となるリーダーの養成研修を行い、組織の育成強化を図る。

ウ 何らかの防災活動を行っている組織の防災活動の充実強化を図って、自主防災組織を育成する。

エ 青年団、女性団体、PTA等その地域で活動している組織を活用して、自主防災組織として育成する。

3 自主防災組織の活動の推進

(1) 自主防災組織の規約及び防災計画の作成

自主防災組織は、地域の規模・態様によりその内容が異なるが、それぞれの組織において規約及び防災計画（活動計画）を定める。

(2) 自主防災組織の活動の推進

自主防災組織は、地域の実情に応じた防災計画（活動計画）に基づき、平常時の活動においても災害発生時において効果的な防災活動ができるように体制の整備を図る。

ア 平常時の活動

(ア) 防災に関する知識の普及

(イ) 防災訓練（避難訓練・消火訓練等）の実施

(ウ) 情報の収集伝達体制の確立

(エ) 火気使用設備器具等の点検

(オ) 2～3日分の食糧・防災用資機材の備蓄及び点検等

(カ) 斜面災害等の災害危険箇所の掌握・点検

イ 災害発生時の活動

(ア) 地域内の被害状況等の情報収集

(イ) 住民に対する避難指示等の伝達・確認

(ウ) 責任者による避難誘導

(エ) 救出・救護の実施及び協力

(オ) 出火防止及び初期消火

(カ) 炊き出しや救援物資の配布に対する協力等

第2 防災リーダー等の育成強化

平成7年1月に発生した阪神・淡路対震災や平成23年3月に発生した東日本大震災では、若年層や高校生等のボランティア活動への参加が各地でみられたが、地域の防災活動の担い手として、これらの層が自主防災組織等の活動に参加しているという状況はあまり見られない。

今後、地域の防災活動をさらに活力のあるものにするため、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、自主防災組織等が日常的に活動し、また、訓練を行うよう実施を促し、自主防災活動への参画を推進するとともに、研修の実施等による地域防災推進員等の地域の防災リーダー等を育成できるよう、積極的に創意・工夫していく。

なお、男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、女性の地域防災推進員などの地域の防災リーダーへの女性の育成についても取り組む。

第3 事業所の自主防災体制の強化

1 工場・事業所等における自衛消防隊等の設置

(1) 自衛消防隊等の設置の指導

多数の者が出入りし、又は利用する施設及び石油・ガス等の危険物を保有する工場等においては、

火災の発生、危険物類の流出等により大規模な被害発生が予想されるので、これらの被害防止と軽減を図るため、自衛消防隊等を設置するよう指導する。

(2) 自衛消防隊等の設置対象施設

ア 中高層建築物、大型店、旅館、学校、病院、社会福祉施設等多数の者が出入りし又は利用する施設

イ 石油類、高圧ガス、火薬類、毒劇物等を貯蔵し、又は取扱う製造所、貯蔵所及び取扱所

ウ 多数の従業員がいる事業所等で、自衛消防隊等を設置し、災害防止にあたることが効果的である施設

エ 雑居ビルのように同一施設内に複数の事業所があり、共同して自衛消防隊等を設置することが必要な施設

(3) 自衛消防組織等の設置要領

学校、病院、社会福祉施設等多数の者が出入りする防火対象物の管理権限を有する者は、防火管理者等を適正に選任するとともに、自衛消防組織を置き、消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施等防火管理上必要な業務を適正に行わせるなど防火管理体制の充実を図る。

危険物施設や高圧ガス施設等については、周辺に及ぼす影響が大きいことから、施設管理者に事業所相互間の応援体制を整備するよう指導する。

2 自衛消防隊等の活動の推進

(1) 自衛消防隊等の規約及び防災計画の作成

それぞれの組織において規約及び防災計画（活動計画）を定める。

(2) 自衛消防隊等の活動の推進

ア 平常時

(ア) 防災訓練

(イ) 施設及び整備等の点検整備

(ウ) 従業員等の防災に関する教育の実施

イ 災害時

(ア) 情報の収集伝達

(イ) 出火防止及び初期消火

(ウ) 避難誘導・救出救護

第4 地区防災計画の作成

町内の一定の区域内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として防災会議に提案するなど、町と連携して防災活動を行う。

町は、町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を定める。

第 19 節 防災ボランティアの育成強化

大規模災害時には、個人のほかボランティア等の組織が消火・救助・救急等の災害応急活動に従事するとともに、被災者個人の生活の維持・再建を支援するなど、発災直後から復旧過程に至る各段階において大きな役割を果たす。

このため、大規模災害時におけるボランティア活動が効果的に生かされるよう、平常時から個人あるいは地域や事業所の自主防災組織のほか幅広いボランティアの育成強化のための対策を推進する。

第 1 防災ボランティアとの連携体制の整備

町は、平常時から、地域団体やNPO法人等のボランティア団体の防災活動やリーダーの育成を図るとともに、当該区域内のボランティアに関する窓口を定め、それらの団体等の活動実態を把握しておき、災害時に防災ボランティア等が円滑に活動できるよう連携体制の整備に努める。

第 2 防災ボランティア活動支援のための環境整備

1 防災ボランティアへの参加の啓発と知識の普及

町は、平常時から、住民に防災ボランティアへの参加について啓発するとともに、防災ボランティア活動が安全かつ迅速に行われるよう必要な知識を普及する。

2 防災ボランティアの登録・把握

町は、平常時から、社会福祉協議会及びその他のボランティア関係協力団体との連携を図り、大規模災害が発生した場合に、被災地において救援活動を行う防災ボランティアの登録・把握に努めるとともに、県社会福祉協議会及びその他のボランティア関係団体へ随時報告しておく。

3 大規模災害時の防災ボランティアの活動の拠点の確保

町は、大規模災害に備えた指定避難所を指定する際に、災害時の防災ボランティアの活動の拠点の確保についても配慮するとともに、防災ボランティア活動受入れや調整を行う体制、活動上の安全確保、被災者のニーズ等の情報提供方策等について整備を推進する。

4 消防組合による環境整備

消防組合は、消防の分野に係る防災ボランティアの効率的な活動が行われるよう、日頃から、防災ボランティアの研修への協力等を行うとともに、地域内の防災ボランティアの把握、ボランティア団体との連携、防災ボランティアの再研修、防災ボランティアとの合同訓練等に努める。

第 3 ボランティアの種類と活動内容

風水害等の大規模災害時には、個人のほか、専門分野のボランティア等の組織が消火、救助、救急等の災害応急活動に従事するとともに、被災者個人の生活の維持・再建を支援するなど、発災直後から復旧過程に至る各段階において大きな役割を果たす。

町がボランティアと効果的に連携するには、それぞれの役割について理解し、平時からその体制と連携方策について計画しておく必要がある。また、ボランティア活動のすべてを町において把握するのは非常に困難であることから、社会福祉協議会等のボランティア関係団体との日常的な連携、ボランティアコーディネーターなどの養成や導入についても検討が必要である。

1 一般労力提供型ボランティア

- (1) 炊き出し・物資の仕分・配給への協力
- (2) 指定避難所の運営への協力
- (3) 安否情報、生活情報の収集・伝達
- (4) 清掃等の衛生管理

2 専門技術型ボランティア

専門技術型ボランティアとは、公的資格や特殊技術を持つ者をいい、災害支援の目的及び活動範囲が明確である。

- (1) 災害支援ボランティア講習修了者
- (2) アマチュア無線技士
- (3) 医師・歯科医師・薬剤師・看護師・保健師・助産師等
- (4) 建築物の応急危険度判定技術者・土砂災害の危険度判定技術者
- (5) 船舶、特殊車両等の操縦・運転の資格者
- (6) 通訳（外国語・手話）

第 20 節 企業防災の推進

企業は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において災害時に中核事業を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備・防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等の加入や融資等の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国、県及び町が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

また、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

国（内閣府、経済産業省等）、県、町及び各企業の民間団体は、企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員にいたる職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図るものとする。また、国（内閣府、経済産業省等）、県及び町は、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。

町は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うなど、企業の防災力向上の促進に努める。

第 21 節 要配慮者の安全確保

高齢者や乳幼児、病弱者、心身に障害を持つ者、外国人、観光客、旅行者等は災害時に迅速・的確な行動がとりにくく被害を受けやすいことから、「要配慮者」といわれている。

今後とも、高齢化や国際社会の進展に伴い、「要配慮者」が増加することが予想される。

このため、町及び防災関係機関は、平素より要配慮者の安全を確保するための対策を推進する。

第 1 地域における要配慮者対策

1 要配慮者の把握

町は、各部局等が保有する各種の情報を要配慮者の避難支援の目的にそって抽出及び重複を整理し、要配慮者の実態把握と関係部局間での共有化を図る。

特に、避難にあたって他人の介添えが必要な避難行動要支援者については、避難行動要支援者名簿を作

成し、把握に努める。

また、要配慮者に関する情報等は、自主防災組織や町内会等の範囲ごとに把握する。

2 避難行動要支援者対策

(1) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画

町は、地域防災計画に基づき防災担当部局と福祉担当部局など関係部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

(2) 個別避難計画の作成

町は、町地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

(3) 避難行動要支援者の避難誘導、安否確認

町は、町地域防災計画において、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について個人別に計画を定める。

また、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するために、運送事業所等の協力を得ながら、移送及び移送方法等について、あらかじめ定めるよう努める。

町は、町地域防災計画に定めるところにより、消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意、または、町の条例の定めがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えい防止等必要な措置を講じる。

なお、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努める。

町は、町地域防災計画に定めるところにより、消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、町の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供する。また、多様な主体の協力を得ながら避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。

町は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

3 緊急連絡体制の整備

町は、要配慮者が災害発生時に迅速・的確な行動がとれるよう、地域の要配慮者の実態にあわせ、家族はもちろん地域ぐるみの協力のもとに要配慮者ごとの誘導担当者を配置するなど、きめ細かな緊急連絡体制の確立を図る。

4 防災設備・物資・資機材等の整備

町は、災害発生直後の食糧・飲料水等については、住民自らの家庭備蓄によっても対応できるよう、事前の備えを推進しておくとともに、高齢者・乳幼児・傷病者等に配慮した救援活動が行えるよう、毛布等の備蓄・調達体制を整備しておくなどの対策を推進する。

5 在宅高齢者、障害者に対する防災知識の普及

町は、要配慮者が災害時に円滑に避難し、被害をできるだけ受けないために、要配慮者の実態に合わせた防災知識の普及・啓発に取り組む。地域における防災訓練においては、必ず、要配慮者のための地域ぐるみの情報伝達訓練や避難訓練を実施するものとする。また、町は地域包括ケアの拠点としての地域包括支援センターをはじめとして、ホームヘルパーや民生委員等、高齢者・障害者の居宅の状況に接することのできる者に対し、家庭における家財点検等の防災知識普及を推進する。

6 外国人対策

外国人に対しては、居住地の届出の際などに居住地の災害危険性や防災体制等について十分説明等を行うとともに、指定避難所や災害危険地区等の表示板等の多言語化を推進する。

また、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ確かな情報伝達の環境整備や、円滑な避難誘導體制の構築に努める。

7 観光客対策

観光客に対しては、観光協会での案内時や宿泊の手続き等の際に、災害危険性や防災体制等について十分説明等を行えるよう防災地域の普及啓発に取り組む。

また、山岳部における崩落等による災害が発生した場合に備え、観光協会のガイド部会等を中心に、災害対応マニュアルの作成等に努める。

第2 社会福祉施設・病院等における要配慮者対策

1 防災設備の整備

社会福祉施設や病院等の要配慮者利用施設の管理者は、当該施設の入所者等が「要配慮者」であることから、施設そのものの安全性を高めるよう努めるものとする。

また、電気・水道等の供給停止に備え、施設入所者等が最低限度の生活維持に必要な食糧・飲料水・介護用品・医薬品類等の備蓄を行うとともに、当該施設で予想される災害の種類に応じた防災資機材や発災後72時間の事業継続が可能となる非常用自家発電機等の整備・備蓄に努める。

2 組織体制の整備

要配慮者利用施設の管理者は、災害の予防や災害が発生した場合に迅速かつ確かな対応ができるようあらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等を確立しておくものとする。

特に、夜間においては職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防機関等への通報連絡や入所者等の避難誘導體制に十分配慮した組織体制を確立しておくものとする。

また、要配慮者利用施設の管理者は、日頃から市町村や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら災害時の協力体制づくりに努める。

なお、町地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者関連施設の管理者等については、施設の利用者の洪水時又は土砂災害が発生するおそれがある場合の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画の作成及び訓練の実施が義務付けられている。（水防法第15条の3、土砂災害防止法第8条の2）

※土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設【資料編 4 避難に関する資料 4-8】

3 緊急連絡体制等の整備

要配慮者利用施設の管理者は、災害に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置する等、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡体制の整備・強化に努めるものとする。

また、災害時には、複数の手段を用いた気象情報などの積極的な情報収集に努める。

4 防災教育・防災訓練の充実

要配慮者利用施設の管理者は、施設等の職員や入所者等が災害時において適切な行動がとれるよう、定期的に防災教育を実施するとともに、施設の立地条件や施設の構造、入所者や患者の実態等に応じた防災訓練を定期的実施するよう努める。

5 具体的計画の作成

要配慮者利用施設の管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む、上記1から4の事項を記載した非常災害対策計画を作成するものとする。

6 県及び町による非常災害対策計画や避難訓練の実施状況等の確認

県及び町は、要配慮者利用施設の非常災害対策計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。

第2章 災害応急対策

活動体制の確立

風水害時の災害応急対策を効果的に実施するため、町は他の関係機関と連携を図りながら応急活動体制を確立する。また、当該地域だけでは対処し得ない事態においては、他の公共団体への広域応援や自衛隊への派遣要請を行い、必要に応じ各種ボランティア等の協力を得るなど効果的な体制を確立する。

第1節 応急活動体制の確立

風水害等の災害発生に際して、被災者の救援に全力を挙げて対応するため、町及び関係機関等はそれぞれの計画に定められた防災活動体制を確立させ、迅速かつ的確に災害応急対策を遂行する。

このため、気象警報等の発表後発災に至るまでの警戒段階の活動体制の確立を重視するとともに、各々の組織が活動しやすい環境を確立することに配慮する。なお、災害状況により配備指示が不十分となることも予想されるため、職員は自主参集に努める。

第1 応急活動体制の確立

1 災害対策本部設置前の初動体制

(1) 情報連絡体制の確立

町内に各種の気象警報が発令されたときは、降雨状況や被害状況等の情報を収集するため、災害担当職員及び防災関係職員による情報連絡体制を確立する。

(2) 災害警戒本部の設置

ア 小規模な災害が発生したとき、又は各種の気象警報等の発表により災害発生が予想されるときは、防災関係機関等の協力を得て災害情報の収集及び応急対策など防災対策の一層の確立を図るため「災害対策本部」設置前の段階として「災害警戒本部」を設置するものとする。

イ 警戒本部に本部長・副本部長を置き、本部長は総務課長を、副本部長は総務課統括係長をもって充てる。

ウ 警戒本部に災害警戒要員を置き、事前に指定した町の職員をもって充てる。

2 災害対策本部の設置及び廃止

(1) 災害対策本部（以下「本部」という。）は、次のような災害が発生し、又は発生のおそれがあるときに設置する。

ア 大規模な災害発生が予想され、その対策を要すると認められるとき。

イ 災害が発生した際、その規模及び範囲から判断し、本部を設置して対策の実施を必要とするとき。

ウ 災害救助法を適用する災害が発生し、総合的な対策を要すると認められたとき。

(2) 本部は、災害応急対策を一応終了し又は災害発生のおそれがなくなり、災害対策本部による対策実施の必要がなくなったときに廃止する。

(3) 本部を設置又は廃止したときは、県・関係機関・住民等に対し通知公表する。

災害対策本部設置・廃止の通知区分

通知又は公表先	担 当	通知又は公表の方法
県、熊毛支庁	本部総務班	電話・その他迅速な方法
町各対策部長	本部総務班	庁内放送・電話その他迅速な方法
屋久島警察署	本部総務班	電話・その他迅速な方法
一般住民	本部総務班 情報処理班	防災行政無線・広報車・その他迅速な方法

(4) 設置場所

屋久島町役場本庁（本庁被災の場合は町施設の中から被災状況を勘案して設置）

(5) 現地対策本部の設置及び閉鎖

本部は、大規模な災害が発生し現地にて特別な対策を必要とするときは、現地対策本部を設置することができるものとする。

現地対策本部は、「屋久島町現地災害対策本部」の標識によって位置を明らかにし、現地の応急対策を終了したとき閉鎖する。

3 災害対策本部の組織

(1) 本部長（町長）

本部長は、本部の事務を総括し本部職員を指揮監督する。

(2) 副本部長（副町長・教育長）

副本部長は、本部長を補佐し本部長に事故あるときはその職務を代理する。

(3) 本部に対策部を置く。ただし、災害の種別等により本部長が別に指示したときはこの限りでない。

(4) 対策部にその事務を分掌させるため班を置く。

(5) 本部会議は本部長・副本部長及び本部員で構成する。

(6) 各対策部に対策要員を置き、町の職員をもって充てる。

屋久島町災害対策本部組織図

本部長
【町長】

副本部長
【副町長】
【教育長】

本部会議

町長	長
副町長	長
教育長	長
総務課長	長
政策推進課長	長
観光まちづくり課長	長
町民課長	長
福祉支援課長	長
健康長寿課長	長
生活環境課長	長
産業振興課長	長
建設課長	長
電気課長	長
地域住民課長	長
会計課長	長
議会事務局長	長
監査委員事務局長	長
教育総務課長	長
消防団長	長

対策部名	対策班	
	班名	班長
総務対策部 【総務課長】 政策推進課長 会計課長 選挙管理委員会事務局長	本部総務班	総務課統括係長
	情報処理班	情報防災係長
	財政班	財政係長
	船舶班	企画調整係長（船舶）
	財産管理班	財産管理係長
民生対策部 【町民課長】 議会事務局長 監査委員事務局長	民生班	住民係長
	救助輸送班	課税係長
福祉対策部 【福祉支援課長】	福祉班	福祉係長
救護対策部 【健康長寿課長】	救護班	統括係長（健康予防）
環境衛生対策部 【生活環境課長】	環境衛生班	廃棄物対策係長
	上下水道班	上下水道係長
建設対策部 【建設課長】	土木班	統括係長（土木）
	建築班	統括係長（管理）
電気対策部 【電気課長】	電気班	配電係長
産業振興対策部 【産業振興課長】 農業委員会事務局長 観光まちづくり課長	農政班	農政係長
	水産班	産業振興係長
	林務班	
	商工班	
教育対策部 【教育総務課長】 社会教育課長	学校教育班	総務管理係長
		学校教育係長
	社会教育班	社会教育係長
消防対策部 【消防団長】	消防班	情報防災係長等

※係長が配属されていない班においては、統括係長が班長となる。

4 動員配備体制

職員の動員配備基準は次表による。

体制	基準	参集・配備基準	活動内容
情報連絡体制	・町内に各種の気象警報等が発表されたとき。	・総務課…2名	関係機関との連携により、降雨状況や被害情報の収集を行う。
災害警戒本部体制	・町内に小規模な災害が発生したとき。 ・町内に各種の気象警報等が発表され、災害の発生が予想されるとき。	・総務課…全員 ・町民課長及びその他必要と認める人員	災害警戒本部を設置し、事前に指定した各課を中心に関係機関の協力を得て災害情報の収集、応急対策など防災対策の一層の確立を図る。
災害対策本部体制	第1配備 ・比較的軽微な災害若しくは局地的な災害が発生した場合、又はそのおそれがある場合。 (避難指示の発令が必要とされる事態)	・総務課…全員 ・町民課…全員 ・別記1に掲げる課長及びその他必要と認める人員	災害対策本部を設置し、災害の規模・程度に応じて、町の組織をあげて各種災害応急対策を実施する。
	第2配備 ・大規模な災害が発生し、又はその発生のおそれがある場合。	・総務課…全員 ・町民課…全員 ・別記1に掲げる課の全員 ・別記1以外の課の本部長が別に定める人数	
	第3配備 ・町内全域にわたり甚大な災害が発生し、その状況により全職員の配備を必要とする場合。	・各課職員全員	

(別記1) 政策推進課・福祉支援課・健康長寿課・生活環境課・建設課・電気課・産業振興課・教育総務課

5 各部・各班の所掌事務

対策部名	班名	班 長	所 掌 事 務				
総務部	本部 総務班	○総務課統括係長 情報防災係長	(1) 災害対策本部及び本部会議に関すること。 (2) 避難指示の発令及び解除に関すること。 (3) 本部長命令の伝達に関すること。 (4) 気象情報等の収集に関すること。 (5) 災害対策要員の配備、招集・編成及び出動に関すること。 (6) 災害応急対策に係る各対策部との総合調整に関すること。 (7) 避難施設等の指定、指定避難所責任者等派遣に関すること。 (8) 国・県・防災関係機関との連絡調整に関すること。 (9) 自主防災組織等との防災体制及び活動の調整に関すること。 (10) 災害救助法の適用及び運用の調整に関すること。 (11) 各種応援協定の適用及び運用の調整に関すること。 (12) 自衛隊の派遣要請及び派遣部隊の受入れに関すること。 (13) 災害調査班に関すること。 (14) 県に対する災害報告に関すること。 (15) 無線通信の運用及び保守に関すること。 (16) 他の対策部に属さない事務または本部長の特命に関すること。				
			情報 処理班	総務係長	(1) 全般的な被害状況及び応急対策状況の取りまとめに関すること。 (2) 避難住民の状況把握及び指定避難所との連絡に関すること。 (3) 住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関すること。 (4) 広報車による広報活動に関すること。 (5) 報道機関への広報依頼及び連絡調整に関すること。 (6) 住民情報等のデータ出力に関すること。 (7) 災害視察に関すること。 (8) 災害記録写真撮影に関すること。 (9) 災害統計・災害資料及び災害報告書の作成に関すること。 (10) 情報処理班内の所管に係る活動状況等の総務対策部長への報告に関すること。		
					財政 班	財政係長	(1) 災害対策に必要な予算及び決算に関すること。 (2) 災害対策用物品の出納に関すること。 (3) 災害対策本部の歳入、歳出及び現金の出納に関すること。 (4) 義援金の受領、保管及び配分に関すること。 (5) 抛出者等に対する礼状等の発送に関すること。 (6) 災害復旧対策に関する資金収支に関すること。 (7) 財政班内の所管に係る活動状況等の総務対策部長への報告に関すること。
							船舶 班
財産 管理班	財産管理係長	(1) 庁舎等の被害調査及び災害対策に関すること。 (2) 庁内の非常用電源に関すること。 (3) 町有財産等の被害調査及び災害対策に関すること。 (4) 財産管理班内の所管に係る活動情報等の総務対策部長への報告に関すること。					

対策部名	班名	班 長	所 掌 事 務
民生対策部	民生班	住民係長	<ul style="list-style-type: none"> (1) 民生対策部の総括に関する事。 (2) 部内の所管に係る活動状況等の総務対策部長への報告に関する事。 (3) 指定避難所の開閉設に関する事。 (4) 指定避難所の管理運営に関する事。 (5) 被災者に対する食糧の炊き出し及び配給に関する事。 (6) 災害対策従事者に対する食糧の調達に関する事。 (7) 主要食糧その他必要物資の調達等に関する事。 (8) 民間企業からの食糧、物資の調査調達計画に関する事。 (9) 義援物資等の受領及び配給に関する事。 (11) 被災者のための相談窓口の設置に関する事。
	救助輸送班	課税係長	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時における避難誘導、救助に関する事。 (2) 災害時の物資等の輸送車両の確保、配車計画に関する事。 (3) 物資の輸送拠点及び集積地の指定及び管理に関する事。 (4) 輸送機関との連絡調整に関する事。 (5) 災害時の労務提供に関する事。 (6) 被災世帯及び固定資産等の被害調査に関する事。 (7) 被災者の町税減免措置に関する事。 (8) 救助輸送班内の所管に係る活動状況等の民生対策部長への報告に関する事。
福祉対策部	福祉班	福祉係長	<ul style="list-style-type: none"> (1) 福祉対策部の総括に関する事。 (2) 部内の所管に係る災害情報等の調査収集並びに総務対策部長及び県への報告に関する事。 (3) 要配慮者等の実態把握及び情報提供に関する事。 (4) 社会福祉協議会との連絡調整に関する事。 (5) 福祉団体及びボランティアとの連絡調整に関する事。 (6) 日本赤十字社との連絡調整に関する事。 (7) 被服、寝具、その他生活必需品の確保に関する事。 (8) 災害救助法に基づく諸対策及び救助事務の総括に関する事。
救護対策部	救護班	○統括係長(健康予防)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 救護対策部の総括に関する事。 (2) 部内の所管に係る災害情報等の調査収集並びに総務対策部長及び県への報告に関する事。 (3) 救護班の編成派遣及び救護所の設置運営に関する事。 (4) 医療機関及び保健所との連絡調整に関する事。 (5) 医療救護、助産に関する事。 (6) 災害用医薬品に関する事。 (7) 感染症の発生予防対策に関する事。

対策部名	班名	班 長	所 掌 事 務
環境衛生対策部	環境衛生班	廃棄物対策係長	<ul style="list-style-type: none"> (1) 環境衛生対策部の総括に関する事。 (2) 部内の所管に係る災害情報等の調査収集並びに総務対策部長及び県への報告に関する事。 (3) 災害地域のし尿処理に関する事。 (4) 指定避難所に対する仮設トイレ等の設置に関する事。 (5) 災害地域の廃棄物収集・運搬・処分に関する事。 (6) 被災地の消毒及び防疫計画に関する事。 (7) 遺体の収容、処理及び埋葬に関する事。
	上下水道班	上下水道係長	<ul style="list-style-type: none"> (1) 水道関係施設の被害調査及び災害対策に関する事。 (2) 飲料水の確保、給水計画に関する事。 (3) 水質管理に関する事。 (4) その他水道関係施設の管理に関する事。 (5) 上下水道班内の所管に係る活動状況等の環境衛生対策部長への報告に関する事。
建設対策部	土木班	統括係長(土木)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 建設対策部の総括に関する事。 (2) 部内の所管に係る災害情報等の調査収集並びに総務対策部長及び県への報告に関する事。 (3) 道路・橋梁・堤防・河川・港湾・漁港等公共土木関係施設の災害対策及び被害調査並びに応急復旧対策に関する事。 (4) 避難路・輸送路の確保に関する事。 (5) 障害物の除去に関する事。 (6) 応急対策用資機材の準備及び輸送並びに労務対策に関する事。 (7) 土砂崩れ等による災害対策に関する事。 (8) 災害における通行止め及び迂回路等の計画並びに実施に関する事。 (9) 水門等の維持管理及び河川堤防の巡視に関する事。 (10) 建設業協会屋久島支部との連絡調整に関する事。
	建築班	統括係長(管理)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 被災建築物応急危険度判定の実施に関する事。 (2) 被災町営住宅の応急処理に関する事。 (3) 建築物の災害対策及び被害調査に関する事。 (4) 町営住宅の供給に関する事。 (5) 応急仮設住宅の建設、供与に関する事。 (6) 建築工事関係者との連絡調整に関する事。 (7) 建築班内の所管に係る活動状況等の建設対策部長への報告に関する事。

対策部名	班名	班 長	所 掌 事 務
電気対策部	電気班	配電係長	<ul style="list-style-type: none"> (1) 電気対策部の総括に関する事。 (2) 部内の所管に係る災害情報等の調査収集及び総務対策部長、県への報告に関する事。 (3) 電気関係施設の被害調査及び災害対策に関する事。 (4) 所管する地区への配電計画に関する事。 (5) 屋久島電気設備協同組合との連絡調整に関する事。
産業振興対策部	農政畜産班	農政係長	<ul style="list-style-type: none"> (1) 産業振興対策部の総括に関する事。 (2) 部内の所管に係る災害情報等の調査収集及び総務対策部長、県への報告に関する事。 (3) 農作物及び家畜、畜産施設等の被害調査並びに応急復旧に関する事。 (4) 農作物の病虫害及び家畜伝染病の防除に関する事。 (5) 農業協同組合との連絡調整に関する事。 (6) 土地改良区等への連絡調整に関する事。
	水産班	産業振興係長	<ul style="list-style-type: none"> (1) 漁船及び海産物等の被害調査並びに応急復旧に関する事。 (2) 漁業協同組合との連絡調整に関する事。 (3) 水産班内の所管に係る活動状況等の産業振興対策部長への報告に関する事。
	林務班		<ul style="list-style-type: none"> (1) 山林、林産物の被害調査及び応急復旧に関する事。 (2) 森林組合との連絡調整に関する事。 (3) 林務班内の所管に係る活動状況等の産業振興対策部長への報告に関する事。
	商工班		<ul style="list-style-type: none"> (1) 商工関係施設の被害調査及び応急復旧に関する事。 (2) 商工会等との連絡調整に関する事。 (3) 被災商工業者に対する融資の斡旋に関する事。 (4) 公共の交通機関の運航状況の把握に関する事。 (5) 商工班の所管に係る活動状況等の産業振興対策部長への報告に関する事。
	観光班		観光推進係長
教育対策部	学校教育班	○総務管理係長 学校教育係長	<ul style="list-style-type: none"> (1) 教育対策部の総括に関する事。 (2) 部内の所管に係る災害情報等の調査収集及び総務対策部長、県への報告に関する事。 (3) 文教施設の被害調査及び災害対策に関する事。 (4) 園児・児童・生徒等の避難及び安全確保に関する事。 (5) 教職員の動員に関する事。 (6) 学校給食に関する事。 (7) 教材等の調達及び施設・職員の確保に関する事。 (8) 災害後の教育環境・保健衛生に関する事。 (9) 所管の指定避難所等施設の開設及び管理に関する事。 (10) 学校教育施設等での避難受入れの調整及び協力に関する事。
	社会教育班	○社会教育係長	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害活動に協力する団体等との連絡調整に関する事。 (2) 社会教育・体育関係施設の被害調査及び災害対策に関する事。 (3) 史跡・文化財の被害調査及び保護に関する事。 (4) 所管の指定避難所等施設の開設及び管理に関する事。 (5) 社会教育施設等での避難受入れの調整及び協力に関する事。 (6) 社会教育班の所管に係る活動状況等の教育対策部長への報告に関する事。

対策部名	班名	班 長	所 掌 事 務
消防対策部	消防班	情報防災係長等	(1) 消防団の招集、動員に係る消防団長との連絡調整に関すること。 (2) 現地警戒班の運営に関すること。 (3) 水防・火災警報の発令・伝達及び周知に関すること。 (4) 消防・水防等防災作業の実施及び指揮に関すること。 (5) 避難指示等に伴う避難住民の誘導に関すること。 (6) その他消防作業全般に関すること。

※ 2以上の係等が配置されている班については○印のある係長が責任班長となる。

※ 係長が配属されていない班においては、統括係長が班長となる。

6 動員方法

(1) 災害発生（おそれがある場合を含む。）の動員

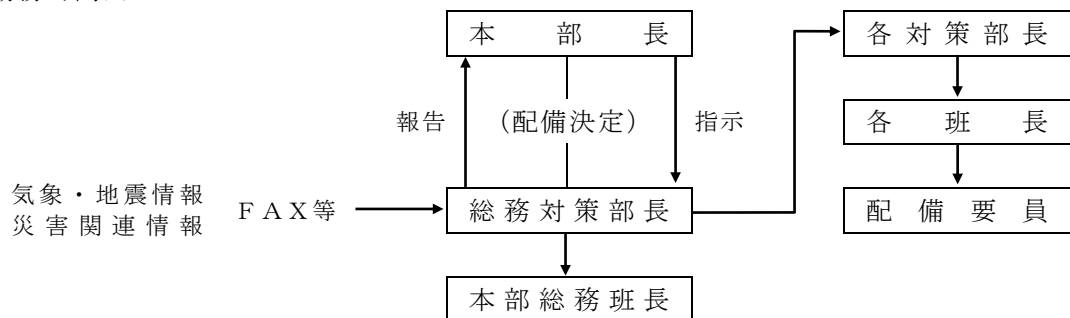
ア 職員（勤務時間外にあっては警備員）は、災害発生のおそれがある気象情報、あるいは異常現象の通報を受けたとき、又は非常事態の発生を知ったときは、直ちに総務課長に連絡する。

イ アの通報を受けた総務課長は必要に応じ関係職員を動員し、応急対策実施の体制をとる。

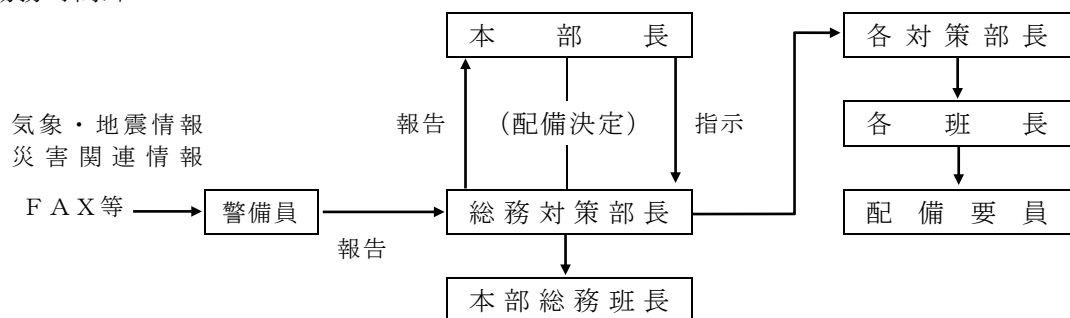
(2) 職員配備要員及び災害対策本部が設置される場合の動員

ア 配備要員の動員は、次の系統により行う。

(ア) 勤務時間内



(イ) 勤務時間外



イ 各対策部長は、勤務時間外における各班長、配備要員に対する連絡方法をあらかじめ定めておく。

ウ 職員は、勤務時間外において災害の発生又はそのおそれがあることを知ったときは、直ちに、自らの判断により登庁する。

第2 災害対策本部と防災関係機関との協力体制の確立

1 防災関係機関との協力体制

屋久島町地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、町災害対策本部と防災関係機関は、町内における災害対策の総合的かつ計画的推進を図るため、相互に緊密な連携のもとに、応急対策活動を実施する。

2 各種団体・組織との協力体制

生活協同組合やスーパーなど物資流通のネットワークを有する企業・事業所・自主防災組織・ボランティア・その他各種団体等は防災活動の有力な担い手となるため、これら地域の防災力を総動員して有機的に対策に組み込んだ応急活動体制を確立する。

なお、災害発生直後の人命救助等の活動は、近隣住民、自主防災組織を中心とする地域ごとの防災力に依拠し、事態が安定してくる救援期の活動は、事態の推移を見ながら適宜各種団体等の協力を得てその防災体制を確立する。

3 住民との協力体制

住民は自らの生命・財産・安全を確保するための責務を有するため、自主防災組織等の組織的対応も含めて、初動段階において自らの安全を確保するとともに、近隣住民の救助活動等に協力するなどの責務を果たすべく活動する。

第2節 情報伝達体制の確立

風水害等の災害の発生に際し、的確な災害応急対策を遂行するためには、各機関において情報収集・伝達体制を確立し、被災地域の災害状況の実態を的確に把握し、緊急度の高い救援対策の需要を把握する必要がある。

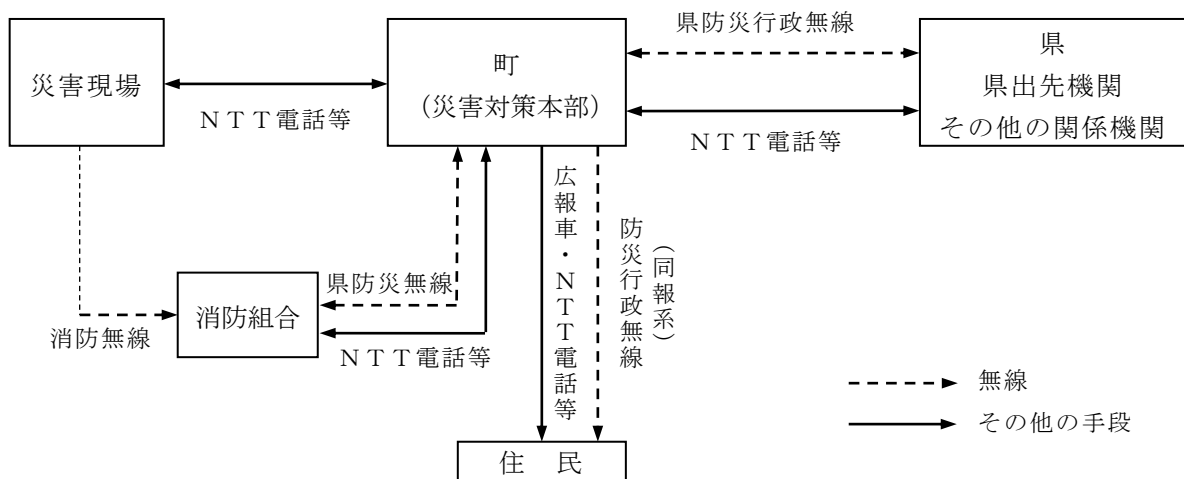
このため、町は各防災関係機関と連携し、事前に定められた情報収集・伝達体制に従い、保有している情報伝達手段を効果的に確保・運用し、各種災害情報を収集・伝達するとともに、組織内・組織間において通信・情報連絡を行う。

第1 町の通信連絡手段の確保・運用

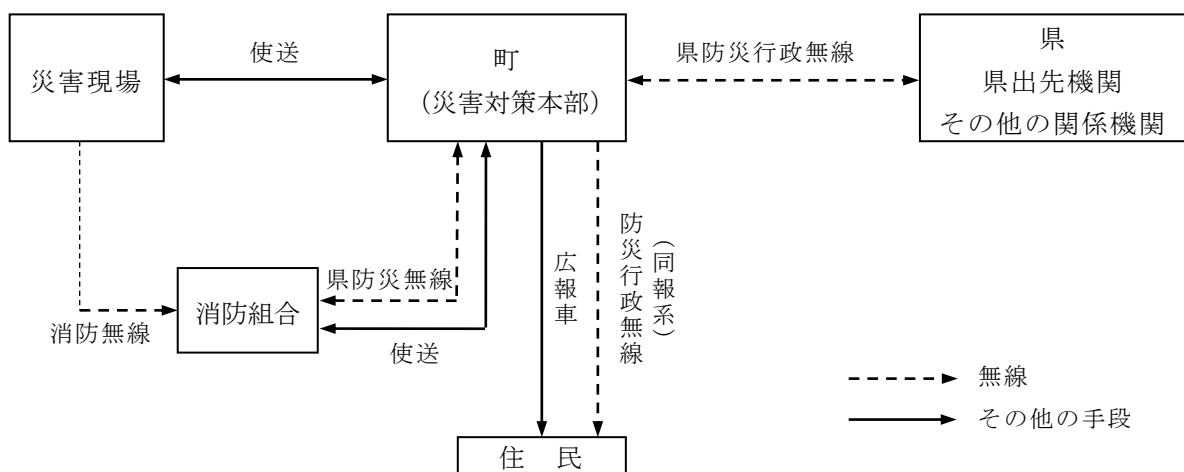
1 通信連絡系統

災害時の町の通信連絡系統としては、町防災行政無線を基幹的な通信系統とするほか、NTT一般加入電話（災害時優先電話）、携帯電話を効果的に運用できるように、関係機関等との連絡用電話を事前に指定することにより連絡窓口を確立し、防災活動用の電話に不要不急の問い合わせが入らないようにしておくなどの運用上の措置を講ずる。

通常の災害（NTT電話等が使用できる場合）



大規模災害（NTT電話等が使用できない場合）



2 通信体制の確立

(1) N T T 電話等の優先利用

ア 災害時優先電話

災害時優先電話とは、電話回線が異常に輻輳した場合においても N T T が行う発信規制の対象とされない加入電話であり、町はあらかじめ指定を受けておく。

イ 孤立防止対策用衛星電話

孤立防止対策用衛星電話は、地震・台風等の非常災害時における通信の途絶救済を目的として設定されるものであり、通信の方法は次のように行う。

(ア) 災害対策関係機関の加入電話から通信する場合、“102 番”をダイヤルし「非常」の旨を告げ、相手の孤立防止対策用衛星電話と通信する。

(イ) 孤立防止対策用衛星電話から通話する場合は、送受信器をはずし“102 番”をダイヤルし「非常」の旨を告げ、相手の局名・電話番号を連絡して相手の加入電話と通話する。

(2) N T T 電話等が利用できない場合

非常災害等により優先通信系が被害を受け不通となった場合、又はこれを利用することが著しく困難な場合は、電波法（昭和 25 年法律第 131 号）等の定めるところに基づき非常通信により防災業務を遂行する。この場合、必要のあるときはアマチュア無線局の協力を求めて通信の確保を図るなど、各種通信手段を組み合わせることで災害時の重要通信を確保・運用できる体制を確立する。

第 2 関係機関等の通信連絡手段の確保・運用

1 各機関が保有する通信施設の運用

町は、関係機関等と連携し各機関が整備・保有している通信連絡手段を把握し、緊急時に活用できる体制を確立する。

2 各機関相互の連絡用通信手段の運用

関係機関相互に通話できる通信連絡手段である防災相互無線等を効果的に運用し、情報連絡体制を確立する。

第3節 災害救助法の適用及び運用

大災害が発生し、一定規模以上の被害が生じる場合等には、災害救助法が適用され、同法に基づき被災者の保護と社会の秩序の保全を図るため、応急的救助が実施される。

このため、災害救助法の実施機関・適用基準・被災世帯の算定基準・適用手続きについて示し、これに基づいて町は災害救助法を運用する。

第1 災害救助法の実施機関

災害救助法による救助は、国の法定受託事務として知事が行い町長はこれを補助する。知事は救助を迅速に行うために、町長に通知することにより救助の実施に関する事務の一部を町長が行うこととすることができる。（災害救助法第13条、鹿児島県災害救助法施行細則）

法第23条及び令第8条に定められている救助の種類は次のとおりである。

- (1) 避難所収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与。
- (2) 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給。
- (3) 被服・寝具・その他生活必需品の給与又は貸与。
- (4) 医療及び助産。
- (5) 災害にかかった者の救出。
- (6) 災害にかかった住宅の応急修理。
- (7) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与。
- (8) 学用品の給与。
- (9) 埋葬。
- (10) 死体の捜索・処理。
- (11) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石・竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去。

第2 災害救助法の適用基準

1 適用基準

災害救助法による救助は、次に掲げる適用基準に該当する町において、現に救助を必要とする者に対して行う。

- (1) 災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置し、災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とするとき。
- (2) 次に掲げる程度の災害が発生した町の区域内において、被災し現に救助を必要とするとき。
 - ① 町の区域内の住家のうち、滅失した世帯の数が適用基準表の基準1号以上であること。
 - ② 県内において1,500世帯以上の住家が滅失し、町の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が適用基準表の基準2号以上であること。
 - ③ 県内において7,000世帯以上の住家が滅失した場合、又は災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること。0
 - ④ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたこと。

屋久島町の災害救助法適用基準

人 口 (平成28年3月1日現在)	基 準	
	1 号	2 号
13,155人	40世帯	20世帯

第3 被災世帯の算定基準

1 被災世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定にあたっては、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

2 住家の滅失等の認定

(1) 住家が全壊・全焼・流失したもの

住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊・流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元どおりに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものであるとする。

(2) 住家が半壊・半焼する等著しく損傷したもの

住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損害が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものであるとする。

(3) 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

(1)及び(2)に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもので、又は土砂竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものとする。

3 世帯及び住家の単位

(1) 世帯

生計を一つにしている実際の生活単位をいう。

(2) 住家

現実に住家のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。

第4 災害救助法の適用手続き

災害に対し、町における災害が本節第2「災害救助法の適用基準」のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、町は、直ちにその旨を県に報告する。

第4節 広域応援体制

大災害が発生した場合、町や各防災関係機関単独では対処することが困難な事態が予想される。

このため、各関係機関があらかじめ十分に協議の上、相互応援の体制を整えとともに、災害時には相互に協力し、緊密な連携のもと円滑な応急対策活動を実施する。

このため、町は、県及び防災関係機関と、あらかじめ十分に協議を行い、相互応援の体制を整えとともに、大規模な災害による同時被害を避ける観点から、遠方に所在する市町村及び多種多様な団体との災害時における応援協定等の締結に努める。

また、災害時に相互に協力し緊密な連携のもと、円滑な応急対策活動の実施を可能とするために、平常時においても相互の情報交換、人材の交流等に努めるものとする。

第1 消防機関の応援協力

1 全県的な消防相互応援体制

町は、災害発生時における消防相互応援体制の確立については、あらかじめ全県的な消防広域相互応援協定を締結している。協定の具体的な内容については「鹿児島県消防相互応援協定」（資料2-1参照）の定めるところによる。

応援の内容及び手順は次のとおりとする。

(1) 対象となる災害

- ア 林野火災・危険物施設火災等の大規模なもの
- イ 大規模な地震・火山爆発又は風水害等の自然災害
- ウ 航空機事故等で大規模なもの又は特殊な救急・救助を必要とするもの
- エ その他前各号に掲げる災害に準ずる大規模災害

(2) 応援の内容

消火・救急・救助

(3) 応援要請手順

ア 応援要請

町長が、他の市町等の長に必要な部隊（消火隊・救助隊・救急隊・化学隊等）の派遣を要請する。

イ 要請方法

電話・無線等の最も早い方法で、災害発生日時・場所・部隊（種類・人員・車両）・資機材（種別・数量）などを連絡する。

(4) 応援派遣手順

応援部隊の出発日時・出動場所・人員・車両・資機材（種別・数量）などを要請側へ連絡する。

第2 県及び市町村相互の応援協力

1 「鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定」（資料2-10参照）による応援

町は災害が発生し、町のみでは十分な応急措置を実施することができない場合に、県及び県内市町村による応援活動を必要と認めるときは、「鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定」及び災害対策基本法に基づき迅速に応援を要請する。

(1) 町は、災害応急対策を行うために必要な場合、他の市町村に対し、応援を求める。

(2) (1)の応援を求められた場合、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、被災市町村の指揮の下に行動する。

(3) 県から、区域内の被災市町村の応援を要請された場合は、正当な利用がない限り、応援を行う。

2 県外への応援要請

災害が大規模となり、県外の防災関係機関等からの応援が必要と判断される場合、町は県に対しその調整を要請する。また、県は、災害応急対策を行うために必要な場合、災害規模に応じて他の都道府県に対して応援を求める。

3 町内所在機関相互の応援協力

災害が大規模となった場合、町は実施する応急措置について、町の区域内に所在する県、指定地方行政機関等の出先機関、及び町の区域を活動領域とする公共的団体等に応援協力を要請する。

第5節 自衛隊の災害派遣要請

災害に際し人命・財産の保護のため、自衛隊法第83条の規定に基づく自衛隊の災害派遣依頼及び受入れに関する事項を定め、もって自衛隊の効率的かつ迅速な活動を期するものである。

第1 実施責任者

1 災害派遣要請

自衛隊の災害派遣要請は、知事が自己の判断又は町長の要請依頼により行う。ただし、緊急やむを得ない場合は、町長が直接通知することができる。この場合は、速やかにその旨を知事（関係各部長経由）に通知するものとする。

2 災害派遣実施

自衛隊の災害派遣の実施は、次に掲げる実施権者が原則として知事等の要請により実施するが、緊急を要する場合は要請を待たないで実施する。

- (1) 陸上自衛隊西部方面総監
- (2) " 第8師団長
- (3) " 国分駐屯地司令（第12普通科連隊長）
- (4) 海上自衛隊佐世保地方総監
- (5) " 第1航空群司令
- (6) 航空自衛隊新田原基地司令

3 災害派遣受入れ

町長は、知事から災害派遣の実施について通知を受けたときは、関係機関との連携のもとに受入れに必要な措置を行う。

第2 災害派遣要請依頼基準

自衛隊の災害派遣を要請する基準は概ね次のとおりとする。

- (1) 災害に際して、人命の救助又は財産の保護のため急を要し、地元警察、消防団、その他では対処し得ないと考えられるとき。
- (2) 災害の発生が目前にせまり、この予防には自衛隊の派遣以外に方法がないと認められるとき。

第3 町長の災害派遣依頼要領

1 派遣要請依頼の担当

町長が行う自衛隊派遣要請依頼及び自衛隊に対する通知についての担当は総務対策部長とする。

2 災害派遣要請依頼

(1) 要請依頼の要望

各部長は、所管の対策業務について要請基準による自衛隊派遣の必要を認めたときは、要請依頼の要望を行うものとする。

(2) 要請依頼

総務対策部長は、各部長から要請依頼を受けたとき、又は自己の判断により自衛隊派遣の必要を認めたときは、町長に報告しその指示を受け、派遣部隊の活動内容に応じた県の関係各部長を経由して知事へ文書による要請依頼を行うものとする。この場合、第4に掲げる要請依頼要件を明示するものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、町長の指示により災害派遣実施権者に対し派遣を直接通知し、知事にその旨を報告するものとする。この場合は、事後速やかに知事に対し正式な要請依頼を行うものとする。

第4 自衛隊派遣要請依頼要件

自衛隊の派遣を要請依頼又は直接通知するときは、次の諸点を明示して行うものとする。

- (1) 災害時の状況及び派遣を要請する事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) その他参考となるべき事項

第5 自衛隊及び災害派遣要請権者等の連絡場所

1 自衛隊の連絡場所

区分	自衛隊要請関係機関		所在地	電話番号	
	部隊名	主管課			
要 請 先	陸	西部方面総監部	防衛部防衛課運用班	熊本県熊本市東町 1-1-1	096-368-5111 [内線] 255・256
		第8師団司令部	第3部防衛班	熊本県熊本市清水町八景水谷 2-17-1	096-343-3141 [内線] 214・233
		第12普通科連隊本部	第3科	鹿児島県霧島市国分福島 2-4-14	【昼間】 0995-46-0350 [内線] 237 【夜間】 0995-46-0350 [内線] 302 ※駐屯地当直司令部
		第8施設大隊 (川内駐屯地)	第3係	鹿児島県薩摩川内市冷水町 539-2	0996-20-3900 [内線] 232
	海	佐世保地方総監部	防衛部	長崎県佐世保市平瀬町 18	0956-23-7111 [内線] 225
		第1航空群司令部	運用幕僚	鹿児島県鹿屋市西原 3-11-2	0994-43-3111 [内線] 2222
		奄美基地分遣隊	防衛部	鹿児島県大島郡瀬戸内町古仁屋船津 27	0997-72-0250
	空	西部航空方面隊司令部	防衛部運用2班	福岡県春日市原町 3-1-1	092-581-4031 [内線] 2348 [夜間] 2203
	通報先	自衛隊鹿児島地方協力本部	総務課	鹿児島県鹿児島市東郡元町 4-1	099-253-8920

2 知事への災害派遣要請要求の連絡場所

災害派遣要請要求先		所在地	電話番号
担当部名	主管課		
鹿児島県危機管理災局	危機管理課	鹿児島市鴨池新町 10-1	099-286-2256
〃 総務部	人事課	〃	099-286-2045
〃 県民生活局	生活・文化課	〃	099-286-2518
〃 環境林務部	環境林務課	〃	099-286-3332
〃 保健福祉部	保健医療福祉課	〃	099-286-2656
〃 農政部	農政課	〃	099-286-3085
〃 土木部	監理課	〃	099-286-3483
	河川課	〃	099-286-3586
〃 商工労働水産部	商工政策課	〃	099-286-2929
〃 教育委員会	総務福利課	〃	099-286-5190
〃 出納局	会計課	〃	099-286-3765
〃 警察本部	警備課		099-206-0110

鹿児島県庁（代表）099-286-2111

第6 派遣部隊の活動内容

派遣部隊が実施する業務は、部隊の人員・装備・派遣要請内容等により異なるが、自衛隊の定める防災業務計画により概ね次のとおりである。

- (1) 被害状況の把握
- (2) 避難の援助
- (3) 遭難者等の捜索救助
- (4) 水防活動
- (5) 消防活動
- (6) 道路又は水路の啓開
- (7) 応急医療・感染症予防・病虫害防除等の支援
- (8) 通信支援
- (9) 人員及び物資の緊急輸送
- (10) 炊飯及び給水
- (11) 救助物資の無償貸付又は譲与
- (12) 交通規制の支援
- (13) 危険物の保安及び除去
- (14) その他部隊が対処し得る業務

第7 派遣部隊の受入れ

1 所管

災害派遣部隊の受入れ措置については、総務対策部長及び関係対策部長は、派遣部隊との緊密な連携のもとに次の措置を実施するものとする。

2 事前措置

- (1) 派遣部隊との連絡を確保し、派遣部隊の人員、装備等の確認に努める。
- (2) 派遣部隊の宿泊所・車両・器材の保管場所を準備しておく。
- (3) 派遣部隊が使用する機械・器具・材料・消耗品等を準備しておく。なお、準備を要する諸器材で、町において準備できないものについては県にその協力を依頼し、なお不足する場合は、派遣部隊が携行する器材等を使用するものとする。
- (4) 派遣部隊が実施する具体的な作業の内容・場所・作業に要する人員の配置等に関する計画を作成する。

3 派遣部隊到着後の措置

- (1) 派遣部隊の集結地への誘導
- (2) 派遣部隊の責任者との作業計画等に関する協議・調整及び調整に伴う必要な措。
- (3) 町が準備する器材類の品目・数量・集荷場所及びこれらの使用に関する事項並びに派遣部隊の携行する器材等の使用に関する事項についての協議
- (4) 派遣部隊の撤収時期等に関する協議
- (5) その他必要と認められる措置

第8 経費の負担区分

自衛隊の救助活動に要した経費は、原則として派遣を受けた町が負担するものとする。

- (1) 派遣部隊が救助活動を実施するため必要な資器材(自衛隊装備にかかるものを除く。)等の購入費、借上料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地・建物等の使用及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救助活動に伴う光熱・水道・電話料等
- (4) 派遣部隊の救助活動の実施に際し生じた損害の補償(自衛隊の装備にかかるものを除く。)
- (5) その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義のある場合は自衛隊と町が協議する。

第6節 技術者、技能者及び労働者の確保

災害時には、多数の応急対策の需要が発生し、応急活動を実施する人員の不足が予想される。このため、災害応急対策の実施等のために必要な技術者、技能者及び労働者の確保（公共職業安定所を通じての確保及び法に基づく従事命令等による確保）を円滑に行い、迅速かつ的確な災害応急対策を実施する。

第1 従事命令等による労働力の確保

1 命令の種類と執行者

対象作業	命令区分	根拠法令	執行者
消防作業	従事命令	消防法 第29条第5項	消防吏員又は消防団員
水防作業	従事命令	水防法第24条	水防管理者・水防団長・ 消防機関の長
災害救助作業	従事命令	災害救助法第7条	知事
	協力命令	災害救助法第8条	知事
災害応急対策作業 (除:災害救助法救助)	従事命令 協力命令	災害対策基本法 第71条第1項	知事
		災害対策基本法 第71条第2項	知事 (委任を受けた場合町長)
災害応急対策作業 (全般)	従事命令	災害対策基本法 第65条第1項	町長
		災害対策基本法 第65条第2項	警察官・海上保安官
		災害対策基本法 第65条第3項	自衛官
災害応急対策作業 (全般)	従事命令	警察官職務執行法 第4条	警察官

2 命令の対象者

命令の種別による従事対象者は次のとおりである。

命 令 区 分	従 事 対 象 者
消防作業	火災の現場付近にある者
水防作業	水防管理団体の区域内に居住する者又は水防の現場にある者
災害救助・災害応急対策作業 〔災害救助法及び災害対策 基本法による知事の従事 命令〕	(1) 医師・歯科医師又は薬剤師 (2) 保健師・助産師又は看護師 (3) 土木技術者又は建築技術者 (4) 大工・左官又はとび職 (5) 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従業者 (6) 自動車運送業者及びその従業者 (7) 船舶運送業者及びその従業者 (8) 港湾運送業者及びその従業者
災害救助・災害応急対策作業 の知事の協力命令	救助を要する者及びその近隣者
災害応急対策全般 〔災害対策基本法による町長 ・警察官・海上保安官・自 衛官の従事命令〕	町区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
災害応急対策全般 〔警察官職務執行法による 警察官の従事命令〕	その場に居合せた者、その事物の管理者その他関係者

第7節 ボランティアとの連携等

大規模災害の発生時には、各種援護を必要とする者が増大し、ボランティアの積極的な参加が期待される一方で、その活動環境が十分に整備されないと効果的な活動ができない場合がある。

このため、町ではボランティアの参加を促すとともに、参加したボランティア等の活動が円滑かつ効果的に実施されるよう環境整備を行う。

第1 ボランティアの受入れ、支援体制

1 ボランティア活動に関する情報提供

町は、被災者の様々なニーズの把握に努め、日本赤十字社鹿児島県支部・県社会福祉協議会・町社会福祉協議会及びボランティア関係協力団体との情報交換を行うとともに、報道機関を通じて、求められるボランティア活動の内容・必要人員・活動拠点等について情報提供を行う。

2 被災地におけるボランティア支援体制の確立

町社会福祉協議会等は、災害が発生した場合、速やかに災害ボランティアセンターを設置し、行政機関等関係団体との連携を密にしながら、以下によりボランティアによる支援体制の確立に努める。

(1) 現地本部における対応

町社会福祉協議会は、町と連携の上、ボランティア活動の第一線の拠点として現地本部を設置し、被災者ニーズの把握、具体的活動内容の指示、活動に必要な物資の提供を行う。

(2) 救援本部における対応

被災規模が大きい場合には、通信・交通アクセスが良い等適切な被災地周辺市町村社会福祉協議会等は、救援本部を設置し、ボランティアの登録、派遣等のコーディネート、物資の調整等を行い、現地本部を支援する。

第2 ボランティアの受付、登録、派遣

ボランティア活動希望者の受入れにあたっては、救援本部等がボランティア窓口を設けて受付、登録を行い、活動内容等について現地本部、ボランティア関係協力団体と連絡調整を図る。その際、ボランティア活動保険未加入者に対しては紹介・加入に努める。

警戒避難期の応急対策

風水害時の気象予警報等の発表以降、災害の発生に至る警戒避難期においては、各種情報を収集・伝達するとともに、避難・救助・救急・緊急医療等の人命の確保（避難行動要支援者への支援含む。）や、水防・土砂災害の防止対策等の緊急を要する対策を効果的に実施する必要がある。

第8節 気象警報等の収集・伝達

町は、風水害時の応急対策を進める上で、鹿児島地方気象台や県から発表される次の情報等を収集し、また、あらかじめ定めた警報等の伝達系統により確実に受信し、その内容を把握し、関係機関等に伝達する。

第1 情報の種類

- (1) 気象警報等（鹿児島地方気象台）
- (2) 土砂災害警戒情報（鹿児島地方気象台・県）
- (3) 雨量・河川水位等（県）
- (4) 水防警報（県）

第2 気象警報等の受領・伝達

1 気象警報等の受領・伝達

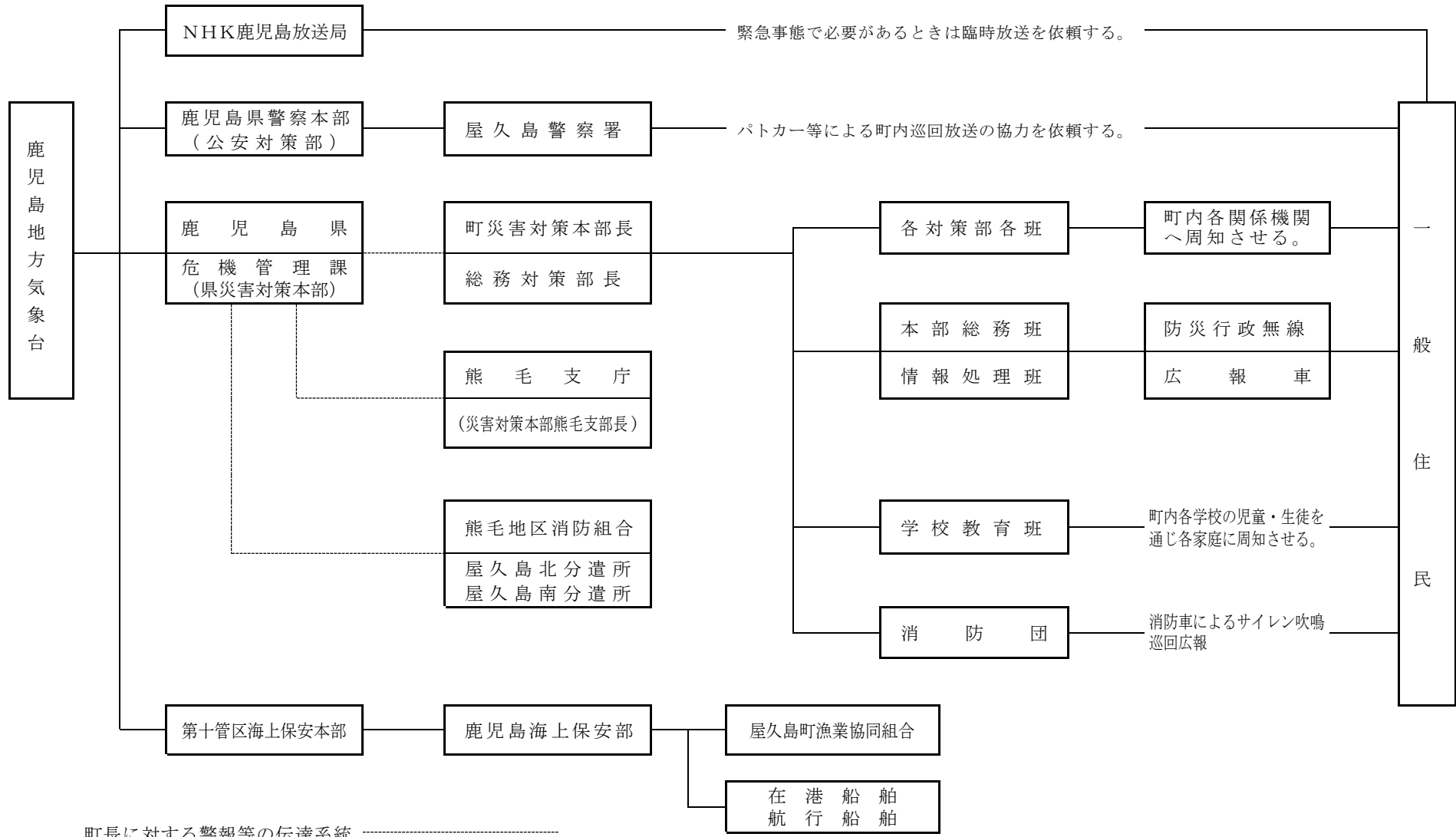
- (1) 関係機関から通報された気象警報等は、総務課長において受領する。
- (2) 執務時間外にあっては、警備員を経て総務課長に通報するものとする。
- (3) (1)、(2)により受領及び通報を受けた総務課長は、大きな災害が発生するおそれがあると認めるとき、又は大きな災害が発生したことを知ったときは、直ちに町長にその旨を報告するものとする。
- (4) 授受担当員（伝達担当員を兼ねる。）は、総務課情報防災係とする。
- (5) 警報等を受領した伝達担当員は、伝達系統により周知伝達する。この場合、特に要配慮者施設への伝達に配慮するものとする。

2 土砂災害警戒情報の伝達

鹿児島地方気象台は、気象業務法第15条により大雨警報、第15条の2により大雨特別警報を都道府県に伝達することが義務付けられている。土砂災害警戒情報は大雨・大雨特別警報を解説する気象情報の1つとして関係機関に伝達される。

町は、災害対策基本法第51条（情報の収集及び伝達）及び第55条（県知事の通知等）により県から土砂災害警戒情報の伝達を受けた時は、すみやかに土砂災害警戒情報に係る必要事項を伝達系統により関係機関及び住民その他関係ある公私の団体等へ伝達する。

気象予警報等の伝達系統図



町長に対する警報等の伝達系統 (Dashed line)

町長が行う警報等の連絡系統 ——— (Solid line)

第9節 災害情報・被害情報の収集・伝達

本計画は、町災害対策本部が災害情報及び被害報告を迅速、確実に収集し、又は通報、報告するために必要な事項を定め応急対策の迅速を期すものである。

収集にあたっては、特に住民の生命にかかわる情報の収集に重点を置く。

第1 災害情報の収集・伝達

町は、町内の災害情報及び所管に係る被害状況を住民の協力を得て迅速かつ的確に調査・収集し、県その他関係機関に通報報告する。特に、人命危険に関する情報を優先し速報性を重視する。

なお、人的被害の状況のうち、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町は、住民登録の有無にかかわらず、当該町の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるとともに、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡する。

1 収集すべき災害情報等の内容

- (1) 人的被害（死傷者数、生き埋め者のいる可能性のある要救出現場の箇所数、行方不明者数を含む）
- (2) 住家被害（全壊、倒壊、床上浸水等）
- (3) 津波・高潮被害状況（人的被害状況、倒壊家屋状況）
- (4) 土砂災害（人的・住家・公共施設被害を伴うもの）
- (5) 出火件数又は出火状況
- (6) 二次災害危険箇所（土砂災害危険・高圧ガス漏洩事故など）
- (7) 輸送関連施設被害（道路、港湾・漁港）
- (8) ライフライン施設被害（電気、電話、ガス、水道施設被害）
- (9) 避難状況、救護所開設状況
- (10) 災害の状況及びその及ぼす社会的影響から見て報告する必要があると認められるもの

2 災害情報等の収集

(1) 町による情報収集

職員は、原則として情報収集担当区域に応じて人命危険情報を収集する。収集した情報の本部への報告は電話、無線等による通報によるほか、登庁後、書類による報告を行うものとする。また、参集途上に可能な限り人命危険情報を収集し、その結果を参集後、本部へ報告する。

(2) 調査班の編成

被害状況の調査にあたっては、被害の程度により調査班の数を決定するが、地区ごとに各課と共同し、又は単独で調査班を編成し被害状況調査を実施する。

調 査 分 担

被害区分	担当課等	協力団体等
人・住家等の被害	総務課・町民課	消防団・公民館長
農業関係被害 林業関係被害 水産関係被害 商工関係被害	産業振興課	農協・土地改良区 森林組合 漁協 商工会
観光関係被害	観光まちづくり課	観光協会
社会福祉関係被害	福祉事務所	社会福祉協議会等
衛生関係被害	健康長寿課・生活環境課	公民館長
教育関係被害	教育委員会	各学校長
一般被害及び応急対策 の総括、町有財産等の被害	総務課	

3 災害情報等の集約、活用、報告及び共有化

(1) 町における報告情報の集約

町災害対策本部において、前記方法により報告された災害情報等を整理し、広域応援要請、自衛隊派遣要請、避難指示、災害救助法適用申請等の必要性の有無を判断できるよう集約し、適宜全職員に徹底する。

(2) 町から県等への報告

町は県にできるだけ早期に被害概況に関する報告を行う。

特に、災害規模把握のための町から県等への報告は、次のとおり実施する。

なお、町は直接県への被災状況の報告ができない場合を想定し、情報収集のために被災地に県職員が派遣された場合は、どのような内容の情報をどのような手段で収集するかなどを定めた情報収集要領を、あらかじめ作成するよう努める。

ア 第1報（参集途上の被害状況、庁舎周辺の被害状況）

（ア）勤務時間外（本部総務班長の登庁直後）

（イ）勤務時間内（災害発生直後）

イ 人命危険情報の中間集約結果の報告

災害発生後できる限り早く報告する。

なお、この段階で町災害対策本部での意思決定（広域応援要請、自衛隊派遣要請、避難指示、災害救助法適用申請等の必要性の有無）が得られていれば、県等へ報告・要請する。

ウ 人命危険情報の集約結果（全体概要）の報告

災害発生後1時間以内、遅くとも2時間以内とする。県への報告は、災害情報等報告システムと同一のシステム及び方法を用いる。

エ 町は、同時多発火災や救出要請等により、119番通報が殺到した場合に、その状況を直ちに県及び消防庁に報告する。

- (3) 町及び防災関係機関は、人的被害、住家被害、避難、火災の発生・延焼の状況等、広域的な災害
 応急対策を実施する上で重要かつ緊急性の高い情報について、他の情報に優先し収集・報告する。

第2 災害情報等の報告

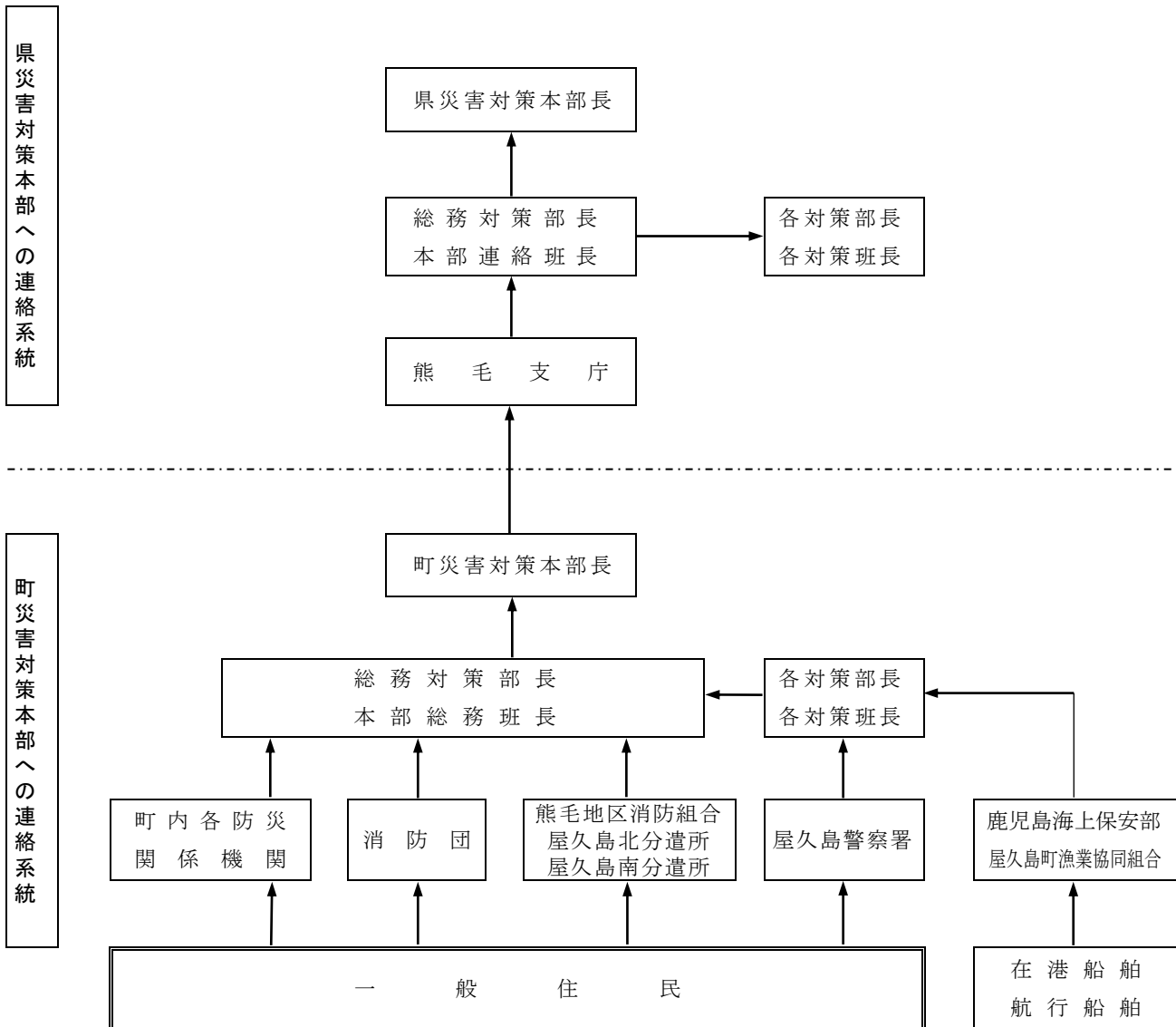
1 災害情報等の報告系統

町は、町内の災害情報及び被害情報を収集・把握し、県その他関係機関に報告する。

なお、通信途絶等により県との情報連絡がとれない場合は、消防庁に直接被害情報等の連絡を行う。

回線別	区分	平日(9:30~17:45) ※ 震災等応急室	左記以外 ※ 宿直室
N T T 回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	F A X	03-5253-7537	03-5253-7553
地域衛星通信 ネットワーク	電話	19-2-048-500-7527	19-2-048-500-7782
	F A X	19-2-048-500-7537	19-2-048-500-7789

災害情報等収集報告系統図



- (注) 1 町災害対策本部が設置されていない場合の連絡系統は、町の関係課長に直接通報報告するものとする。
- 2 緊急を要する場合の連絡は、この系統によらず必要な関係機関に直接緊急通報報告することができる。
- 3 町内の各防災関係機関は、町災害対策本部に対し被害状況の報告を協力するとともに、町災害対策本部との相互間に災害情報の交換を行うものとする。

2 災害情報等の種類及び内容

(1) 災害情報

災害情報とは、災害が発生しそうな状況のときから、被害が数的に判明する以前の間における被害に関する次のようなものをいう。

ア 災害発生のおそれのある異常な現象が生じたとき、その異常現象を必要な災害対策機関に通報するもの。

イ 災害の発生する直前に、災害が発生しようとしている状況を通報するもの。

ウ 災害発生前の災害防止対策、又は災害拡大防止対策の活動状況を通報するもの。

エ 災害が発生しているが、被害の程度が数的に把握できない状況を通報するもの。

(2) 災害報告の種類

災害報告とは、被害の程度が数的に把握できる被害情報をあらかじめ定められた様式により報告(通報)する。

3 災害情報、災害報告の通報及び報告要領

(1) 災害発生のおそれのある異常現象の通報要領

ア 発見者の通報

異常現象を発見した者は、直ちに次のとおり通報するものとする。

異常現象の種類	通報先
河川の漏水等水防に関するもの	総務課・建設課・消防組合
火災発生に関するもの	総務課・消防組合
気象、水象、海難等に関するもの	総務課・消防組合・警察署・海上保安部

イ 警察署長等の通報

異常現象発見の通報を受けた警察署長（警察官）等は、直ちに町長に通報するものとする。

ウ 町長の通報

ア、イ及びその他により異常現象を承知した町長は、直ちに次の機関に通報する。

(ア) 気象・水象に関するものは、鹿児島地方気象台

(イ) その異常現象により、予想される災害の対策実施機関（県出先関係機関その他応急対策実施機関）

エ 町長の気象台に対する通報要領

異常現象を承知した町長は、鹿児島地方気象台に次の要領で通報する。

(ア) 通報すべき事項

a 気象関係（竜巻・強い降雹等）

b 水象関係（台風等に伴う異常潮位・異常波浪等）

(イ) 通報の方法

通報の方法は、電話・FAX等最も効果的な手段をもって行う。

(2) (1)以外の災害情報の通報及び災害報告の報告方法

ア 各対策部長は、所管にかかる災害情報、被害状況及び応急対策状況を調査収集し、総務対策部長を経て町長へ報告するとともに、各対策部の業務に照応する県災害対策本部の各対策部へそれぞれ報告するものとする。

イ 各対策部長から災害情報、被害状況及び応急対策（救助対策を含む。）実施状況の報告を受けた総務対策部長は、当該報告を収集整理の上、町長及び防災関係機関へ報告通報するものとする。

4 災害報告の様式

災害報告に際しては、特に法令に定めのある場合を除き「災害状況速報」によるものとする。

5 災害報告の判定基準

人及び家屋等の一般被害の判定基準は次のとおりとする。

区 分	被 害 の 判 定 基 準
死 者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実な者とする。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
重 傷 者 軽 傷 者	災害のため負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のある者のうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは、1月未満で治療できる見込みの者とする。
住 家	現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非 住 家	住家以外の建築物をいうものとする。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に常時人が住居している場合には当該部分は住家とする。
公 共 建 物	例えば役場庁舎、公民館等の公用又は公共の用に供する建物とする。
住 家 全 壊 (全焼・全流失)	住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元どおりに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
住 家 半 壊 (半焼)	住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損害が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分とその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
一 部 破 損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
床 上 浸 水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたまりにより一時的に居住することができないものとする。
床 下 浸 水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。
り 災 世 帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
り 災 者	り災世帯の構成員とする。

(注)

- (1) 住家被害戸数については、「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- (2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等、何らかの変化を生じることにより補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- (3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

別記様式 災害状況速報

都道府県				区 分		被 害	
災 害 名		災害名		田	流失・埋没	ha	
報 告 番 号		第 報			畑	冠 水	ha
報 告 者 名		(月 日 時現在)		流失・埋没		ha	
				冠 水	ha		
区 分		被害		文 教 施 設	箇所		
人 的 被 害	死 者	人		病 院	箇所		
	行方不明者	人		道 路	箇所		
	負傷者	重 傷	人		橋 り よ う	箇所	
		軽 傷	人		河 川	箇所	
住 家 被 害	全 壊	棟		港 湾	箇所		
		世帯		砂 防	箇所		
		人		清 掃 施 設	箇所		
	半 壊	棟		が け 崩 れ	箇所		
		世帯		被 害 船 舶	隻		
		人		水 道	戸		
	一 部 破 損	棟		電 話	回線		
		世帯		電 気	戸		
		人		ガ ス	戸		
	床 上 浸 水	棟		ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所		
世帯							
人							
床 下 浸 水	棟		り 災 世 帯 数	世帯			
	世帯		り 災 者 数	人			
	人		火 災 発 生	建 物	件		
非 住 家	公 共 建 物	棟		危 険 物	件		
	そ の 他	棟		そ の 他	件		

区 分		被 害		都 道 府 県 災 害 本 部	名 称			
公 共 文 教 施 設	千円				設 置	年 月 日 時		
農 林 水 産 業 施 設	千円				解 散	年 月 日 時		
公 共 土 木 施 設	千円				災 害 對 策 市 町 村 名			
そ の 他 の 公 共 施 設	千円							
小 計	千円			災 害 對 策 市 町 村 名				
公 共 施 設 被 害 市 町 村 数	団体							
そ の 他	農 産 被 害	千円		災 害 救 助 法 名				
		林 産 被 害	千円					
	畜 産 被 害	千円		計 団体				
	水 産 被 害	千円						
	商 工 被 害	千円		計 団体				
	そ の 他	千円		消 防 職 員 出 動 延 人 数	人			
被 害 総 額	千円		消 防 団 員 出 動 延 人 数	人				
備 考	災 害 発 生 場 所							
	災 害 発 生 年 月 日							
	災 害 の 種 類 概 況							
	消 防 機 関 の 活 動 状 況							
そ の 他 (避 難 の 勧 告 ・ 指 示 の 状 況)								

※ 被害額は省略することができるものとする。

第10節 広報

風水害等の災害に際して、浸水、斜面崩壊等様々な災害に対する住民の防災活動を促進し、災害に有効に対処できるよう、必要情報を住民及び関係機関等に広報する必要がある。

このため、町及び防災関係機関は、保有する情報伝達手段を駆使して最も効果的な方法で広報するとともに、災害時の適切な防災活動を遂行する上で、それを阻害するような混乱を回避できるよう配慮する。

第1 町による広報

1 実施要領

- (1) 各対策部長は、所管事項について広報を必要とする事項は、必ず総務対策部情報処理班長へ通知する。この場合、広報事項は要点を簡潔明瞭にまとめて、書面をもって通知する。
- (2) 総務対策部長は、収集した災害情報等のなかで、広報を要すると認めるものについては、速やかに情報処理班長へ通知し、災害広報に万全を期する。
- (3) (1)及び(2)により通知を受けた情報処理班長は、速やかに住民及び報道関係者へ広報する。
- (4) 情報処理班は、各対策部が収集する災害情報その他広報資料を積極的に収集し、必要に応じて災害現地等に出向き、写真、ビデオその他の取材活動を実施する。

2 住民に対する広報の方法

- (1) 広報は、内容に応じ次の方法により行う。
 - ア 防災行政無線等
 - イ 広報車の巡回等（消防車を含む。）
 - ウ 新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関
 - エ 広報紙、ポスター及びインターネット（町ホームページ、ツイッター、フェイスブック等のソーシャルメディア、ポータルサイト、鹿児島県防災 Web）
 - オ Lアラート、緊急速報（エリアメール等）、コミュニティ FM 放送、ワンセグ放送
 - カ 伝達組織を通じ、口頭及び拡声器による伝達
- (2) 広報車により広報を行う場合は、原則として、停車し、拡声広報を行う。この場合、簡潔で分かりやすい内容をもって明確に行うものとする。

3 広報内容

災害時には、次に示す人命の安全確保、人心の安定及び行政と住民の防災活動を支援する広報を優先して実施する。また、気象警報、避難指示等を住民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。その際、高齢者や障害者等の要配慮者に配慮する。

- (1) 災害危険地域住民への警戒呼びかけ（自主避難）、避難の指示
 - 町は、降雨が長期化し災害危険が増大しているときと判断されるときは、事前に定めた広報要領により大雨への警戒を強め、必要に応じ事前避難に関する広報を実施する。
 - ア 気象情報及び警報の発令
 - イ 災害軽減の事前対策
- (2) 災害発生直後の広報
 - 町は、自主防災組織、住民等へ災害時の防災行動を喚起するため、各種広報媒体を活用して次の内容を広報する。
 - ア 災害対策本部の設置
 - イ 災害応急対策状況
 - ウ 災害状況
 - エ 緊急避難を要する区域住民への避難の喚起

- オ 隣近所等の災害時要援護者の安否確認の喚起
- カ 出火防止、初期消火、プロパンガスの元栓閉栓の喚起
- (3) 災害発生後、事態が落ち着いた段階での広報
 - 町は、各種広報媒体を活用し次の内容の広報を実施する。
 - ア 二次災害危険の予想される地域住民等への警戒呼びかけ
 - イ 地区別の指定避難所の状況
 - ウ 混乱防止の呼びかけ
 - 不確実な情報に惑わされない、テレビ、ラジオ、行政機関のホームページ、鹿児島県防災 Web、緊急速報（エリアメール等）、コミュニティ FM、告知放送から情報入手するようになど。
 - エ 安否情報
 - 安否情報については、NTTの災害用伝言ダイヤル“171”や各携帯電話会社が大規模災害時に開設する災害用伝言板などを活用するよう住民に呼びかけ、その利用方法を周知する。
 - オ 被災者救援活動方針・救援活動の内容
 - カ 気象警報などの解除
 - キ 災害対策本部の廃止

第2 報道機関等に対する放送の要請・公表

総務対策部長は、災害の種別、発生場所及び日時、被害状況、応急対策の状況等を取りまとめ、適宜報道機関に発表する。

なお、放送機関に対する放送の依頼は、原則として町が県知事に対して要請し、事前に締結されている「災害時における放送要請に関する協定」に基づき県知事が行う。また、町は報道機関にも補完的に要請文を送付する。

発表は次の要領で実施する。

1 放送機関に対する災害情報の提供

避難指示等の避難に関する情報等、緊急性が高く住民への周知が必要な情報については、町は、原則として、県総合防災システムを活用して県に報告し、県は、速やかに放送機関に情報提供を行う。（放送の即時性の活用）

また、町は県の放送機関への情報提供を補完するため、放送機関に直接情報提供をする。

2 放送機関に対する放送の要請

町は、県に対して、町が利用できる通信機能が麻痺した場合に災害対策基本法第57条の規定により放送機関に放送要請を行うよう求める。

3 報道機関に対する発表

(1) 報道発表の要領

- ア 発表の場所は、原則として町長室とする。
- イ 発表担当者は、原則として町長とする。
- ウ 事前に報道発表時間などの広報ルールを定めておく。また、情報入手状況や防災活動の進捗状況により、広報ルールどおりの広報ができないこともあらかじめ断っておく。これにより、報道機関との混乱を最小限のものとする。
- エ 要配慮者への報道手段、内容について配慮するように要請する。
- オ 警察、消防その他の組織との情報交換を的確に行い、広報内容の整合性を保つ。

(2) 報道機関への要請並びに発表する広報内容

- ア 雨量・河川水位等の状況〔発表〕
- イ 災害対策本部の設置の有無〔発表〕
- ウ 被災状況（発生箇所、被害状況等）〔発表〕

- エ 家屋損壊件数、浸水状況（発生箇所・被害状況等）〔発表〕
- オ 二次災害危険の予想される地域住民等への警戒呼びかけ〔要請〕
- カ 周辺受入れ可能病院及びその診療科目、ベッド数〔要請〕
- キ 避難状況等〔発表〕
- ク 被災地外の住民へのお願い〔要請〕

（例） ・被災地へは単なる見舞い電話等の不要不急の電話をしないでほしい。
 ・安否情報については、N T Tの災害用伝言ダイヤル「171」を活用してほしい。
 ・個人からの義援はできるだけ義援金でお願いしたい。
 ・まとまった義援物資を送ってくださる場合は、被災地での仕分け作業が円滑に実施できるよう、物資の種類、量、サイズ等を梱包の表に明記して送付してほしい。（梱包を解かなくて済む。）

- ケ ボランティア活動の呼びかけ〔要請〕
- コ 住民の心得、人心の安定及び社会秩序保持のため必要な事項〔要請〕
- サ 交通状況（交通機関運行状況、不通箇所、開通見込日時、道路交通状況等）〔発表〕
- シ 電気、電話、水道施設等公益事業施設状況（被害状況、復旧見通し等）〔発表〕

第3 その他の関係機関等への広報の要請

1 ライフライン関係機関への要請

災害時に町（災害対策本部）に寄せられる住民等からの通報の中には、ライフラインに関する問い合わせ（復旧見通しなど）も多いと予想される。このため、町は住民等からの通報内容で必要があると認めるときは、ライフライン関係機関に対し、広報担当セクションの設置や増強を要請する。

2 その他の防災関係機関への要請

- (1) 屋久島電気株式会社・九州電力株式会社及び九州電力送配電株式会社（九州電力熊毛サービスセンター）・種子屋久農業協同組合・安房電気利用組合・町電気課
 災害による停電等の被害箇所の状況、復旧の見通しをはじめ、公衆感電事故の防止等について、広報車・防災行政無線及び報道機関等により住民への周知に努める。
- (2) 西日本電信電話株式会社鹿児島支店
 災害による電話の不通箇所の状況、復旧の見通し等について、広報車・防災行政無線及び報道機関等により住民への周知に努める。
- (3) (社)鹿児島県危険物安全協会
 災害によるガス施設の被害箇所の状況、復旧状況の見通しをはじめ、ガス漏れによる事故防止等について、広報車・防災行政無線及び報道機関等により住民への周知に努める。
- (4) バス会社等
 被害箇所の状況、復旧状況の見通し等について、停留所及び待合室等の掲示板や案内板への掲示をはじめ、広報車・防災行政無線及び報道機関等により住民への周知に努める。

第11節 河川災害・土砂災害等の応急対策

風水害時は、河川出水、高潮、斜面崩壊等のため、水防活動や土砂災害等の応急対策を行う事態が予想される。

このため、町は消防団を出動させ、必要に応じて地域内外の協力・応援を得て警戒活動を強化し、水防・土砂災害応急対策を実施する。

第1 河川災害の応急対策（水防活動）

1 水防体制の確立

町は、河川施設にかかる被害の拡大防止措置を行い、水防施設の応急復旧措置を図るため、本章第1節「応急活動体制の確立」に定める応急活動体制をもってあたるものとする。

2 水防情報及び被害状況等の収集・伝達

町は、本章第8節「気象警報等の収集・伝達」に定めた方法に基づき、気象注意報・警報や水防警報を収集・伝達するほか、雨量・河川水位等の諸観測の情報を把握するとともに関係機関へ通報する。

また、これらの情報に留意し、重要水防区域等や二次災害につながるおそれのある河川施設の監視、警戒を行い、被害状況等の把握に努める。ため池については、町管理者がため池の監視、警戒を行い、被害状況等の把握に努める。

3 河川等施設被害の拡大防止（応急復旧措置）

町は、以下の被害拡大防止措置を講ずる。

(1) 護岸の損壊等による浸水防止

河川出水、溢水等による浸水被害が生じた場合は、その被害の実態に応じて、土のう積み等の浸水防止措置を講じ、二次災害を防止する。

(2) 河川堤防の決壊等による出水防止措置

河川堤防の損壊・亀裂が入るなど被害が生じた場合は、被害実態に応じた出水防止措置を講ずる。

(3) 河川施設の早期復旧

そのまま放置すれば二次災害につながるおそれのある河川施設については、関係業者等を手配するなど早急に応急復旧措置を講じ、被害の拡大防止を図る。

(4) その他の水防活動の実施

上記のほか、河川災害防止のための以下の水防活動を実施する。

ア 出動・監視・警戒及び水防作業

イ 通信連絡及び輸送

ウ 避難のための立退き

エ 水防報告と水防記録

第2 土砂災害の応急対策

1 土砂災害防止体制の確立

砂防・治山事業の所管各課は、気象警報等の発表とともに土砂災害応急体制を早急に確立し、被害の拡大防止対策に着手する。

2 危険箇所周辺の警戒監視

町は、急傾斜地崩壊危険箇所、山地崩壊危険地区等における斜面崩壊や土石流危険渓流、崩壊土砂流出危険地区等における土石流、地すべり等により土砂災害が発生した地域がある場合、その被害実態の早期把握に努める。

また、地域で土砂災害の発生の兆候が認められるなどの実態が把握された場合、それらの地域の警戒、監視体制を強化し、土砂災害防止対策の早期実施に努める。

3 土砂災害等による被害の拡大防止（応急復旧措置）

(1) 土砂災害の応急措置

土砂災害の生じた地域において、引き続きがけ崩れや土石流、地すべり等が懸念される場合は、各々の施設所管各課、町において応急的な崩壊防止措置を講ずる。

(2) 警戒避難体制の確立

町は、土砂災害の危険が解消されない場合は、当該区域に警戒区域を設定し、関係住民の出入りを制限し、必要に応じ関係地域住民の避難措置を実施する。

(3) 専門家の派遣による支援

町は必要に応じ、警戒・監視活動のために、斜面災害危険判定の専門家の派遣等を県に要請する。

(4) 土砂災害防止法に基づく緊急調査及び土砂災害緊急情報

町は、適切に住民の避難指示等の判断が行なえるよう、国及び県から、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）の提供を受ける。

町は、土砂災害緊急情報の通知を受けた場合は、適切に避難指示等の発令を行う。

第12節 消防活動

火災が発生した場合、町・消防組合を中心に、住民、自主防災組織、各事業所の自衛消防組織等の協力も得ながら、消防活動を行う必要がある。

このため、町は「熊毛地区消防組合消防計画」に従い現有の消防力（装備・車両・水利等）の総力を挙げ、災害状況によっては他の地域からの応援を得て、効果的に連携し消防活動を実施する。

第1 町・住民による消防活動

1 町による消防活動

火災は、発生時期時刻、気象条件、地域の人口密度及び消防力の配備状況等により被害の様相が異なるため、臨機応変な応急対策が必要である。町は、火災による被害を最小限に食い止めるため熊毛地区消防組合及び町消防団の全機能を挙げて消防活動を行う。

また、火災現場等において要救助者を発見した場合は、人命救助を最優先し迅速かつ的確な救急・救助活動を行う。

(1) 熊毛地区消防組合屋久島北分遣所・屋久島南分遣所

各分遣所長は、所隊員を指揮し、火災に関する情報を迅速かつ正確に収集し、消防及び救急・救助活動を行う。

ア 火災発生状況等の把握

管内の消防活動等に関する情報を収集し、町及び警察署と相互に連絡を行う。

- (ア) 延焼火災の状況
- (イ) 消防ポンプ自動車等の通行可能道路
- (ウ) 消防水利などの使用可能状況
- (エ) 要救助者の状況
- (オ) 医療機関の被災状況

イ 消防活動

- (ア) 同時多発火災が発生している地域では、住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ避難路の確保等人命の安全を最優先した消防活動。
- (イ) 危険物の漏洩等により災害が拡大し、又はそのおそれがある地域では、住民の立入りを禁止し、避難誘導等の安全措置をとる。
- (ウ) 人口密集地及びその地域に面する部分の消火活動を優先した消防活動。

(2) 消防団

消防団は、火災が発生した場合、消防団長の指揮のもと消防隊と協力して次の消防活動を行う。

ア 消火活動

避難路確保のための消火活動等人命の安全確保を最優先に行う。

イ 避難誘導

避難の指示が出された場合に、これを住民に伝達し、関係機関と連絡をとりながら住民を安全な場所に避難させる。

ウ 救急・救助

消防分遣所による活動を補佐し、要救助者の救助救出と負傷者に対する止血その他の応急処置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

2 住民・自主防災組織、事業所による消防活動

住民、自主防災組織及び事業所等は、自らの生命及び財産を守るため、出火防止活動及び初期消火を実施するとともに、協力して可能な限り消火活動を行い、火災の拡大を防止する。特に危険物等を取り扱う事業所においては、二次災害の防止に努める。

(1) 住民

家庭用消火器、風呂のくみおきの水等で可能な限り初期消火活動を行う。

(2) 自主防災組織

ア 消火器、可搬消防ポンプ等を活用して初期消火に努める。

イ 消防隊（消防組合、消防団）が到着した場合は、消防隊の長の指揮に従う。

(3) 事業所

ア 火災緊急措置

火気の消火及び危険物、高圧ガス等の供給の遮断確認及び危険物、ガス、毒劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講ずる。消火器、可搬消防ポンプ等を活用して初期消火に努める。

イ 災害拡大防止措置

危険物を取り扱う事業所においては、異常事態が発生し、災害が拡大するおそれのあるときは、次の措置を講ずる。

(ア) 周辺地域の居住者に対し避難など必要な行動をとる上で必要な情報を提供する。

(イ) 警察、最寄りの消防機関等に電話等可能な手段により直ちに通報する。

(ウ) 立入禁止、避難誘導等必要な防災措置を講ずる。

第2 他の消防機関に対する応援要請

1 鹿児島県消防・防災ヘリコプターに対する応援要請

火災が発生し、町長等が必要と判断した場合は、「鹿児島県消防・防災ヘリコプター応援協定」に基づき、鹿児島県防災航空センターに対してヘリコプターの緊急出動を要請する。

第 13 節 避難の指示、誘導

風水害時の出水や土砂災害等の発生に際して、危険があると認められる場合、関係法令に基づくそれぞれの避難指示権者は、関係する地域の住居者、滞在者その他の者に対し、時期を失しないよう避難を指示する等の措置をとる。

- (1) 町長は、災害対策基本法第 60 条に基づき、災害時における住民の避難指示等避難措置を実施するものとし、町長に事故あるときは副町長がその職務を代理する。また、災害救助法が適用され知事が権限を委任したとき、又は緊急を要し知事の実施を待つことができないときの指定避難所の開設及び避難者の収容を行う。

なお、町内小・中学校における児童生徒の集団避難は、町長等の避難処置によるほか、教育長の指示により学校長が実施する。

- (2) 町長の避難指示権等は次のとおりである。

ア 高齢者等避難	全災害に	町長
イ 避難の指示	全災害に	町長（災害対策基本法第 60 条）
ウ 指定避難所開設及び収容	知事又は町長	

第 1 要避難状況の早期把握・判断

1 要避難状況の把握活動の早期実施

災害の危険のある場合、必要と認められる地域の住居者、滞在者その他の者に対し立退きを指示する等の避難措置は、関係法令に基づきそれぞれの実施責任者が時期を失しないよう必要な措置をとらなければならない。

特に町長は、避難措置実施の第一次責任者として警察官、海上保安官、知事及び自衛官等の協力を求め、常に適切な措置を講ずるため、避難を要する地域の実態の早期把握に努め、迅速・確実な避難対策に着手できるようにする。

2 避難対策の必要性の早期判断

避難を要する状況は、発生した災害の状況により大きく異なるため、被災地域の情報収集を踏まえ、避難対策の要否を判断する。

- (1) 河川災害からの避難の実施

気象・降雨状況によって、河川出水による浸水等の被害が生ずる地域も予想されるため、当該地域の住民が適切な避難活動が実施できるよう、町・消防組合等は、警報発表以降着手する警戒活動により地域の状況を的確に把握し、避難指示の伝達及び注意喚起広報を早期に実施し、住民の避難活動を補完する。

- (2) 斜面災害防止のための避難対策

本町における地形・土壌等の特質から、急傾斜地等崩壊危険性の高い地域等における斜面崩壊からの避難等が想定される。町・消防組合等は、警戒活動により斜面状況を把握し、被災地域の被害実態に応じて避難の必要性を判断し、混乱防止措置と併せて必要な対策を講ずる。

3 自主避難

豪雨等により災害の発生する危険性を感じたり、土砂崩れ等の前兆現象を発見し、自ら危険だと判断した場合等においては、隣近所に声を掛け合って自主的に避難するよう心掛ける。

災害の種類	兆 候
崖 崩 れ	(1) 崖にひび割れができる。 (2) 崖から水が湧いてくる。 (3) 小石がパラパラと落ちてくる。
地 す べ り	(1) 地下水の変化が前兆となることが多いため、池や沼の水が急に増えたり減ったりする。また、井戸水が濁ったりする。 (2) 地面にひび割れができる。 (3) 地面の一部が落ちこんだり、盛り上がったたりする。
土 石 流	(1) 立木の裂ける音が聞こえる場合や、巨礫の流下する音が聞こえる場合。 (2) 溪流の流水が急激に濁りだした場合や、流木が混ざりはじめた場合。 (3) 降雨が続いているにもかかわらず、溪流の水位が急激に低下しはじめた場合。 (上流で崩壊が発生し流れが堰き止められているおそれがあるため。)

第2 避難指示等の実施

1 避難指示等の基準と区分

避難指示等の発令については、対象となる災害を①暴風災害、②土砂災害、③高潮災害、④津波災害とし、以下の基準を参考に、各種防災気象情報、鹿児島県土砂災害警戒情報、土砂災害警戒監視情報、現地情報等を収集し、総合的に判断して発令する。

また、避難の指示又は解除を行う際は、必要に応じて国又は県の他、気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

(1) 高齢者等避難

対象災害	地域等	判断基準
暴風災害	対象地域	・ 暴風警報が発表され、相当な暴風で短時間に危険が予想される場合（風速 25m/s 位で更に強まっていくような場合）
土砂災害 (豪雨災害)	対象地域	・ 大雨警報が発表され、相当な豪雨で短時間に危険が予想される場合（時間雨量が 90mm を超えたときのような場合）
高潮災害	対象地域	・ 高潮による被害が予想される場合

(2) 避難指示

対象災害	地域等	判断基準
暴風災害	対象地域	・ 引き続き風速が強まり、災害の発生が予想され、生命・身体の危険が迫ってきたとき（風速が 35m/s 以上となり、更に強まっていくことが予想される場合）
土砂災害	対象地域	・ 大雨特別警報あるいは土砂災害警戒情報が発表された場合 ・ 記録的短時間大雨情報等が発表され重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 ・ 近隣で前兆現象（斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁等にクラック発生等）の発見があったとき ・ 大雨警報が発表され、相当な豪雨で短時間に危険が予想される場合（時間雨量が 110mm を超えたときのような場合）
高潮災害	対象地域	・ 高潮による重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合
津波災害	対象地域	・ 大津波警報が発表された場合 ・ 津波警報が発表された場合 ・ 津波注意報が発表され、被害が発生するおそれがある場合

避難情報と居住者等がとるべき行動

区 分	警戒レベル	居住者等に求められる行動
緊急安全確保	警戒レベル 5	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ▶ 居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！ <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定緊急避難場所等への立退き避難をすることがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。
避難指示	警戒レベル 4	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 発令される状況：災害のおそれ高い ▶ 居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 <ul style="list-style-type: none"> ・ 危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
高齢者等避難	警戒レベル 3	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 発令される状況：災害のおそれあり ▶ 居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※ 避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者。 ・ 高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
大雨・洪水・高潮注意報	警戒レベル 2	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 発令される状況：気象状況悪化 ▶ 居住者等がとるべき行動：自らの避難行動を確認 <ul style="list-style-type: none"> ・ ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。
早期注意情報	警戒レベル 1	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 発令される状況：今後気象状況悪化のおそれ ▶ 居住者等がとるべき行動：災害への心構えを高める <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。

2 町の実施する避難措置

(1) 避難者に周知すべき事項

町域内において災害の危険がある場合、必要と認める地域にある居住者・滞在者その他の者に対し避難措置を実施する。避難の指示を行う場合は、状況の許す限り次の事項を避難者に徹底するように努める。

- ア 避難すべき理由（危険の状況）
- イ 避難の経路及び避難先
- ウ 避難先の給食及び救助措置
- エ 避難後における財産保護の措置

(2) 避難対策の通報・報告

ア 避難措置を実施しようとするときは、当該現場にいる警察官・海上保安官等のほか、指定避難

所の管理者又は占有者にあらかじめ必要な事項を通報する。

イ 要配慮者施設への通報に配慮する。

ウ 避難措置を実施したときは、速やかにその内容を県に報告する。

エ 避難の必要がなくなったときはその旨を公示する。

(3) 警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

3 避難指示等の実施要領

(1) 避難の指示等は迅速に、しかも関係者に徹底するような方法で実施する。

(2) 避難準備は、やむを得ない場合のほか、できるだけ夜間を避け昼間に避難の準備をするよう努める。

(3) 避難準備に際しては、避難用の食糧、貴重品の確保、火の用心等、避難期間に応じた準備を勧告する。

(4) 町長以外の避難指示権者が避難の指示を行ったときは、各法律に基づき関係機関に報告又は通知するほか、町長に通知しなければならない。

(5) 町長は、自ら避難の指示を行ったとき、又は他の避難指示権者より避難の指示を行った旨の通知を受けたときは、直ちに知事（県危機管理課及び熊毛支庁総務企画課）へ報告するとともに、放送機関に情報提供するものとする。

4 避難指示等の伝達方法

住民に対する避難指示等の伝達は、概ね次の方法のうち実情に即した方法により、周知徹底を図る。

(1) 関係者による直接口答又は拡声器による伝達

(2) サイレン、警鐘による伝達

(3) 広報車又は消防車の呼びかけによる伝達

(4) 防災行政無線、電話、その他特使等の利用による伝達

(5) 新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関等の利用による伝達

(6) 広報紙、ポスター及びインターネット（町ホームページ、ツイッター、フェイスブック等のソーシャルメディア、ポータルサイト、鹿児島県防災 Web）、Lアラート、緊急速報（エリアメール等）、コミュニティ FM 放送、ワンセグ放送等の利用による伝達

(7) 洪水及び高潮による避難の指示は次の信号による。

区 分	サイレン	警 鐘
指 示	1分 休止（5秒） 1分	乱 打

5 避難の誘導方法

(1) 各地区の避難誘導は消防団が行い、誘導責任者は当該消防分団長とする。

(2) 避難経路は、災害時の状況に応じ適宜定めるものとし、その決定にあたっては次の事項を検討して定めるものとする。

ア 暴風の場合は、できるだけ山かげや堅牢な建物に沿って経路を選ぶようにする。

イ 豪雨の場合は、がけ下や低地帯など災害発生のおそれのある場所はできるだけ避けるようにする。

ウ 地震の場合は、できるだけ広い道路を選び、がけ下や川の土堤、石堀等崩壊しやすい経路は避けるようにする。

(3) 避難の誘導にあたっては、次の事項に留意して行うものとする。

ア 指定避難所が比較的遠距離の場合は、避難のための集合場所を定め、できるだけ集団で避難するようにする。

- イ 避難経路中危険箇所には、標識、縄張等を施し誘導員を配置するようにする。
- ウ 誘導に際しては、できるだけ車両、船艇、ロープ等資器材を利用して安全を図るようにする。
- エ 幼児や携帯品等は、できるだけ背負い、行動の自由を確保するようにして避難者を誘導する。

6 要配慮者の避難対策

要配慮者の避難については、以下の点に留意して優先して行う。

- (1) 町長は、避難を要する要配慮者の掌握に努めるとともに、あらかじめ定めた避難指示の伝達方法及び誘導方法により指定避難所へ誘導する。
- (2) 特に自力で避難できない避難行動要支援者に対しては、地域ぐるみで要支援者の安全確保を図るため、自主防災組織の協力を得て避難誘導方法を実施する。

7 避難順位及び携帯品等の制限

- (1) 避難順位
 - ア 災害時の避難誘導は、原則として、高齢者や障害者等の要配慮者を優先して行う。
 - イ 浸水や斜面崩壊などの災害に際しては、災害の種別、災害発生の時期等を考慮し、客観的に判断して早い段階で災害が発生すると認められる地域内居住者の避難を優先するよう努める。
- (2) 携帯品の制限
 - ア 携帯品は、必要最小限の食糧、衣料、日用品、医薬品等とする。
 - イ 避難が比較的長期にわたるときは、避難中における生活の維持に役立つため、更に携帯品の増加を考慮する必要があるが、その数量は災害の種別、危険の切迫性、指定避難所の距離、地形等により決定しなければならない。

8 指定避難所の設置

- (1) 指定避難所は資料4-1のとおりとする。

なお、災害の状況により指定避難所を変更したときは、その都度町長が指定し、周知を図る。
- (2) 指定避難所の開設及び管理は民生対策部が行い、指定避難所を開設したときは、職員を駐在させ、指定避難所の管理と収容者の保護にあたる。
- (3) 指定避難所駐在職員は、避難状況及び指定避難所内の状況を記録し、適宜民生対策部長に報告する。
- (4) 災害救助法による指定避難所の開設及び収容等は、県の災害救助法施行細則に定めるところによる。
- (5) 町長が指定避難所を設置したときは、知事に直ちに次の事項を報告する。
 - ア 指定避難所開設の日時及び場所
 - イ 箇所数及び各指定避難所の収容人員
 - ウ 開設期間の見込み
- (6) 指定避難所の開設期間は、原則として災害発生の日から7日以内とする。
- (7) 危険防止措置

指定避難所の開設にあたって、町長は、指定避難所の管理者や専門技術者等の協力を得て、二次災害のおそれがないかどうかを確認する。
- (8) 避難が遅れた者の救出・収容

避難が遅れた者を救出する場合、町において処置できないときは、直ちに県又はその他の機関に援助を要請し、状況に応じて救出、避難施設への収容を図る。

第3 学校等における児童生徒等の避難

児童生徒、園児の避難措置については、秩序が乱れて混乱することのないよう、管理者が常に検討考慮した安全な方法により実施する。

1 避難の指示等の徹底

- (1) 教育長の避難の指示等は、町長等の指示により行うほか、安全性を考慮して早期に実施する。
- (2) 教育長は、災害の種別、災害発生の時期等を考慮し危険が迫っている学校から順次避難指示を行う

う。

- (3) 教育長は、災害の種別、程度を速やかに校長に通報し、必要な避難措置を取らせる。
- (4) 校長は、教育長の指示の下に、又は緊急を要する場合は臨時に、児童生徒を安全な場所に避難させる。
- (5) 児童生徒の避難順位は、低学年、疾病、身体障害者等を優先して行う。
- (6) 避難が比較的長期にわたると判断される場合は、避難指示の段階において児童生徒をその保護者のもとに誘導し引き渡す。
- (7) 学校が町地域防災計画に定める指定避難所に指定されている場合等で、児童生徒の保護者が学校に避難してきた場合は、児童生徒をその保護者に引き渡す。
- (8) 児童生徒が学校の管理外にある場合には、校長は状況を判断して臨時休校の措置を講ずる。

2 避難の指示の伝達

学校等の管理者は、各々の消防計画等に定めた避難計画に従い、各種広報施設等を利用して必要な情報を関係者に周知・徹底し、避難措置を講ずる。

3 学校等における避難誘導

(1) 在校中の小・中学校の児童生徒の避難誘導

ア 教育長のとった避難誘導措置に関する各学校への通報・連絡は、あらかじめ整備されている連絡網を用い、迅速かつ確実に行う。

イ 校長は、概ね次の事項を考慮し、避難誘導が安全かつ迅速に行われるよう努める。

(ア) 災害種別に応じた避難指示等の伝達方法

(イ) 指定避難所の指定

(ウ) 避難順位及び指定避難所までの誘導責任者

(エ) 児童生徒の携行品

(オ) 余裕がある場合の書類、備品等の搬出計画

ウ 校舎等については、かねてから非常口等を確認するとともに、緊急時の使用ができるように整備しておく。

エ 災害が学校内又は学校付近で発生した場合、校長は速やかに関係機関に通報する。

オ 災害の種別、程度により児童生徒を家庭に帰宅させる場合は次の方法による。

(ア) 校長は誘導を必要とする場合は、地区・集落公民館ごとに安全な場所まで誘導するなどの処置をとるものとする。

(イ) 地区・集落公民館ごとに児童生徒を集団下校させる場合は、校区内の危険箇所（がけ崩れ・危険な橋・堤防）の通行を避ける。

カ 児童生徒が家庭にいる場合における臨時休校の通告方法、連絡網を児童生徒に周知徹底させる。

(2) 在園中の園児の避難誘導

幼稚園や保育園の管理者は、災害に備えあらかじめ整備した連絡網を用い、保護者との連携のもと園児の避難誘導を行う。

第4 不特定多数の者が出入りする施設の避難

1 避難体制の確立

施設管理者は、災害が発生した場合、あらかじめ定められた避難体制を早急に確立し、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等に従い、迅速かつ的確な避難を実施する。

特に夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから、防災機関への連絡体制や利用者等の避難誘導體制に十分配慮した組織体制を確立しておくものとする。

また、施設管理者は、町や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら災害時の対応を実施する。

2 緊急連絡体制等の確立

病院や社会福祉施設等の管理者は、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置や緊急時における情報伝達手段を活用するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡体制をとる。

3 避難の指示の伝達

不特定多数の者が出入りする施設、病院・社会福祉施設等の管理者は、各々の消防計画等に定めた避難計画に従い、各種広報施設を利用して必要な情報を関係者に周知・徹底し、避難措置を講ずる。

4 病院・社会福祉施設等における避難誘導

病院・社会福祉施設等の管理者は、事前に定めた避難計画により避難誘導體制を早急に確立し、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等に従い、入院患者・来診者等の避難誘導を実施する。

特に夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから消防機関等への通報連絡や入院患者等の状況に十分配慮した避難誘導を実施する。

5 不特定多数の者が出入りする施設の避難誘導

不特定多数の者が出入りする施設の管理者は、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等に従い避難誘導體制を早急に確立し、施設利用者等の避難誘導を実施する。

特に夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから消防機関等への通報連絡や入院患者等の状況に十分配慮した避難誘導を実施する。

第5 車両等の乗客の避難措置

災害時の車両等の乗客に対する避難措置は、それぞれの乗務員の指示により迅速かつ的確を期する。

また、災害その他の理由により、輸送の安全を確保できない場合は、当該車両の乗務員は速やかに町長に対し避難措置等について必要な協力の要請を行う。

第14節 救急・救助

風水害等では、土砂崩れ、洪水、冠水等による被害の可能性が危惧され、多数の救急、救助事象が発生すると予想される。このため、迅速かつ確な救急・救助活動を実施する。

また、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

実施にあたっては熊毛地区消防組合消防計画によるほか次のとおりとする。

第1 救急・救助活動

1 救急・救助活動

(1) 活動の原則

救急・救助活動は、救命処置を要する重症者を最優先とする。

(2) 出動の原則

救急・救助を伴う場合は、努めて救急隊と他隊が連携して出動するものとし、救助を伴わない場合は救急隊のみとし、次の優先順位により出動する。

ア 延焼火災が多発し、多数の救急・救助事象が発生している場合は、火災現場付近を優先する。

イ 延焼火災は少ないが、多数の救急・救助事象のある場合は、多数の人命を救護することを優先する。

ウ 同時に小規模な救急・救助事象が併発している場合は、救命効率の高い事象を優先する。

エ 傷病者に対する救急処置は、救命の処置を必要とする事象を優先する。

2 救急搬送

(1) 傷病者の救急搬送は、救命処置を要する者を優先する。

なお、搬送に際しては、消防組合、救護衛生班等の車両のほか、必要に応じ県消防・防災ヘリコプターや自衛隊のヘリコプターにより行う。

(2) 救護所等からの後方医療施設への移送は、被災状況の推移を勘案して他機関との協力体制のもとに行う。

3 傷病者多数発生時の活動

(1) 災害の状況等を判断し、安全かつ活動容易な場所に現場救護所を設置し、救助隊・救護衛生班と密接な連携を図り、効果的な救護活動を行う。

(2) 救護能力が不足する場合は、自主防災組織等に医療機関への自主的な輸送協力を求めるなど、関係機関との連絡を密にし効率的な活動を行う。

4 住民及び自主防災組織の活動

住民及び自主防災組織は、自発的に被災者の救急・救助活動を行うとともに、救急・救助活動を行う関係機関に協力するよう努める。

第2 救急・救助用装備、資機材の調達

1 救急・救助用装備、資機材の調達

(1) 初期における救急・救助用装備、資機材の運用については、原則として各関係機関においてそれぞれ整備・保有しているものを活用する。

(2) 救急・救助用装備、資機材等に不足を生じた場合は、その他関係機関が保有するもの又は民間業者からの借入れ等を図り、救助活動に万全を期する。

- (3) 倒壊家屋等からの救出に必要な重機等について、あらかじめ定めた協定等に基づき民間業者から調達する。
- (4) 搬送する重傷者が多数で、消防組合・救護衛生班等の車両が不足する場合は、住民及び自主防災組織の協力を得て民間の車両を確保する。

2 救急車の配備状況

消防組合 救急車 4 台（平成 30 年 3 月現在）

（高規格救急自動車 3 台、2 B 型救急自動車 1 台）

第 15 節 交通の確保及び規制

災害時には、道路・橋りょう等の交通施設に被害が発生するとともに、緊急車両や一般車両の流入による交通渋滞が発生し緊急輸送等の支障が予想される。また、海上においても海上輸送や航路障害等の発生が予想される。

このため、迅速かつ適切に交通規制を実施し、緊急輸送等のための交通を確保する。

第 1 交通規制の実施

1 交通規制の実施方法

(県防災計画より)

実施者	実施の方法
道路管理者	道路、橋梁等交通施設の巡回調査に努め、災害により交通施設等の危険な状況が予想され、又は発見通報により承知したときは、速やかに必要な規制を行う。
警察機関	(1) 交通情報の収集 警察本部は、航空機、オートバイその他の機動力を活用し、交通情報の収集を行い交通規制の実施を判断する。 また、隣接県警察本部等と連携を密にし、交通情報の収集を行う。
	(2) 交通安全のための交通規制 災害により交通施設等の危険な状況が予想され、又は発見したとき、若しくは通報により承知したときは、速やかに必要な交通規制を行う。
	(3) 緊急通行車両の通行確保のための交通規制 県公安委員会は、被災者の輸送、被災地への緊急物資の輸送等を行う緊急通行車両の通行を確保するため、必要があると認めるときは、次の処置を行う。 ア 交通が混雑し、緊急通行の円滑を阻害している状況にあるときは、区域又は道路の区間を指定して一般車両の通行を制限し、又は緊急の度合いに応じて車両別交通規制を行う。 イ 上記アの交通規制を行うため道路管理者に警戒要請を行う。 ウ 被災地への流入車両等を抑制する必要がある場合には、区域又は道路の区間を指定して、被災地周辺の警察等の協力により、また必要に応じ広域緊急援助隊の出動を要請して、周辺地域を含めた広域的な交通規制を行う。
	(4) 警察官の措置命令等 ア 警察官は、通行禁止又は制限に係る区域又は区間において車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となり、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、車両等の所有者等に対し必要な措置をとることを命ずることができる。 イ アの措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないため、当該措置を命ずることができないときは、警察官は自ら当該措置をとることができる。
自衛官又は消防吏員	自衛官又は消防吏員は、警察官がその場にはいない場合に限り、自衛隊用又は消防用緊急車両の通行を確保するため、前記(4)ア、イの措置をとることができる。
港湾管理者及び海上保安官	海上において、災害応急対策の遂行あるいは航路障害のため船舶交通を規制する必要がある場合、港湾管理者は、港長、第十管区海上保安本部（海上保安部署含む）と緊密な連携を保ち、所轄業務を通じ相互に協力して交通の禁止、制限区域の設定、危険区域の周知及び港内岸壁付近の交通整理等を行う。

2 関係機関との相互連絡

町及び道路管理者は警察機関と相互に密接な連絡をとり、交通の規制をしようとするときは、あらかじめ規制の対象、区間、期間及び理由を通知する。ただし、緊急を要する場合であらかじめ通知するいとまがないときは、事後においてこれらの事項を通知する。

3 迂回路等の設定

道路の損壊又は緊急通行車両の通行確保等のため、交通規制を実施した場合、適当な迂回路を設定し、必要な地点に標示する等によって一般交通にできる限り支障のないように努める。

4 規制の標識等

規制を行った場合は、それぞれの法令の定めるところにより規制の標識を設置する。ただし、緊急な場合等又は標識を設置することが困難又は不可能なときは、適宜の方法により、とりあえず交通規制をしたことを明示し、必要に応じ警察官等が現地において指導にあたる。

なお、防災訓練のための交通規制を行う際にも規制の標識を設置するとともに、必要に応じ警察官等が現地において指導にあたる。

5 規制の広報・周知

規制を行った場合は、関係機関に通知するとともに、県道路維持課、県道路情報センター及び報道機関を通じて一般住民に周知徹底させる。

6 規制の解除

交通規制の解除は実施者が規制解除の判断をし、通行の安全を確保した後、速やかに行い、当該規制区間を管轄する警察署長に通知するとともに県の管理する道路内においては県に連絡する。

第2 発見者等の通報と運転者のとるべき措置

1 発見者等の通報

災害時に道路・橋りょうの交通施設の危険な状況、また交通が極めて混乱している状況を発見した者は、速やかに町長又は警察官に通報する。通報を受けた警察官は、その旨を町長に通報し、町長はその路線を管理する道路管理者又はその地域を管轄する警察機関に通報する。

2 災害発生時における運転者のとるべき措置

(1) 土砂崩れ等の災害や大規模な車両事故等が発生したときは、車両の運転者は次の措置をとらなければならない。

ア 走行中の場合は次の要領により行動する。

(ア) できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停車させる。

(イ) 停車後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動する。

(ウ) 車両を置いて避難するときは、できる限り路外に停車させる。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて停車させ、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしない。

イ 避難のために車両を使用しない。

(2) 道路の通行禁止等が行われたときは、通行禁止等の対象とされている車両の運転者は、次の措置をとらなければならない。

ア 区域又は道路の区間に係る通行禁止等が行われた場合は、当該車両を速やかに当該道路の区間以外又は道路外の場所へ移動する。

イ 当該道路の区間以外又は道路外の場所へ移動することが困難なときは、当該車両を道路の左側端に沿って駐車するなど緊急車両の通行の妨害とならない方法により駐車する。

ウ 警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動し、又は駐車しなければならない。

3 大規模災害時における放置車両対策

大規模災害時には、道路上に大量の放置車両や立ち往生車両が発生し、消防や救助活動、緊急物資輸送などの災害応急対策等に支障が生ずるおそれがある。このため、道路管理者は緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、以下の措置を講ずる。

(1) 緊急車両通行ルート確保のための放置車両対策

緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、道路管理者は、区間を指定して以下を実施する。

ア 緊急車両の妨げとなる車両の運転手等に対して移動を命令する。

イ 運転手の不在時等は、道路管理者自ら車両を移動する。

その際、やむを得ない限度での破損を容認し、併せて損失補償規程を整備する。

(2) 土地の一次使用等

(1)の措置のためやむを得ない必要がある時、道路管理者は、他人の土地の一時使用、竹木その他障害物の処分が可能である。

第 16 節 緊急輸送

災害時には、避難並びに救出、救助を実施するために必要な人員及び物資の輸送を迅速かつ確実に行うことが必要である。

このため、迅速に輸送経路や輸送手段等を確保し、緊急度、重要度を考慮した緊急輸送を実施する。

第 1 緊急輸送の実施

1 緊急輸送の実施責任者

輸 送 対 象	実 施 責 任 者	輸送にあたっての配慮事項
被災者の輸送	町長	(1) 人命の安全
災害応急対策及び災害救助を実施するために必要な要員及び物資の輸送	災害応急対策を実施すべき責任を有する機関の長	(2) 被害の拡大防止 (3) 災害応急対策の円滑な実施

2 緊急輸送の対象

被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、必要な輸送対象を優先的に緊急輸送する。

段 階	輸 送 対 象
第 1 段階 (警戒避難期)	(1) 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資 (2) 消防・水防活動等災害拡大防止のための人員、物資 (3) 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信・電力・ガス・水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等 (4) 後方医療機関へ搬送する負傷者等 (5) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
第 2 段階 (事態安定期)	(1) 上記第 1 段階の続行 (2) 食糧、水等生命の維持に必要な物資 (3) 傷病者及び被災者の被災地外への輸送 (4) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
第 3 段階 (復旧期)	(1) 上記第 2 段階の続行 (2) 災害復旧に必要な人員及び物資 (3) 生活必需品

第 2 緊急輸送手段等の確保

1 緊急輸送手段

緊急輸送は次の手段のうち最も適切なものによる。

- (1) 貨物自動車、乗合自動車等による輸送
- (2) 船舶による輸送
- (3) 航空機による輸送
- (4) 人夫等による輸送

2 輸送の基本方針

災害輸送は、人命、身体の保護に直接かかわるものを優先するものとするが、具体的にはおおむね次のとおりである。

(1) 人員・物資等の優先輸送

- ア 救出された被災者、避難を要する被災者、応急対策従事者等
- イ 物資、資器材等
 - 食糧、飲料水、医薬品、衛生材料、災害復旧用資材等

(2) 輸送力確保の順位

- ア 町有車両等の輸送力
- イ 町以外の公共機関の輸送力
- ウ 公共的機関の輸送力
- エ 民間輸送力

3 町有輸送力による輸送

(1) 主管

- ア 資材、人員輸送トラックの掌理、管理は民生対策部において行う。
- イ 物資人員の輸送に供し得る車両については、救助輸送班長が配車を行う。

(2) 輸送要員

各対策部各班で行うものとする。
なお、不足する場合は総務対策部長と協議して各対策部から応援を求めるものとする。

(3) 輸送の要請

輸送の要請は、各対策部が救助輸送班長に対し、次の事項を明示して、できるだけ早目に行うものとする。

明示事項

- ア 輸送日時
- イ 輸送区間
- ウ 輸送の目的
- エ 輸送対象の員数、品名、数量
- オ その他必要な事項

(4) 配車及び派遣

輸送の要請を受けた救助輸送班長は、車両の保有状況、当該輸送の目的緊急度、道路施設の状況等を考慮のうえ、必要な場合は両者協議して使用車両及び輸送要員を決定、派遣するものとする。

なお、派遣に際し救助輸送班長は、要請者にその旨を通知するものとする。

4 町有以外の輸送力による輸送

(1) 輸送力確保要請先

ア 町有以外の輸送力の確保

輸送需要が大きく、町有輸送力のみによっては災害輸送を確実に遂行できないと認められる場合には、本部長は次表の機関に文書をもって応援を要請し、必要な輸送力を確保するものとする。

なお、要請に際しては、本節2(2)ウに定める事項及び必要車両数を明示するものとする。

種別	輸送力内容	要請先	電話
道路輸送	事業用車両	九州地方整備局鹿児島陸運支局 鹿児島県トラック協会	099-261-9191 099-261-1167
海上輸送	民間船舶 海上保安庁船艇	九州地方整備局鹿児島海運支局 鹿児島海上保安部	099-222-5661 099-222-6680
航空輸送	航空機	県危機管理課	099-286-2256

自衛隊に対する派遣要請は、本章第5節「自衛隊の災害派遣要請」によるものとする。

イ 町有以外の輸送力の所属

確保された町有以外の輸送力は、必要な時間、町災害対策本部に属するものとする。

(2) 配車等

車両の配車その他輸送作業に関する指示等は、町有車両等の場合に準じて救助輸送班長が行う。

(3) 費用の基準

ア 輸送業者による輸送、又は車両等（自家用、事業用を含む。）の借上げに伴う費用は、災害救助法に準ずる。

イ 官公署その他公共的性質をもった団体（農業協同組合、森林組合、漁業組合等）が所有する車両等の使用に伴う費用については燃料費程度の負担とする。

第3 緊急輸送道路確保等

1 確保路線の情報収集

緊急輸送道路に指定された路線の各道路管理者は、確保が必要な緊急輸送路線等の情報収集を行い把握する。また、町は、緊急輸送道路の状況について、情報提供を行うなど各道路管理者の情報収集に協力する。

2 優先順位の決定

各道路管理者は、確保が必要な緊急輸送路線等が多数発生した場合は、重要度を考慮し、優先順位を決めて道路確保を実施する。

第 17 節 緊急医療

災害時には、多数の負傷者が発生し、また、医療機関自体も被害を受け混乱が予想される中で、救命処置、後方搬送等の医療活動が必要となる。

このため、災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）及び救護班により緊急医療を実施するとともに、後方医療機関等への後方搬送を迅速に行う。

第 1 緊急医療の実施

1 DMAT

(1) DMATの活動内容

自然災害や大規模な交通事故等の発生時に、災害現場等で、急性期（発災後、おおむね 48 時間以内）に災害現場での緊急治療、災害現場から医療機関への患者搬送時の診療、被災地内の災害拠点病院等での診療、広域医療搬送時の診療等を行う。

(2) DMATの出動

町長は、DMATの派遣要請基準に照らし、DMATの派遣が必要と判断するときは、DMAT指定病院にDMATの出動を要請する。

この場合において、町長は速やかに知事に報告し、その承認を得るものとする。

(3) DMATの編成と所在地

ア DMATの編成

DMATは、原則として医師 1 人以上、看護師 2 人以上及び業務調整員 1 人を含む 5 人で編成する。

イ DMATの所在地

DMATの所在地は、次のとおりとする。

(令和 4 年 3 月 3 1 日現在)

施設名	所在地	電話番号	チーム数
鹿児島市立病院	鹿児島市上荒田町 37-1	099-230-7000	3
鹿児島赤十字病院	〃 平川町 2545	099-261-2111	2
鹿児島市医師会病院	〃 鴨池新町 7-1	099-254-1125	2
鹿児島大学病院	〃 桜ヶ丘 8-35-1	099-275-5111	3
鹿児島徳洲会病院	〃 南栄 5-10-51	099-268-1110	2
県民健康プラザ鹿屋医療センター	鹿屋市札元 1-8-8	0994-42-5101	2
県立大島病院	奄美市名瀬真名津町 18-1	0997-52-3611	2
出水総合医療センター	出水市明神町 520	0996-67-1611	1
曾於医師会立病院	曾於市大隅町月野 894	099-482-4888	1
県立薩南病院	南さつま市加世田高橋 1968-4	0993-53-5300	2
県立北薩病院	伊佐市大口宮人 502-4	0995-22-8511	3
済生会川内病院	薩摩川内市原田町 2-46	0996-23-5221	2
種子島医療センター	西之表市西之表 7463	0997-22-0960	2
霧島市立医師会医療センター	霧島市隼人町松永 3320	0995-42-1171	2
米盛病院	鹿児島市与次郎 1 丁目 7-1	099-230-0100	2
鹿児島医療センター	〃 城山町 8 番 1 号	099-223-1151	1
指宿医療センター	指宿市十二町 4145	0993-22-2231	1
いまきいれ総合病院	鹿児島市高麗町 43-25	099-252-1090	1
霧島記念病院	霧島市国分福島 1 丁目 5-19	0995-47-3100	1
池田病院	鹿屋市下祓川町 1830 番地	0994-43-3434	1

2 救護班

自然災害や大規模な交通事故等の初動期（発災後3日間）から事態安定期（発災後4日～14日間）に原則として現場救護所や避難所等に出動し、傷病者のトリアージ、応急処置、重傷者の転送、巡回診療等を行う。

(1) 救護班の出動

町長は、必要に応じて国立病院機構、公立・公的医療機関、地区医師会長等にそれぞれの救護班の出動を要請する。

(2) 救護班の編成

ア 国立病院機構の職員による救護班

イ 公立・公的医療機関の職員による救護班

ウ 熊毛地区医師会員及び熊毛郡歯科医師会員による救護班

エ 日本赤十字社の職員及び日赤協定の現地医療機関による救護班

(3) 救護班の所在地

町内の救護班の所在地は次のとおり。

施設名	所在地	電話番号	班数
熊毛地区医師会	西之表市栄町2（産業会館内）	0997-23-2548	1
熊毛郡歯科医師会	宮之浦197（あらき歯科医院内）	0997-42-2248	1

3 病院又は診療所への収容

救護のため収容を必要とする場合は、病院等に収容するものとする。（資料9-1参照）

第2 医薬品・医療用資機材等の調達

1 備蓄医薬品・医療用資機材等の要請

町は医療助産活動に必要な医薬品・医療用資機材等を県に要請し、救護所等へ緊急輸送する。

2 医薬品・医療用資機材等の調達

町は、医療助産活動に必要な医薬品、医療用資機材等の災害救助に必要な医薬品等（医療用資機材等）の確保について町内の薬局、薬店等と協力し調達を図る。

第3 後方搬送の実施

1 負傷者の収容施設の確保

救護のため収容を必要とする場合は、医師会等の協力を求めることとし、状況により航空機等による移送を行う。

2 負傷者の後方搬送

応急手当の後、入院治療や高度医療を要する負傷者の施設等への後方搬送について、町及び関係機関は以下の情報を収集し、連携をとり迅速に実施する。

(1) 収容施設の被災状況の有無、程度

(2) 収容施設までの交通状況、道路状況（緊急輸送道路の状況）、ヘリポートの状況等、また、搬送能力が不足する場合は、消防団員、自主防災組織等に医療機関への自主的な搬送協力を求めるなど、関係機関との連絡を密にし、効率的な活動を行う。

3 輸送車両等の確保

輸送に必要な救急車として、町が指定している車両を使用し、状況により船艇、航空機等については関係機関とあらかじめ協議して定めたものを使用する。

4 透析患者等への対応

(1) 透析患者への対応

慢性腎不全患者の多くは、一人1回の透析に約120ℓの水を使用する血液透析を週2~3回受けており、災害時にも平常時と同様の医療を要することから、適切な医療体制を確保する。

また、生き埋め等の圧迫による挫滅症候群（クラッシュ・シンドローム）に伴う急性腎不全患者に対しても、血液透析等適切な医療を確保する。

このため、町は、断水時に水の優先的供給が必要な透析施設や、近隣市町等への患者の搬送等に関する情報提供を医師会等関係機関との連携により行う。

(2) 在宅難病患者・長期療養児等への対応

人工呼吸器を装着している在宅難病患者などは、病勢が不安定であるとともに専門医療を要することから、災害時には医療施設などに救護する。

このため、平常時から保健所を通じて把握している患者を、医療機関及び近隣市町等との連携により搬送及び救護所等へ収容する。

5 トリアージの実施

多数の負傷者が発生している災害現場においては、救急活動を効率的に実施するために、負傷者の傷病程度を選別し、救命処置の必要な負傷者を優先して搬送する必要があり、そのためには傷病程度の識別を行うトリアージ・タグを活用した救護活動を実施する。

第 18 節 要配慮者への緊急支援

災害時には、高齢者や妊産婦、障害者、難病患者等の「要配慮者」が迅速・的確な避難等の行動が取りにくく、被災しやすいことから、地域ぐるみの支援が必要である。

このため、要配慮者に対し、避難誘導や情報の提供等必要な支援を適切に行う。

第 1 要配慮者に対する対策

1 町が実施する要援護者対策

災害発生時には、平常時から福祉サービスの提供を受けている者に加え、災害を契機に新たに要配慮者となる者が発生することから、これら要配慮者に対し、時間の経過に沿って各段階におけるニーズに合わせ、的確なサービスの提供等を行っていくことが重要である。このため、町は次の点に留意しながら要配慮者対策を実施する。

- (1) 要配慮者を発見した場合には、当該要配慮者の同意を得て、必要に応じ以下の措置をとる。
 - ア 地域住民等と協力して指定避難所へ移送すること。
 - イ 社会福祉施設等への緊急入所を行うこと。
 - ウ 居宅における生活が可能な場合にあっては、在宅福祉ニーズの把握を行うこと。
- (2) 要配慮者に対するホームヘルパー、手話通訳者の派遣、補装具の提供等の福祉サービスの提供を遅くとも発災 1 週間を目途に組織的・継続的に開始できるようにするため、地域包括支援センターを中心とした関係機関の連携により速やかな対応がとれるように、すべての指定避難所を対象として要配慮者の把握調査を開始する。

2 応援要請

町の備蓄資機材や人員では不足する場合は県に応援を要請する。

第 2 妊産婦及び乳幼児に係る対策

1 町が実施する対策

町は、災害によるストレスの影響を受けやすい妊産婦や乳幼児に対し、指定避難所においても特に配慮を行うとともに、必要な物資の調達、メンタルヘルスケア等の対策を行う。

2 県からの支援活動

町は、前項の措置を行うにあたり、県保健福祉課から適宜支援を受ける。

第 3 高齢者及び障害者に係る対策

1 町が実施する対策

町は、指定避難所や在宅の一般の要配慮者対策に加え、次の点に留意しながら高齢者及び障害者に係る対策を実施する。

- (1) 被災した高齢者及び障害者の迅速な把握を行う。
- (2) 掲示板、広報紙、パソコン、ファクシミリ等を活用し、また、報道機関の協力のもとに、新聞、ラジオ、文字放送、手話つきテレビ放送等を利用することにより、被災した高齢者及び障害者に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行う。
- (3) 指定避難所等において、被災した高齢者及び障害者の生活に必要な車いす、障害者用携帯便器、おむつ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳者等のニーズを把握する相談体制を設けるとともに、それらの物資の調達及び人材の派遣を迅速に行う。
- (4) 指定避難所や在宅の高齢者及び障害者に対しニーズ調査を行い、ホームヘルパーの派遣や施設への緊急入所等必要な措置を講ずる。

- (5) 高齢者及び障害者の生活機能低下や精神的不調に対応するため、生活不活発病予防等の健康管理やメンタルヘルスカケアを実施する。

第4 児童に係る対策

1 要保護児童の把握等

- (1) 町の要保護児童の把握等

町は、次の方法等により、被災による孤児、遺児等の要保護児童の発見、把握及び援護を行う。

ア 指定避難所の責任者等を通じ、保護者の疾患等により発生する要保護児童の実態を把握し、町に対し通報がなされる措置を講ずる。

イ 住民基本台帳による犠牲者の確認、災害による死亡者に係る義援金の受給者名簿及び住民からの通報等を活用し、孤児、遺児を速やかに発見するとともにその実態把握を行う。

ウ 町は、避難児童及び孤児、遺児等の要保護児童の実態を把握し、その情報を親族等に提供する。

2 児童の保護等のための情報伝達

町は、被災者に対し、掲示板・広報紙等の活用、報道機関の協力、パソコンネットワーク・サービスの活用により、要保護児童を発見した際の保護及び児童相談所等に対する通報への協力を呼びかけるとともに、利用可能な児童福祉サービスの状況等についての的確な情報提供を行う。

第5 社会福祉施設等に係る対策

1 入所者・利用者の安全確保

町は、施設機能を低下させない範囲内で援護の必要性の高い被災者を優先的に隣接する地域の社会福祉施設に措置する。

2 支援活動

- (1) ライフラインの復旧について、優先的な対応が行われるように事業者へ要請する。
- (2) ライフラインの復旧までの間、水、食糧等の確保のための措置を講ずる。
- (3) ボランティアへの情報提供などを含めマンパワーを確保する。

3 社会福祉施設の管理者の活動

- (1) 入所者・利用者の安全確保
あらかじめ定めた避難誘導方法に従い、速やかに入所者・利用者の安全を確保する。
- (2) 応援要請等
ア 日常生活用品及びマンパワーの不足数について、近隣市町、県に対し、他の施設からの応援のあつせんを要請する。
イ それぞれの施設で保有している資機材を相互に活用することにより、被災地の支援を行う。

第6 観光客及び外国人に係る対策

1 観光客の安全確保

旅館・ホテル等の観光施設管理者は、災害時には的確に観光客の避難誘導を行い、安全確保に努める。また、町は、道路損壊等により孤立した観光客等の救出、移送活動について、関係機関と連携を図り迅速かつ的確に行う。

2 外国人の安全確保

- (1) 外国人への情報提供

町は、ライフライン等の復旧状況、指定緊急避難場所、指定避難所、医療、ごみや浴場等生活や災害に関連する情報を広報紙やパンフレット等に多国語で掲載し、外国人への情報提供を行う。

(2) 相談窓口の開設

町は、外国人を対象とした相談窓口を設け、安否確認や生活相談等を行う。この場合、県国際交流協会等を介して外国語通訳ボランティアを配置し対応する。また、国際赤十字委員会及び各国赤十字社から鹿児島県に在住・滞在している外国人の安否調査があった際は、日本赤十字社鹿児島支部と連携し対応する。

第7 帰宅困難者に係る対策

1 住民等への啓発

町は、住民・民間事業者等に対して、帰宅困難な状況になった場合は「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知する。

2 一時滞在施設等の確保等

県・町は、互いに協力して一時滞在施設（（発災から72時間（原則3日間）程度まで、帰宅困難者等の受入を行う施設。）及び帰宅支援ステーション（発災後、徒歩帰宅者の支援を行う施設。）の確保等に努める。

(1) 一時滞在施設

ア 施設の確保

- ・ 県は、広域的な立場から、事業者団体に対して一時滞在施設の提供について協力を求める。
- ・ 町は、地元の事業者等に協力を求め、民間施設に対して一時滞在施設の提供に関する協定を締結するよう要請する。

イ 施設の開設

- ・ 町は、一時滞在施設の提供に関する協定を締結している民間施設の施設管理者へ一時滞在施設の開設を要請する。
- ・ 県及び町は、帰宅困難者の状況等を勘案し、自ら所有・管理する施設について、一時滞在施設としての開設等の検討を行う。

ウ 情報提供

- ・ 町は、開設を要請した一時滞在施設の開設状況等を県に情報提供する。
- ・ 県及び町は、自らが開設した一時滞在施設の開設状況等を互いに情報提供する。
- ・ 県及び町は、上記の一時滞在施設のほかに自主的に開設している施設の情報を入力した場合は、互いに情報提供する。

(2) 帰宅支援ステーション

ア 施設の確保

- ・ 県は、広域的な立場から、事業者団体に協力を求め、帰宅支援ステーションの提供に関する協定を締結するよう要請する。
- ・ 町は、地元の事業者等に協力を求め、帰宅支援ステーションの提供に関する協定を締結するよう要請する。

イ 施設の設置

- ・ 町は、自らが協定を締結した事業者等に帰宅支援ステーションの設置を要請するとともに、県が締結している協定に基づく帰宅支援ステーションの設置を求める場合は、県へ設置要請を依頼する。
- ・ 県は、町の依頼を受け、帰宅支援ステーションの設置に係る協定締結先へ帰宅支援ステーションの設置を要請する。

ウ 情報提供

- ・ 県及び町は、自らが設置を要請した帰宅支援ステーションの設置状況等を互いに情報提供する。

3 公共交通機関に関する情報提供

- ・ 県は、公共交通機関の情報把握を行い、町へ伝達する。
- ・ 町は、施設管理者に伝達し、帰宅困難者に随時情報提供を行う。

4 避難所の案内

- ・ 県及び町は、自らが開設した一時滞在施設において、3日間を超える支援が必要な帰宅困難者については、施設管理者の要請に基づき、町の最寄りの指定避難所を案内する等の対応を実施する。

事態安定期の応急対策

風水害等の発生後、状況がある程度落ちついてくる事態安定期においては、民生安定に関する指定避難所の運営、食糧、水、生活必需品の供給、あるいはごみ処理等の対策を効果的に実施する必要がある。このような事態安定期の応急対策について必要な措置を講ずる。

第19節 指定避難所の運営

災害時には、ライフラインの途絶や住居の浸水及び焼失等により多数の避難者の発生が予想される。このため、指定避難所を開設し、これらの避難者を収容するとともに適切な管理運営を実施する。

第1 指定避難所の開設等

1 指定避難所の開設

- (1) 指定避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認する。
- (2) 指定避難所を開設したときは、開設の日時、場所、避難者の数及び開設予定期間等を速やかに所定の様式により、県及び警察署等関係機関に連絡する。（資料4-1参照）
- (3) 指定避難所を開設した場合は管理責任者を置く。
- (4) 指定避難所の開設期間は、災害救助法が適用されている場合、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、知事の事前承認（内閣総理大臣の承認を含む。）を受ける。
- (5) 指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。
- (6) 指定避難所が不足する場合には、一時的に被災者を受け入れるため、野外に受入れ施設を開設するほか、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。なお、野外に受入れ施設を開設した場合の県くらし保健福祉部及び関係機関への連絡、並びに管理責任者の設置については、指定避難所の開設と同様とする。
- (7) 野外受入れ施設の開設に必要な資材が不足するときは、県くらし保健福祉部に調達を依頼する。
- (8) 野外受入れ施設は、一時的な施設であり、その開設期間は原則として指定避難所が増設されるまでの間、又は応急仮設住宅が建設されるまでの間とする。

2 福祉避難所の開設

- (1) 自宅や指定避難所で生活している高齢者や障害者等に対し、状況に応じ社会福祉施設等の福祉避難所等に収容する。
- (2) 福祉避難所を開設したときは、開設の日時、場所、避難者の数及び開設予定期間等を、速やかに所定の様式により、県及び警察署等関係機関に連絡する。
- (3) 福祉避難所は、資料4-2のとおりとする。

第2 指定避難所の運営管理

- (1) 町の避難者の受入れについては、可能な限り地区公民館単位に避難者の集団を編成し、自主防災組織等と連携して班を編成の上、受け入れる。その際、指定避難所ごとにそこに収容されている避難者の情報及び指定避難所で生活せず食事のみ受取に来ている被災者等に係る情報の早期把握に努め、県（保健福祉部）への報告を行う。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について町に提供する。
- (2) 指定避難所における正確な情報の伝達、食糧、飲料水等の配付、清掃等について、避難者、住民、

自主防災組織等の協力を得られるよう努めるとともに、必要に応じて防災関係機関や、NPO・ボランティア等の外部支援者等の協力を得て、適切な運営管理に努める。

- (3) 指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者の過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自主的な組織が主体的に関与する運営に移行できるよう、その立ち上げ支援する。
- (4) 指定避難所に避難した被災者に対し、正確かつ迅速な情報提供を行うため、テレビ・ラジオ等の設置、臨時広報紙の発行、インターネット、ファクシミリ等の整備に努める。
- (5) 指定避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。
- (6) 避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。また、必用に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。
- (7) 多様な主体と連携し、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営に努める。
- (8) 災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必用に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。

第3 広域的一時滞在・移送

- (1) 町は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化に鑑み、町外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受け入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受け入れについては、県に対し当該他の都道府県と協議を求める。
- (2) 広域一時滞在を要請したときは、町長は、所属職員の中から移送先における指定避難所管理者を定め、移送先の市町村に派遣するとともに、移送にあたっては引率者を添乗させる。
- (3) 移送された被災者の指定避難所の運営は町が行い、被災者を受け入れた町は運営に協力する。
- (4) その他、必要事項については地域防災計画に定めておくとともに、指定避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

第20節 食糧の供給

災害時には、住居の浸水や焼失及びライフラインの途絶等により、食糧の確保が困難な状況となり、一部では、その状態が長期化するおそれがある。このため、迅速に食糧を調達し被災者に供給する。

また、関係機関は、備蓄する食料の供給に関し、相互に協力するよう努める。

第1 食糧の調達

1 実施責任者

災害時における被災者及び災害応急対策員等に対する食糧の調達供給は町長が行う。（災害救助法適用時における知事から委任された場合を含む。）

2 乾パンの調達

災害時における乾パンの調達は、知事（県保健福祉部社会福祉課）に対し要請する。

3 米穀の調達

災害時における米穀の調達の取り扱いについては、政府（農林水産省）の定める手続きに基づき処理する。

- (1) 町長は、災害時に次の給食を実施しようとするときは、知事（県農政部農産園芸課）に対し、所要数量を報告し、知事の指定する販売業者から現金で米穀を買取り調達する。
 - ア 被災者に対し、炊き出しによる給食を行う必要がある場合。
 - イ 被災により供給機関が、通常の供給を行うことができないためその機関を通じないで、供給を行う必要がある場合。
 - ウ 災害時における救助作業、緊迫した災害の防止及び早急復旧作業に従事する者に対して給食を行う場合。
- (2) 災害救助法が適用されて、災害の状況により前記(1)の方法で調達不可能の場合で、政府倉庫の保管米を調達する場合は、知事と農政事務所の協議の上、町長は政府保管米を直接購入する。（資料7-1参照）

第2 食糧の供給

1 炊き出し及び食糧の給与対象者

炊き出し及び食糧の給与対象者は、概ね次のとおりとする。

- (1) 炊き出し対象者
 - ア 指定避難所に収容された者
 - イ 住家の全半壊、流（焼）失、床上浸水等のため炊事のできない者
 - ウ 災害救助従事者
 - エ 旅館の宿泊人、一般家庭の来訪客、汽船の旅客等でその必要のある者
- (2) 食糧品給与対象者
被害を受け一時縁故地等へ避難する必要がある者

2 食糧の供給

町による食料の供給は、下記のとおり実施する。

なお、被災者の中でも交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料等の物資の円滑な供給に十分配慮する。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても食料等が供給されるよう努める。

- (1) 被災者及び災害救助従事者に対する炊き出し等給食又は食糧の供給は、民生対策部において行い、必要に応じて日赤奉仕団等の協力を得て実施するものとする。
- (2) 米穀の供給機能が混乱し、通常の供給が不可能となった場合、県の指定を受けて被害を受けない住民に対しても米穀・乾パン及び麦製品等の供給を行う。
- (3) 米穀（米飯を含む。）、乾パン及び食パン等の主食のほか、必要に応じて漬物及び野菜等の副食、みそ、しょうゆ及び食塩等の調味料についても供給するよう配慮する。
なお、乳児に対する供給は原則として調整粉乳とする。
- (4) 炊き出し及び食糧の配分について、あらかじめ炊き出し等の実施場所として、指定避難所のほか適当な場所を定めておき、災害時に必要に応じ迅速に炊き出しを実施する。
- (5) 町が多大な被害を受けたことにより、町において炊き出し等の実施が困難と認めたときは、県に炊き出し等について協力を要請する。
- (6) 炊き出し、食糧の配分及びその他食糧の供給を実施したとき（県の協力を得て実施した場合も含む。）は、実施状況を速やかに知事に報告する。

3 給食基準

一人当たりの配給量は、次のとおりとする。

品 目	基 準
米 穀	被災者 1食当たり精米 200g 以内
	応急供給受給者 一人1日当たり精米 400g 以内
	災害救助従事者 1食当たり精米 300g 以内
乾パン	1食当たり 一包（100g 入り）
食パン	1食当たり 185g 以内
調製粉乳	乳児1日当たり 200g 以内

4 炊き出し等の費用及び期間

炊き出し及び食糧品の給与のための費用及び期間は、資料 11-1 に準じ災害の規模等を参考にその都度定める。

第3 食糧の輸送

1 町及び県による輸送

- (1) 県が調達した食糧の町集積地までの輸送は、原則として知事が行う。ただし、輸送区間及び輸送距離等の事情から知事が必要と認めたときは、町に供給する食糧について町長に引取を指示することができる。
- (2) 町が調達した食糧の町集積地までの輸送及び町内における食糧の移動は町長が行う。

2 自衛隊等への輸送要請

交通途絶等により、緊急の用に間に合わないおそれのある場合は、知事は自衛隊法第 83 条の規定に基づき、自衛隊に災害地までの運送を要請し、要請を受けた自衛隊は輸送を担当することができる。

3 輸送方法等

輸送方法は、貨物自動車等による陸上輸送を主とし、孤立地区等については船舶やヘリコプター等を利用する。

4 食糧集積地の指定及び管理

- (1) 町は、町集積地を活用し、調達した食糧の集配拠点とする。（資料 10-1 参照）
- (2) 食糧の集積を行う場合は、管理責任者及び警備員を配置し、食糧管理の万全を期する。

第 21 節 給水

災害時には、ライフラインが被災し、復旧までの間飲料水等の確保が困難となるほか、医療機関等では、緊急医療に必要な水の確保が重要となる。また、多数の避難者が予想され、指定避難所での応急給水の需要が高まる。

このため、緊急度、重要度を考慮した給水体制をとるとともに、早急に給水手段を確保し被災者に給水する。

第 1 給水の実施

- (1) 町は、次の情報を収集し、被災者に対する給水の必要性を判断する。
 - ア 被災者や指定避難所の状況
 - イ 医療機関、社会福祉施設等の状況
 - ウ 通水状況
 - エ 飲料水の汚染状況
- (2) 給水施設の被災状況を把握し最も適当な給水方法により給水活動を実施する。

なお、給水する水の水質確認については、県（屋久島保健所）に協力を求める。（町水道施設については、資料 7-3 参照）
- (3) 給水場所、給水方法、給水時間等について防災行政無線等を用いてきめ細かく住民に広報する。
- (4) 医療機関、社会福祉施設については、臨時の活動班を編成するなどして、迅速・的確な対応を図る。
- (5) NPO 法人やボランティア等と連携し、自力で給水を受けることが困難な要配慮者を支援する。
- (6) 被災地における最低給水量は一人 1 日 20 ℓ を目安とするが、状況に応じ給水量を増減する。（被災直後は、生命維持のため一人 1 日 3 ℓ 等。）
- (7) 激甚災害等のため本町だけで実施困難な場合には、県、近隣市町及び関係機関へ応援要請をする。

第2 給水の方法

1 給水の方法

給水方法	内容
給水車・給水タンク・給水袋・ポリ容器等での運搬給水	(1) 指定避難所等への応急給水は原則として町が実施するが、実施が困難な場合は応援要請等により行う。 (2) 医療機関、福祉施設及び救護所等への給水については、他に優先して給水車等で行う。
仮配管・仮設給水栓等を設置しての応急給水	(1) 配水管の通水状況を調査し、使用可能な消火栓等あるいは応急復旧により使用可能となった消火栓等に仮設給水栓を接続して応急給水を行う。 (2) 復旧に長時間を要する断水地域に対しては、状況に応じて仮配管を行い、仮設給水栓を設置して応急給水を行う。

2 補給水源の把握

町内の他の水源から供給する場合の方法は次のとおりとする。

- (1) 湧水、井戸水を利用する場合は、ろ水器等により浄水し、又は浄水剤を投入して用水の確保に努める。
- (2) 応急仮設貯水槽を設置して用水の確保に努める。

3 給水の費用及び期間

災害の程度によってその都度決定する。

第 22 節 生活必需品の給与

災害時には、住居の浸水や焼失等により、寝具その他生活必需品等を喪失する被災者が多数発生し、一部では避難生活の長期化が予想され、特に冬期においては、防寒具や布団等の早急な給与が必要である。

このため、被災地の実情を考慮するとともに要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮した上で、迅速に生活必需品を調達し被災者に給与する。

また、関係機関は、備蓄する生活必需品の給与に関し、相互の協力するよう努める。

第 1 生活必需品の調達

1 備蓄物資の調達

被災者に対する被服、寝具、その他生活必需品等物資の供給は町長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合等は県が行う。

また、日本赤十字社鹿児島県支部も保管物資を放出する。

(1) 県の備蓄

(令和 3 年 4 月 1 日現在)

備蓄場所	災害救助法による物資 備蓄内容						
	品名	アルファ米	保存水 (500 ml)	毛布	タオル	大人用オムツ	ブルーシート
始良市平松 6252 鹿児島県防災研修センター (電話 0995-64-5251)	数量	23,994 食	19,648 本	1,539 枚	13,653 枚	1,490 枚	97 枚

(県防災計画より)

(2) 日本赤十字社鹿児島県支部の備蓄

(令和 4 年 3 月 31 日現在)

備蓄場所	備蓄内容			
	毛布	緊急品セット	タオルケット	ブルーシート
支部倉庫	1,733 枚	578 個	2,266 枚	1,096 枚
常備地区	1,943 枚	930 個	1,263 枚	1,125 枚
計	3,676 枚	1,508 個	3,529 枚	2,221 枚

(県防災計画より)

2 流通在庫の調達

備蓄物資のみでは不足する場合、町は、スーパー、生活協同組合等流通業者等の流通在庫から生活必需品を調達する。

主な調達品目

大品目	小品目
寝具	就寝に必要なタオルケット、毛布及び布団等
外衣	洋服、作業着、子供服等〔布地は給与しない（以下同じ。）〕
肌着	シャツ、パンツ等
身の回り品	タオル、手拭い、靴下、サンダル、傘等
炊事道具	なべ、炊飯器、包丁、ガス器具等
食器	茶碗、皿、はし等
日用品	石けん、ちり紙、歯ブラシ、歯磨粉等
光熱材料	マッチ、ろうそく、プロパンガス等

第2 生活必需品の給与

1 生活必需品の給与

町、県及び関係機関等による生活必需品の給与は、以下のとおり実施する。

なお、被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、生活必需品等の円滑な給与に十分配慮する。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても生活必需品等が給与されるよう努める。

- (1) 町は、次の情報を収集し、被災者に対する給与の必要品目及び必要量の判断をする。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た生活必需品等の調達に留意する。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮する。

ア 被災者や指定避難所の状況

イ 医療機関、社会福祉施設の被災状況

- (2) 被服、寝具、その他生活必需品物資を、備蓄物資又は流通在庫から調達確保し給与を実施する。
- (3) NPO法人やボランティア団体等との連携も図り、自力で生活必需品を受けることが困難な要配慮者を支援したり、被災者が多数発生した場合の円滑な給与を実施する。
- (4) 激甚災害等のため本町だけで実施困難の場合には、県、近隣市町及び関係機関へ応援要請する。
- (5) 給与又は貸与の対象者

給与又は貸与の対象者は、住家の全半壊（焼）、流失、床上浸水により生活上必要な家財を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者とする。

- (6) 給与又は貸与の方法

ア 町において世帯別の被害状況を把握し、物資の購入及び配分計画表を作成し調達要請する。

イ 物資の給与は、物資支給責任者を定めて地区公民館長等の協力を得て実施する。

ウ 日本赤十字社の備蓄する救援物資については、日本赤十字社鹿児島県支部屋久島分区が前記ア・イに準じ給与する。

2 義援物資、金品の保管及び配分

- (1) 町に送付されてきた義援物資類の保管は、町において保管場所（倉庫等）を定めて保管し、金品については会計課において保管する。
物資類保管予定場所は、資料 10-1 のとおりである。
- (2) 物資、金品等の配分については、災害の程度、義援物資の数量等により、その都度配分計画を立て配分する。

3 災害救助法による物資の給与又は貸与

災害救助法が適用された場合の物資類の給与又は貸与は、県の災害救助法施行細則の定めるところによる。

- (1) 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により、生活上必要な家財を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。
- (2) 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内で現物をもって行う。
 - ア 被服、寝具及び身の回り品
 - イ 日用品
 - ウ 炊事用具及び食器
 - エ 光熱材料
- (3) 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与のため支出する費用は、資料 11-1 を参照のこと。
- (4) 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与を実施する期間は、災害発生の日から 10 日以内とする。

4 町長の要請による法外援護

町長の要請による法外援護は以下のとおりである。

区 分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算する額
全焼・全壊・流失	14,300円	18,400円	27,000円	32,400円	41,000円	6,000円
半焼・半壊・床上浸水	4,700円	6,300円	9,400円	11,400円	14,400円	2,000円

(県防災計画より)

第3 生活必需品の輸送

1 町及び県による輸送

- (1) 県が調達した生活必需品の町集積地までの輸送は原則として知事が行う。ただし、輸送区間及び輸送距離等の事情から知事が必要と認めるときは、町に供給する生活必需品について町長に引取を指示することができる。
- (2) 町が調達した生活必需品の町集積地までの輸送及び町内における生活必需品の移動は、町長が行う。

2 自衛隊等への輸送要請

交通途絶等により、緊急の用に間に合わないおそれのある場合は、知事は自衛隊法第 83 条の規定に基づき、自衛隊に災害地までの運送を要請し、要請を受けた自衛隊は輸送を担当することができる。

3 輸送方法等

輸送方法は、貨物自動車等による陸上輸送を主とし、孤立地区等については、船舶やヘリコプター等を利用する。（輸送機関の調達等については、本章第 16 節「緊急輸送」を参照）

4 集積地の指定及び管理

- (1) 町は、あらかじめ定めた町集積地を活用し、調達した生活必需品の集配拠点とする。
- (2) 生活必需品の集積を行う場合は、管理責任者及び警備員を配置し、物資管理の万全を期する。

第 23 節 医療

災害時の初期の医療活動については、本章第 17 節「緊急医療」に基づく救命活動を必要な期間実施する。事態が安定してきた段階で、被災者の避難生活の長期化や被災した医療機関の機能まひが長期化した場合に対し、町をはじめとする防災関係機関は、被災住民の医療の確保に万全を期する必要がある。

このため、避難生活が長期化した場合は、健康状況の把握やメンタルケア等を行う。

第 1 医療救護活動状況の把握

1 被災地における医療ニーズの把握

町は、保健所の協力を得て次の情報をもとに医療救護活動を迅速・的確に推進する。

- (1) 指定避難所での医療ニーズ
- (2) 医療機関・薬局の状況
- (3) 電気・水道の被害状況・復旧状況
- (4) 交通確保の状況

第 2 医療、助産の実施

1 実施責任者

災害のため、医療及び助産の途を失った者に対する医療及び助産は、町長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合の医療及び助産は知事が行う。

なお、知事に権限を委任された場合又は緊急を要し、知事による救助の実施を待つことができないときは、町長は知事の補助機関として行う。

町長は、緊急実施事項については、直ちにその状況を報告し、その後の処理については知事の指揮を受ける。

〔日本赤十字社鹿児島県支部〕

災害救助法の定める精神にのっとり、医療、助産の業務を行うものとする。

2 医療・助産の実施

- (1) 医療、助産の実施は原則として救護班により行うが、緊急でやむを得ない場合は、最寄りの医師、助産師等により行う。
- (2) 救護班の編成
救護班を次のとおり編成し、救護班の数及び配備については、災害の程度に応じ町長がその都度決定する。
 - ア 熊毛地区医師会員及び熊毛郡歯科医師会員による救護班
 - イ 町域の医療機関による救護班
 - ウ 日本赤十字社の職員及び日赤協定の現地医療機関による救護班
- (3) 町救護班で不足する場合は、県の救護班に応援を求めるほか、委託医療機関・委託助産機関の協力を求めて実施する。
- (4) 医療助産の実施に必要な医療品及び衛生材料等が不足する場合は、救護班の要請に基づき救護衛生対策部において調達する。
調達不能の場合は、屋久島保健所又は県保健福祉部業務課に調達あっせんの要請を行う。
- (5) 医療、助産の期間等
医療、助産の実施期間・費用等は、災害救助法の基準に準じ、災害の規模等を参考にその都度定める。

3 町内医療機関

町内の医療機関は資料 9-1 を参照のこと。

4 災害救助法による医療、助産の実施

災害救助法が適用された場合の医療、助産は、県の災害救助法施行細則の定めるところによる。

第3 被災者の健康状態の把握とメンタルケア

1 被災者の健康状態の把握

町は、被災地、特に指定避難所における生活環境の激変に対し、被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いことから被災者の健康管理を行う。

- (1) 必用に応じて指定避難所への救護所等の設置や DPAT 派遣等により心のケアを含めた対策を行う。
- (2) 高齢者、障害者、子ども等要配慮者に対しては、福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等特段の配慮を行う。
- (3) 保健師等による巡回相談を行う。

2 メンタルケア

被災のショックや長期にわたる避難生活などによる災害ストレスは、しばしば心身の健康に障害を生じさせることから、DPAT や日本こころのケア指導者をはじめ他の保健医療チーム等と連携し、被災者に対するメンタルケアや精神疾患患者に対する医療を確保する必要がある。

(1) メンタルヘルスケア

保健所を拠点に巡回精神相談室を設けるとともに、心のケアチームを編成して、被災者に対する相談体制を確立する。

(2) 精神疾患患者対策

ア 被災した精神科病院の入院患者については、被災地域以外の精神科病院に転院させる。

イ 指定避難所や在宅の精神疾患を持つ被災者に対して、医療的支援を行うほか、薬が入手困難な患者には、服薬中断が生じないよう投薬を行うなど、適切な精神医療の提供を行う。

ウ 災害のストレスにより、新たに生じた精神的問題を抱える一般住民に対して、適切な精神医療の提供を行う。

エ 措置患者等の緊急入院時は、搬送協力を行う。

第 24 節 感染症予防、食品衛生、生活衛生対策

災害時には、建物の浸水や焼失及び高潮水害等により、多量のごみ・がれきの発生とともに、不衛生な状態から感染症や食中毒等の発生が予想される。特に、多数の被災者が収容される指定避難所等において、その早急な防止対策の実施が必要である。

このため、感染症予防に関し適切な処置を行う。

第 1 感染症予防対策

1 実施責任者

町長は、知事の指示、命令に従って応急感染症予防に関する計画の樹立と感染症予防上必要な措置を行う。

2 感染症予防班の編成

町は、感染症予防作業のために感染症予防班を編成する。

感染症予防班は、町の職員及び臨時に雇い上げた作業員をもって編成する。

3 感染症業務

防 疫 業 務	内 容															
(1) 消毒	<p>知事の指示に基づき、速やかに消毒を実施する。 なお、消毒に要する 1 戸当たりの使用薬剤の基準は、おおむね次表のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">薬剤の種類等 災害の程度</th> <th colspan="3">薬 品 名</th> </tr> <tr> <th>クレゾール (屋内)</th> <th>普通石灰 (床下・便池及び周辺)</th> <th>クロールカルキ (井戸)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>床上浸水 (全壊・半壊・流失を含む。)</td> <td>200 g</td> <td>6 kg</td> <td>200 g</td> </tr> <tr> <td>床下浸水</td> <td>50 g</td> <td>6 kg</td> <td>200 g</td> </tr> </tbody> </table>	薬剤の種類等 災害の程度	薬 品 名			クレゾール (屋内)	普通石灰 (床下・便池及び周辺)	クロールカルキ (井戸)	床上浸水 (全壊・半壊・流失を含む。)	200 g	6 kg	200 g	床下浸水	50 g	6 kg	200 g
薬剤の種類等 災害の程度	薬 品 名															
	クレゾール (屋内)	普通石灰 (床下・便池及び周辺)	クロールカルキ (井戸)													
床上浸水 (全壊・半壊・流失を含む。)	200 g	6 kg	200 g													
床下浸水	50 g	6 kg	200 g													
(2) ねずみ族・昆虫等の駆除	<p>知事が定めた地域内で、知事の指示に基づき、ねずみ族・昆虫等の駆除を実施する。 なお、指定地域全体を通じて必要とする薬剤量は、おおむね次表の基準により積算した総量とし、被災家屋と無差別に実施することなく、実情に応じ重点的に実施する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">薬剤の種類等 災害の程度</th> <th colspan="2">薬剤別、剤型別の基準数量</th> </tr> <tr> <th>有機燐剤 (室内・床面・床上)</th> <th>オルソジクロール ベンゾール剤 (便所)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>床上浸水 (全壊・半壊・流失を含む。)</td> <td>油剤 1 戸当たり 20 乳剤 (20 倍液として使用する場合) 1 戸当たり 20 粉剤 1 戸当たり 0.5 kg</td> <td>1 戸当たり 40 g</td> </tr> <tr> <td>床下浸水</td> <td>油剤 1 戸当たり 10 乳剤 (20 倍液として使用する場合) 1 戸当たり 10 粉剤 1 戸当たり 0.5 kg</td> <td>1 戸当たり 40 g</td> </tr> </tbody> </table> <p>(薬剤の種類及び剤型は、現地の実情に応じ適宜選択して差し支えない。)</p>	薬剤の種類等 災害の程度	薬剤別、剤型別の基準数量		有機燐剤 (室内・床面・床上)	オルソジクロール ベンゾール剤 (便所)	床上浸水 (全壊・半壊・流失を含む。)	油剤 1 戸当たり 20 乳剤 (20 倍液として使用する場合) 1 戸当たり 20 粉剤 1 戸当たり 0.5 kg	1 戸当たり 40 g	床下浸水	油剤 1 戸当たり 10 乳剤 (20 倍液として使用する場合) 1 戸当たり 10 粉剤 1 戸当たり 0.5 kg	1 戸当たり 40 g				
薬剤の種類等 災害の程度	薬剤別、剤型別の基準数量															
	有機燐剤 (室内・床面・床上)	オルソジクロール ベンゾール剤 (便所)														
床上浸水 (全壊・半壊・流失を含む。)	油剤 1 戸当たり 20 乳剤 (20 倍液として使用する場合) 1 戸当たり 20 粉剤 1 戸当たり 0.5 kg	1 戸当たり 40 g														
床下浸水	油剤 1 戸当たり 10 乳剤 (20 倍液として使用する場合) 1 戸当たり 10 粉剤 1 戸当たり 0.5 kg	1 戸当たり 40 g														

(3) 患者等に対する措置	被災地において、感染症患者等が発生したときは、感染症予防医療法に基づいた対応をとる。
(4) 家用水の供給	知事の指示に基づき、家用水の使用停止期間中継続して家用水の供給を行う。 家用水の供給方法は、容器による搬送、ろ水器によるろ過給水等現地の実情に応じ適宜な方法によって行う。この際、特に配水器の衛生的処理に留意すること。
(5) 指定避難所の感染症予防指導等	指定避難所は、施設の設備が応急仮設的であり、かつ、多数の避難者を収容するため、衛生状態が悪くなりがちで、感染症発生の原因になることが多いので、県の指導のもとに感染症予防活動を実施する。 この際、施設の管理者を通じて衛生に関する自治組織を編成せしめ、その協力を得て感染症予防の完璧を期する。 なお、感染症予防活動の重点項目は次のとおり。 ア 検病調査 イ 消毒の実施 ウ 集団給食の衛生管理 エ 飲料水の管理 オ その他施設の衛生管理
(6) 予防教育及び広報活動	保健所長の指導のもとにリーフレット、チラシ等の作成あるいは衛生組織その他各種団体を通じて被災地域住民に対する予防教育を徹底するとともに、広報活動を強力に実施する。

(県防災計画より)

4 感染症予防薬剤の調達

感染症予防薬剤は、救護衛生対策部において調達するが、調達不能の場合は屋久島保健所に調達あつせんの要請を行うものとする。

第2 食品衛生対策

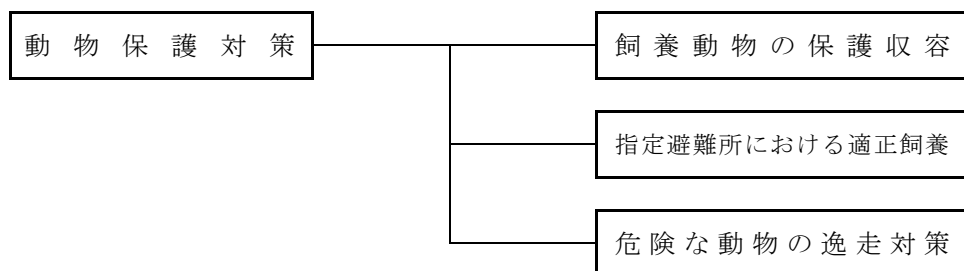
町は、県の活動に協力し、被災地における食品衛生対策の措置をとる。

第3 生活衛生対策

町は、県の活動に協力し、被災地における生活衛生対策の措置をとる。

第 25 節 動物保護対策

被災した飼養動物の保護収容、指定避難所等における飼養動物の適正な飼養及び危険な動物の逸走対策について、関係機関と連携し必要な措置を行う。



第 1 飼養動物の保護収容

放浪している犬、ねこ等の飼養動物の保護収容については、迅速かつ広域的に対応が求められていることから、県、獣医師会、動物愛護団体、動物愛護ボランティア等と協力し、収容場所を確保し保護収容を実施する。

第 2 指定避難所における適正飼養

指定避難所等において、動物の飼養者に対して適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生に努める。

また、獣医師会と協力して獣医師の派遣等を行う。

第 3 危険な動物の逸走対策

危険な動物が飼養施設から逸走した場合は、飼養者、警察その他関係機関と連携し、状況把握と必要な措置を講ずる。

第 26 節 し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策

災害時には、建物の浸水や焼失及び高潮水害等により多量のごみ・がれきの発生が予想される。

また、ライフライン等の被災により水洗トイレ等の使用に支障をきたし、し尿処理の問題が生じる。特に多くの被災者のいる指定避難所等での仮設トイレ等の早急な設置が必要となる。

このため、し尿・ごみ・死亡獣畜の処理及び障害物の除去に関し必要な措置を行う。

第 1 し尿処理方法

1 し尿の処理方法

災害によるライフラインの被災に伴い、水洗トイレ等の使用に支障をきたし、し尿処理が困難となることが想定される。

以下に、し尿の処理方法について示す。

- (1) 水を確保することによって、水洗トイレを有効活用する。
- (2) (1)の対策と併せ仮設トイレ等を使用する。

なお、貯留したし尿の処理は原則として、し尿処理施設で行うが、やむを得ない場合は農地還元等環境衛生上支障のない方法により処分する。

2 指定避難所等のし尿処理

- (1) 指定避難所

発災後、断水した場合には、学校のプール、河川等の確保した水を利用し、水洗トイレの活用を図る。

また、水洗トイレが不足する場合を想定して、便槽付きの仮設トイレ及び高齢者や障害者に配慮した設備を準備する。

- (2) 地域

ライフラインの供給停止による住宅において、従前の生活ができなくなった地域においても、可能な限り水洗トイレを使用できるようにする。このため、井戸、河川水等によって水を確保する。

なお、家庭、事業所では、平素から水の汲み置き等により、断水時における生活用水の確保に努める。便槽付きの仮設トイレ等が使用できる場合には、併せてこれも利用し地域の衛生環境の保全に努める。

3 仮設トイレ等によるし尿処理

- (1) 仮設トイレ等の設置

関係機関は、仮設トイレ等の設置にあたっては次の事項について配慮する。

ア 高齢者・障害者に対する配慮

仮設トイレ等の機種選定にあたっては、高齢者・障害者等に配慮する。

イ 設置場所等の周知

町は、仮設トイレ等の設置にあたって収集可能な場所をあらかじめ選定しておくとともに、これを周知する。

- (2) し尿収集・処理計画

災害が発生した場合、町は仮設トイレ等の設置状況を把握し収集体制を整備する。

4 し尿収集の応援体制の確立

本町の能力のみでは実施困難と認められるときは、知事にあっせんを要請し、応援を得るなどして収集体制を整備する。

名称・所在地・敷地面積 等
竣工、処理方式、処理能力

5 し尿処理施設等の設置状況

設置主体名	規格 (t/日)	処理方式	敷地面積 (m ²)	所在地
屋久島衛生処理組合	26	膜分離高負荷脱窒素 処理方式＋高度処理	5,650	屋久島町小瀬田 469

第2 ごみ処理対策

1 ごみの収集・運搬及び処分の方法

- (1) 現有の人員、施設を活用するほか、必要により一般廃棄物収集運搬業者の協力を得てごみの収集運搬に努める。
- (2) 激甚な災害を受けた場合、町の能力のみでは実施困難と認められるときは、知事にあつせんを要請し、応援を得るなどしてごみの収集・運搬を実施する。
- (3) ごみの収集にあたっては、排出される災害ごみを迅速、計画的に処理するため、ダンプやトラック・タイヤショベル等の重機借上を積極的に行い、車両をできるだけ多く確保するよう努める。
また、ごみは原則としてごみ焼却場での焼却やリサイクル等を行うことを原則とするが、やむを得ない場合は仮置場にて保管し、計画的かつ適正に処理する。町長は、あらかじめ仮置場の場所を定め、緊急時の利用について協議しておく。

名称・所在地・敷地面積 等
竣工、処理方式、処理能力
・可燃物処理施設
・不燃処理施設

2 ごみ処理施設等の設置状況

設置主体名	規格 (t/時間)	処理方式	敷地面積 (m ²)	所在地
屋久島広域連合	14	炭化炉	51,207	屋久島町宮之浦 1312-21
	4.4	電気溶融炉		
	8.0	リサイクルプラザ		

第3 死亡獣畜処理方法

1 処理方針

屋久島保健所の指示を受けて適当な場所で処理する。

2 処理方法

- (1) 埋却
 - ア 死亡獣畜を運搬するときは、死亡獣畜が露出しないようにし、かつ、汚液が露出しないようにすること。
 - イ 死亡獣畜は速やかに埋却すること。この場合において、地表面から埋却した死亡獣畜までの深さは1 m以上とし、かつ、地表面 30 cm以上の盛土をすること。
 - ウ 死亡獣畜を埋却する場合には、消毒その他の必要な措置を講ずること。
 - エ 埋却現場には、その旨を標示すること。
 - オ 埋却した死亡獣畜は、埋却後1年間は発掘しないこと。ただし、知事の許可を受けた場合は、この限りでない。

第4 障害物の除去対策

1 実施責任者

障害物のうち、住家及びその周辺に流入した障害物の除去について自己の資力では除去できない場合は町長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合における障害物の除去は、知事が行うものとする。

なお、知事から権限を委任された場合、又は緊急を要し知事による救助の実施を待つことができないときは、町長は知事の補助機関として行う。

町長は、緊急実施事項については、直ちにその状況を知事に報告し、その後の処置については知事の指揮を受ける。

障害物のうち、公共その他の場所に流入した障害物の除去は、それぞれの管理者が行うものとする。

2 障害物の除去対象

災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に支障をきたす障害物の除去を行う対象は、次の事項に該当するものとする。

- (1) 当面の日常生活が営み得ない状態にあること。
- (2) 居間、炊事場等、日常生活に欠かすことのできない場所に障害物が運ばれているか、又は家敷内に運びこまれているため、家の出入りが困難な状態であること。
- (3) 自らの資力をもって障害物の除去ができないものであること。
- (4) 住家が半壊又は床上浸水を受けたものであること。
- (5) 応急措置の支障となるもので緊急を要するものであること。

3 障害物の集積場所

障害物の流入してくるおそれのある箇所（河川、崖下等）においては、かねてから、付近の適当な場所を選定して必要な措置を講じておくほか、随時災害発生場所の状況により障害物の種類数量等を考慮して、適当な集積場所をその都度選定する。

4 除去の方法

(1) 作業要員の確保

除去作業は建設対策部があたるが、被害が大規模な場合は消防団及び地元住民の協力を得るほか、必要な場合は自衛隊の派遣を要請する。

(2) 機械器具の確保

作業に使用する機械、トラックその他必要機械器具は、町の機械等を使用する。

なお、不足する場合は建設業者の保有機材を調達するほか、災害の状況に応じて措置する。

5 障害物の保管等

土石・竹木等の障害物は、できるだけ現地処理するものとするが、現地処理できない物件等については、次の事項を留意して保管する。

- (1) 障害物の大小によるが、原則として再び人命、財産に被害を与えない安全な場所を選定する。
- (2) 道路交通の障害とならない場所を選定する。
- (3) 盗難等の危険のない場所を選定する。
- (4) 工作物等を保管したときは、保管を始めた日から14日間その工作物名簿を公示する。
なお、除去した障害物の保管場所をあらかじめ資料として掲げておく。
- (5) 保管した工作物等が滅失し、又は破損するおそれがあるとき、又はその保管に不相当な費用又は手数料を要するときは、その物件を売却し代金を保管する。売却の方法及び手続きは町の物品等の処分の例による。

6 障害物除去の費用期間等

災害救助法適用時に準じて10日以内に完了する。

7 災害救助法による基準

災害救助法による基準は、本章第3節「災害救助法の適用及び運用」を参照。

第 27 節 行方不明者の捜索、遺体の処理等

災害時の混乱期には、行方不明者が多数発生することが予想され、それらの捜索、収容等を早急に実施する必要がある。

このため、迅速かつ的確な捜索を行うとともに、多数の死者が発生した場合は、遺体の処理等を適切に行う。

第 1 行方不明者の捜索

1 実施責任者

災害時における行方不明者の捜索は、町長が屋久島警察署及び鹿児島海上保安部と互いに協力して行うものとし、遺体埋葬等は町長が行う。

また、災害救助法が適用された場合の捜索、処理等は、知事が屋久島警察署・鹿児島海上保安部と協力して行う。

なお、知事に権限を委任された場合又は緊急を要し、知事による救助の実施を待つことができないときは、町長は知事の補助機関として行う。

町長は、緊急実施事項については直ちにその状況を知事に報告し、その後の処置については知事の指揮を受ける。

2 関係機関への通報

町長は、災害により行方不明者が発生したことを知ったときは直ちに屋久島警察署に通報する。

この場合、行方不明者の捜索が海上に及ぶときは、鹿児島海上保安部に通報し捜索を依頼する。

なお、通報に際して次の事項を併せて通報する。

- (1) 行方不明者の人員等
- (2) 性別、特徴
- (3) 行方不明となった年月日及び推定時刻
- (4) 行方不明となっていると思われる地域又は海域
- (5) その他行方不明の状況

3 行方不明者の捜索

(1) 町捜索隊の設置

屋久島警察署及び鹿児島海上保安部と協力して、行方不明者の捜索を迅速、的確に行うため、必要により町に捜索隊を置く。

(2) 町捜索隊の編成

町捜索隊は、災害の規模、行方不明者数、捜索範囲、その他の事情を考慮し、消防対策部を中心にその他の対策部員をもって編成する。

なお、必要な場合は民間の協力を求めるものとする。

4 捜索の実施方法等

(1) 捜索の方法

ア 捜索の範囲が広い場合

(ア) 捜索範囲をよく検討し、これをいくつかの区域に分ける。

(イ) 捜索部隊にそれぞれの責任区域を持たせる。

(ウ) 各地区では、合理的、経験的に行方不明の所在の重点を定め重点的に行う。

イ 搜索範囲が比較的狭い場合

- (ア) 災害前における当該地域、場所、建物など正確な位置を確認する。
- (イ) 災害後における地形、建物などの移動変更などの状況を検討する。
- (ウ) 被災時刻などから搜索対象の所在を認定し、災害によりそれがどのように動いたかを検討し、搜索の重点を定め効果的な搜索に努める。

ウ 搜索場所が河川等の場合

- (ア) 平素の水流、湖沼の実情をよく調査する。
- (イ) 災害時にはどのような状況を呈していたかをよく確認する。
- (ウ) 合理的、経験的に判断して行方不明者がどのような経路で流されるか、移動経路をよく検討し搜索を行う。

(2) 広報活動

搜索をより効果的に行うため、搜索地域内はもちろん、広く関係者の積極的な協力が得られるよう各種の広報を活発に行う。

(3) 装備資材

搜索に使用する車両、船艇その他の装備資材は、有効適切な活用に努めるとともに、警察、町で所有する車両・船艇等が不足するときは、関係機関に対し協力を依頼する。

(4) 関係帳簿等の整備

搜索及び行方不明所（遺体）の収容、処理等を実施した場合、次の書類・帳票を整備する。

ア 救助実施記録日計表

イ 被災者救出用（搜索用）機械器具・燃料受払簿

ウ 被災者救出（遺体の搜索）状況記録簿

エ 被災者救出用（遺体の搜索用）関係支出証拠書類

5 行方不明者発見後の処理

(1) 負傷者の収容

町搜索隊が搜索の結果、負傷者、病人等援護を要する者を発見したとき、又は屋久島警察署及び鹿児島海上保安部から救護を要する者の引渡しを受けたときは、速やかに医療機関に収容する。

(2) 医療機関等との連携

搜索に際しては、負傷者の救護、遺体の検案等が円滑に行われるよう、前もって医療機関等と密接な連絡を取るようにする。

第2 遺体の収容・処理・埋葬

1 遺体の収容

町長は、警察官又は海上保安官から遺体の引渡しを受けたとき、又は町搜索隊が自ら犯罪に関係しない遺体を発見したときは、担架等により直ちに予定された寺院、公民館、学校等の遺体収容所に収容する。

2 遺体の処理

- (1) 小災害時等で、遺体の状態が比較的正常であり、かつ、引取人である遺族等の申し出があった場合は直ちに遺族等に引き渡す。
- (2) 遺体の識別が困難なとき、伝染病予防上又は災害で遺族等が混乱しているとき等は、必要に応じ遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理を実施する。
- (3) 遺体の確認及び死因究明のため検案を行う必要があるが、遺体の検案は原則として第17節「緊急医療」による救護班により行う。ただし、遺体が多数のとき、又は救護班が他の業務で多忙なとき等は、一般開業医により行うものとする。
- (4) 遺体の識別、身元の究明等に長日時を要するとき、又は遺体が多数で埋葬に長日時を要する場合等は、死体を遺体収容場所に一時保存する。

- (5) 災害救助法が適用される災害において、多数の死者が発生し、遺体の搬送及び棺等葬祭用品の確保の必要が生じた場合は、「災害時における遺体の搬送、棺等葬祭用品の供給等に関する協定」に基づき関係事業者への要請等必要な措置をとる。
- (6) 町長は、警察、海上保安庁と共同して、災害による行方不明者の届出受理及び収容された遺体の遺族等による確認、並びに遺族が判明した遺体の引き渡しを行う。
- なお、遺体の身元確認に関しては、顔貌だけでなく、所持品、検視、検案後に行われる警察による諮問、歯牙、DNA等の鑑定結果等の情報を総合的に判断し、出来る限り科学的な根拠に基づいて特定する。

3 遺体の埋葬等

(1) 遺体の埋葬

ア 身元の判明しない遺体又は遺体の引取人である遺族等が判明していても、災害時の混乱で遺体を引き取ることができないもの並びに災害時の混乱の際に死亡したもので、各種事情により遺族等による埋葬ができないものに対して埋葬を行う。

イ 埋葬は、混乱期であるので応急的仮葬とし、その土地の事情及びそのときの状況により、火葬又は土葬等の方法により行うが、身元不明あるいは災害時の死亡等でもあり火葬することが望ましい。

(2) 身元不明者の措置

身元不明者の遺体については、埋葬前に身元の判明に必要なすべての資料を保存するようにし、各種広報照会、その他の身元判明の措置を講ずる。また、その遺骨及び遺留品は遺骨遺留品保管所等に保管する。

(3) 必要帳票等の整備

埋葬等を実施し、又は埋葬等に要する現品若しくは経費を支出した町長は、次の書類・帳簿等を整備、保存しておかなくてはならない。

ア 救助実施記録日計票

イ 埋葬台帳

ウ 埋葬費支出関係証拠書類

4 災害救助法による基準

災害救助法による基準は、本章第3節「災害救助法の適用及び運用」を参照。

第 28 節 住宅の供給確保

災害時には、住宅の全焼、洪水による浸水又は流失等が多数発生することが予想され、住居を喪失した住民を収容するための応急仮設住宅等の早急な設置が必要である。また、一部損壊の住居も多数発生するので、応急修理をするために必要な資材等の確保が急務である。このため、応急仮設住宅の建設等、被災者が居住可能な住宅を迅速に確保する。

第 1 住宅の確保・修理

1 応急仮設住宅の建設

(1) 実施者

ア 災害により住家が全焼、全壊又は流失し、自己の資力では住家を得ることができない者を収容する応急仮設住宅の建設は町長が実施する。ただし、災害救助法が適用されたときは知事が行い、救助を迅速に行う必要があると認めるときは知事からの通知により町長が行う。

また、知事による救助のいとまがないときは、知事の補助機関として町長が行う。

イ 町のみで処理不可能な場合は、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

(2) 建設計画

ア 応急仮設住宅の構造及び規模

災害救助法適用に際し設置する応急仮設住宅 1 戸当たりの規模は、29.7 m²を基準とし、その構造は木造住宅及び組立式住宅とする。

イ 資材の調達等

(ア) 木造応急仮設住宅

- a 屋久島森林管理署を通じて災害救助用資機材譲渡申請書を九州森林管理局に提出し、資材の譲渡を受ける。
- b 建設については、建築関係団体の協力を得て行う。
- c 労務資材に関する関係者との協定は、知事又は知事から災害救助法による救助に関する事務の一部を行うこととするこの通知を受けた町長が、地域ごとに災害に応じて締結する。

(イ) 組立式住宅

組立式仮設住宅の提供、建設に関する(一社)プレハブ建築協会等との協定に基づき、迅速な仮設住宅の確保に努める。

ウ 建設場所

応急仮設住宅の建設地は、原則として町有地とするが、被災者の生業その他の関係でやむを得ない場合は適当な地を貸与する。

(3) 入居者の選定

ア 入居資格

次の各号のすべてに該当する者のほか、町長が必要と認める者とする。ただし、使用申込みは 1 世帯 1 箇所限りとする。

- (ア) 住家が全焼、全壊又は流失した者
- (イ) 居住する住家がない者
- (ウ) 自ら住家を確保できない者

イ 入居者の募集・選定

(ア) 入居者の募集計画は被災状況に応じて県が策定し、町に住宅を割り当てる。割り当てに際しては、町の行政区域内の住宅を割り当てる。

町が住宅の割り当てを受けた場合は、被災者に対し募集を行う。

(イ) 入居者の選定は、高齢者・障害者・ひとり親世帯等の優先を原則として、生活条件等を考慮して町が行う。

(4) 応急仮設住宅の管理

応急仮設住宅の管理は町が行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必用に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受け入れに配慮する。

なお、応急仮設住宅を供与できる期間は竣工の日から2年以内とする。

2 住宅の応急修理

(1) 実施者

ア 災害のため、住家が半焼又は半壊し、自己の資力では応急修理をすることができない者に対して、日常生活に欠くことのできない部分の住宅の応急修理は町長が実施する。ただし、災害救助法が適用されたときは知事が行い、知事から委任されたとき又は知事による救助のいとまがないときは知事の補助機関として町長が行う。

イ 町内で処理不可能な場合は、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

(2) 応急修理計画

資材の調達等

ア 屋久島森林管理署を通じて災害救助用資機材譲渡申請書を九州森林管理局に提出し、資材の譲渡を受ける。

イ 労務資材に関する関係者との協定は、知事又は知事が権限を委任した町長が地域ごとに災害に応じて締結する。

3 災害救助法による基準

災害救助法による基準は、本章第3節「災害救助法の適用及び運用」を参照のこと。

第2 被災宅地危険度判定の実施

宅地災害が発生した場合、速やかに被災状況を把握し、二次災害防止の措置を講ずるため、被災宅地危険度判定士の登録者により、擁壁や斜面の亀裂等の被害状況を迅速かつ的確に調査し、宅地の危険度判定を実施する。

なお、被災状況に応じ、町は県との協議・連携を図りつつ、相互協力・支援を行うものとする。

第 29 節 文教対策

災害時には、多数の児童生徒の被災が予想され、学校施設等も多大な被害を受ける。また、学校施設等は、被災者の指定避難所として利用されるところが多く、一部では長期化することも予想され、その調整も必要である。

このため、応急教育を実施するための教室や教材等を早急に確保する。

第 1 応急教育の実施

1 教室等の確保

(1) 施設の応急復旧

被害の程度により、応急処理のできる範囲の場合はできるだけ速やかに修理を行い、施設の確保に努める。

(2) 普通教室の一部が使用不能になった場合

特別教室、屋内体育施設等を利用する。

(3) 校舎の全部又は大部分が使用不能になった場合

公民館等公共施設又は最寄りの学校の校舎を利用する。

(4) 応急仮校舎の建設

(1)から(3)までにより施設の確保ができない場合は、応急仮校舎の建設を検討する。

2 教職員の確保

(1) 学校内操作

欠員が少数の場合には、学校内において操作する。

(2) 町内操作

学校内操作が困難なときは、町教育委員会の意見を聞き、町立学校間において操作する。

(3) 町外操作

町内操作が困難なときは、県教育委員会に他市町村からの操作を要請する。

(4) 臨時職員

教育職員の確保には、前記(1)から(3)までの方法によるほか、教員免許状所有者で現職にないものを臨時に確保することを検討する。

3 応急教育の留意点

(1) 災害の状況に応じ、施設の確保、教材、学用品等の調達及び教職員の確保により、できるだけ応急授業を行うように努める。例えば二部授業、分散授業の方法によるものとする。

(2) 応急教育の実施にあたっては次の点に留意して行う。

ア 教科書、学用品等の損失状況を考慮し、児童生徒の負担にならないように留意する。

イ 教育場所が公民館等学校以外の施設によるときは、授業の方法、児童生徒の保健等に留意する。

ウ 通学道路その他の被害状況に応じ、通学等にあたっての危険防止を指導する。

エ 授業が不可能な事態が予想される場合は、児童生徒に対し、自習、勉学の内容・方法を周知徹底する。

4 学校給食等の措置

被害を受けた給食施設の復旧等による学校給食の確保については、町（教育委員会）が給食センター所長及び学校長との緊密な連携のもとに必要な対策を講ずる。

(1) 施設の復旧

町は、給食施設が被害を受け給食を実施できないときは、必要な応急修理を行う。

応急修理ができないときは、校舎の一部を利用する等代替施設の確保に努める。

(2) 給食用原材料の確保

災害により給食用原材料（小麦粉、精米等）が滅失し、給食の実施に支障をきたすときは、町は需要品名、数量等を一括して県教育委員会にあつせんを要請する。

(3) 給食器具等の確保

器具等が早急に確保できない場合は、必要に応じて代替設備の使用などの応急措置を行う。

(4) 給食の一時中止

次の場合には給食を一時中止する。

ア 感染症の発生、その他食品衛生上の危険が予想されるとき。

イ 給食物資の確保が困難なとき。

ウ その他給食の実施が適当でないと考えられるとき。

5 学校が指定避難所となった場合の措置

学校等の教育施設において指定避難所が開設される場合、学校長等は指定避難所の開設等に協力し、次のような措置をとる。

(1) 児童生徒等の安全確保

在校中に発災した場合においては、児童生徒等の安全確保を最優先とした上で、学校施設の使用方法について町と協議する。

(2) 指定避難所の運営への協力

指定避難所の運営については積極的に協力するとともに、できるだけ早い時期に授業が再開できるよう町、県教育委員会等との間で必要な協議を行う。

(3) 避難が長期化する場合の措置

ア 避難が長期化する場合、収容者と児童生徒がそれぞれ支障とならないよう指導する。

イ 避難が長期化する場合、給食施設は被災者用炊き出しの施設として利用されることが考えられるが、学校給食と炊き出しの調整に留意する。

第2 学用品の調達及び給与

1 教材・学用品等の調達・給与

(1) 教科書については、町教育委員会からの報告に基づき、県教育委員会が一括して特約教科書供給所から調達することになっている。

(2) 文房具、通学用品等については、町教育委員会において調達し、給与する。

ア 給与する対象学用品の給与対象者は、住家が全、半壊（焼）又は床上浸水により喪失し、就学上支障のある小中学校児童生徒とする。

イ 調達及び給与の方法

町教育委員会は学校長と緊密な連携を保ち給与の対象となる児童生徒を調査、把握し、給与を必要とする学用品の確保を図り、各学校長を通じて対象者に給付する。

なお、学用品の調達が困難な場合は、県教育委員会に調達あつせんを要請する。

ウ 給与品目及び費用等

教科書及び学用品の給与品目、費用及び期間は災害救助法の基準に準じ災害の規模等を参考にその都度定める。

- (3) 災害救助法が適用された場合における被災小中学校の児童生徒に対する学用品の給与は、知事の委任を受けて町長が行う。

2 授業料等の減免・育英資金

高等学校生徒の保護者又は当該生徒が被害を受け、授業料の減免又は育英資金の貸与が必要であると認められる場合は、各学校長は県教育委員会及び町教育委員会の承認を受けて授業料減免の措置を講じ、育英資金の貸与については、鹿児島県育英財団及び日本学生支援機構に特別の措置を講ずるよう要請する。

3 災害救助法による基準

災害救助法による基準は、本章第3節「災害救助法の適用及び運用」を参照。

第3 文化財の保護

町は、文化財の所有者、管理者と連携し、災害の拡大防止に努める。

〔文化財の所有者等〕

(1) 所有者、管理者の通報義務等

文化財に災害が発生した場合は、その所有者、管理者は直ちに消防組合へ通報するとともに災害の拡大防止に努めなければならない。

(2) 被害状況の報告

文化財に被害が発生した場合は、その所有者、管理者は被害状況を速やかに調査し、その結果を町教育委員会へ報告しなければならない。

(3) 関係機関との協力

関係機関は、被災文化財の被害拡大を防ぐため協力して応急措置を講ずる。

第30節 義援金・義援物資等の取扱い

災害時には、町内外から多くの義援金及び義援物資の送付が予想される。

このため、寄せられた義援金及び義援物資を公正・適正に被災者に配分するとともに、義援金については、できる限り迅速な配分に努め、また、義援物資については、被災者の需要を十分把握し、必要とする物資の広報等に努める。

第1 義援金の配分

1 義援金の募集、受入れ

町は、県及び日本赤十字社鹿児島県支部、社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関と相互に連携を図りながら、義援金について、募集方法、送り先、募集期間等を定め、報道機関等を通じて国民に周知する。

2 義援金の保管

町に送付された被災者に対する義援金は、財政班で受け付け、記録したのち保管する。

3 配分

財政班において受け付けられた義援金は、関係する本部員で構成する配分委員会を設け、被害の程度・対象者などを考慮の上、公平かつ円滑に配分を行う。

第2 義援物資の取扱い

1 義援物資の募集、受入れ

義援物資については、町は県及び関係機関等の協力を得ながら、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを十分に把握し、募集する義援物資のリスト、送り先、募集期間等について報道機関等を通じ国民に周知するとともに、現地の需給状況を勘案し、募集する義援物資のリストを逐次改定するよう努める。

2 義援物資の保管

町に送付された義援物資は、民生班で受け付け、記録したのち保管する。

3 配分

民生班において受け付けられた義援物資は、関係する本部員で構成する配分委員会を設け、被害の程度、対象者などを考慮のうえ、公平かつ円滑に配分を行う。

第 31 節 農林水産業災害の応急対策

災害時には、農林水産物及び家畜に多大な被害が発生することが予想される。

このため、農林水産物等の被害の拡大防止、被災地における家畜伝染病の予防、飼料の調達及び配分等の対策を実施する。

第 1 農産物対策

1 事前・事後措置の指導

町は、災害による農産物の被害の拡大を防止するために、作物ごとに事前・事後措置について、被災農家に対して実施の指導にあたる。

2 気象災害対策

気象災害対策については、関係機関と緊密な連携の下に、的確な状況の把握と対策指導の徹底を期する。

対象作物	主な対象災害
(1) 水稲	風害・水害・干害・寒害
(2) 野菜	風害・水害・干害・寒害・潮風害・霜害
(3) 果樹	風害・水害・干害・寒害・潮風害・霜害
(4) 花き・花木	風害・水害・干害・寒害・潮風害・霜害
(5) 茶	干害・寒害・潮風害・霜害
(6) 甘しょ	風害・水害・干害・寒害・霜害・潮風害

3 病虫害防除対策

災害時における病虫害の対策は次のとおりとする。

(1) 指導の徹底

病虫害防除対策については、県農政部各課及び農業関係機関と緊密な連携のもとに的確な状況の防除指導の徹底を期する。

(2) 農薬の確保

病虫害の異常発生に備えて、種子屋久農業協同組合及び町内の販売業者の農薬の確保状況を把握しておくものとし、もし不足する場合は、県経済連等関係機関と連絡を取り早急に確保する。

(3) 集団防除の実施

災害地域が広範囲にわたり、かつ突発的に発生する病虫害については、大型防除機具等を中心に共同集団防除をする。

第2 林水産物等対策

1 応急措置、事後措置の指導

町は、災害による林水産物等の被害の拡大を防止するために、被災林業家、漁家等に対して実施の指導にあたる。

2 対象作物及び対象災害

応急措置・事後措置の指導を行う対象作物及び対象災害については、次のとおりである。

(1) 林産物

対 象 作 物	対 象 災 害
(1) 苗畑	干害
(2) 造林木	干害・風害・潮害
(3) しいたけ	干害

(2) 水産物

ア いけすの被害防止対策

特に、台風等の際、風浪による被害防止のため係留いけすの強度補強や、いけすの避難など適切な対策を指導する。

なお、緊急避難所については、事前に関係者と十分調整するよう指導する。

イ 養殖魚類対策

台風等の際の養殖魚については、餌止めを行うなど過度なストレス負荷を与えないように適正な養殖管理を指導する。

第3 家畜管理対策

町は、県の活動に協力し、被災地における家畜伝染病予防の措置をとる。

社会基盤の応急対策

電力、ガス、水道、通信などのライフライン関係施設や道路、河川等公共施設及び船舶、空港等の交通施設等は、都市化等の進展とともにますます複雑、高度化し、災害による一部の施設の機能停止が各方面に大きな影響を及ぼすおそれがある。このため、社会基盤の応急復旧が速やかに行われるよう、対策を講ずる。

第 32 節 電力施設の応急対策

災害時には、風雨等によりダム・水圧鉄管の決壊、鉄塔電柱の倒壊、電線の断線等が多数発生し、住民生活に多大な支障が生じるので、迅速かつ的確な優先度を考慮した対応が必要である。

このため、町は、電力事業者（屋久島電工株式会社・九州電力株式会社及び九州電力送配電株式会社（九州電力熊毛サービスセンター）・種子屋久農業協同組合・安房電気利用組合）の応急計画に協力し、早急な電力供給の確保を図る。

第 1 広報活動

町は、電力事業者と協力し、電力施設の被害状況、復旧の見通し等について、積極的な広報活動を実施するとともに、感電事故及び漏電等による出火を防止するため、住民に対し次のような注意喚起を行う。

- (1) 垂れ下がった電線に絶対触らないこと。
- (2) 浸水家屋については、屋内配線・電気器具等の使用について危険な場合が考えられるので、絶縁測定などで安全を確認のうえ使用すること。
- (3) 外へ避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること。

第 2 応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

町は、電力事業者が行う次の対策に協力する。

1 電力施設被害状況等の広報活動

災害の発生が予想される場合、又は災害が発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況についての広報を行うとともに、公衆感電事故、電気火災を防止するため広報活動を行う。広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により周知する。

2 対策要員の確保

夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた各対策要員は、気象、地象情報その他の情報に留意し、防災体制の発令に備える。また、防災体制が発令された場合は、対策要員は速やかに所属する対策組織に出動する。

3 復旧資材の確保

予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は現地調達、対策組織相互の流用、他電力会社等からの融通のいずれかの方法により速やかに確保する。

また、資機材の輸送は、原則としてあらかじめ要請した請負会社の車両・船艇・ヘリコプター等をはじめ、その他実施可能な運搬手段により行う。

4 危険予防措置

電力の需要の実態にかんがみ、災害時においても原則として供給を継続するが、警察・消防機関等から要請があった場合等には、対策組織の長は送電停止等適切な危険予防措置を講ずる。

5 施設の復旧順位

供給に支障を生じた場合は極力早期復旧に努めるが、被害が広範囲に及んだ場合は、災害の復旧、民生の安定に影響の大きい、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、指定避難

所その他重要な施設への供給回線を優先的に復旧を進める。

第 33 節 ガス施設の応急対策

災害時には、プロパンガスの埋没や流出等の被害が予想され、供給停止による住民生活への支障が予想される。さらに、ガス漏れ等のガス災害からの避難等も予想される。

このため、早急に施設の復旧を行い被災地に対しガスを供給するとともに、ガス災害から住民を保護する。

第 1 協力体制の確立

災害によりガス施設に被害が発生した場合は、二次災害の発生を防止するため、ガス事業者に対する協力体制を確立する。

第 2 広報活動

ガス施設の被害状況、復旧の見通し等について、積極的な広報活動を実施するとともに、供給再開時の事故を防止するため、住民に対し次の事項を十分周知する。

- (1) あらかじめ通知する管内検査及び点火試験の当日は、なるべく在宅すること。不在の場合は、前もって営業所に連絡すること。
- (2) 点火試験に合格するまでは、ガス器具を使用しないこと。
- (3) 使用後に異常を発見した場合は、直ちに使用を中止し、バルブを閉めた後、営業所及び消防組合に連絡すること。

第 3 液化石油ガス施設災害応急対策計画

町は、鹿児島県エルピーガス協会等が行う次の対策に協力する。

1 連絡体制

- (1) 液化石油ガス販売事業所（以下「販売店」という。）は、自ら供給している消費者等から事故発生
の通報があったときは、速やかに現地に赴くと同時に支部長に連絡する。
- (2) 支部長は連絡を受けたときは、直ちに会長に連絡する。
- (3) 会長は連絡を受けたときは、危機管理防災局消防保安課、消防機関、警察に連絡するとともに、
支部長と協議し事故処理に必要な指示を与えなければならない。
- (4) 休日又は夜間における連絡は、各消防機関とその管内の販売店が協議して定める。

2 出動体制

- (1) 販売店は、消費者等からガス漏れ等の通報を受けたときは、直ちに現場に急行し、応急対策にあ
たるものとする。
- (2) 前項の通報があっても特別の事情により応じられない場合、又は応じられるが現場到着までに時
間を要するときは、事故現場に近い販売店に応援出動を依頼する。
- (3) 供給販売店等は、事故の状況により消防機関の出動が必要であると判断したときは、速やかに所
轄の消防機関に出動を要請し、さらに応援を必要とするときは、支部長及び地区代表者に応援出動
を要請し適切な対応をとりガス漏れを止める。
- (4) 支部長、地区代表者は、前項の要請があったときは、直ちに出動班を編成し、出動人員、日時、
場所等を確認し、事故処理に必要な事項を指示する。
- (5) 販売店は、供給販売店等からの応援出動の依頼を受け、又は支部長及び地区代表者から出動の指示
があったときは、何時でも出動できるようあらかじめ人員及び資機材等を整備しておくものとする。

3 出動条件

- (1) 出動にあたっては、通報受理後可及的速やかに到着することとし、原則として 30 分以内に到着できるようにする。
- (2) 出動者は、緊急措置を的確に行う能力を有するものとする。この場合、有資格者が望ましい。
- (3) 出動者は、必ず所定のヘルメット及び腕章を着用する。
- (4) 出動の際には必要な資機材を必ず携行し、事故処理に遺漏のないようにする。

4 事故の処理

- (1) 事故現場における処理は、警察、消防機関の承諾を得て行い、事故の拡大防止に努める。
- (2) 設備の点検調査を行い、事故原因を究明する。

5 関係機関との連携

- (1) 会長は、事故発生の連絡及び事故の状況報告に基づき、県危機管理防災局消防保安課、消防機関、警察と連携をとり、事故対策について調整を図るものとする。
- (2) 支部長及び地区代表者は、消防機関、警察との連携を密に行うため、連絡方法、協力体制等についてあらかじめ地区組織をつくり協議しておくものとする。

6 報告

- (1) 供給販売店は、事故の処理が終わったら、速やかに「事故届書」を県危機管理防災局消防保安課に提出する。
- (2) 支部長は、他の販売店に応援出動を指示し、又は自ら出動したときは、出動日時、場所、事故の状況及び処理、その他必要な事項を速やかに協会に報告する。

7 周知の方法

協会及び販売店は、消費者等に対し事故が発生したときの通報の方法を文書等により周知させておく。

8 安全管理

- (1) 供給販売店は、自己の安全管理に万全を講じなければならない。
- (2) 支部長は、応援のため出動する販売店に対し、安全管理に万全の注意を払うように指導しなければならない。

第 34 節 上水道施設の応急対策

災害時には、水源、浄水場の冠水や道路決壊、がけ崩れ、橋梁の流失等による配水管の損壊等が多数発生し、供給停止による住民生活への支障はもちろん、特に初期の緊急医療活動等に多大な支障が生じる。

このため、重要度及び優先度を考慮した水道施設の迅速な防護、復旧を図るとともに、安全な水道水を供給する。

第 1 応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

あらかじめ定めた行動指針に基づき、応急給水及び応急復旧を実施する。具体的対策については本章第 21 節「給水」による。

1 応急対策要員の確保

町は、災害応急対策活動に必要な人員を速やかに確保するため、非常配備における動員体制を整備する。なお、災害の状況により人員が不足する場合は、水道関係事業者等に協力を求めて確保する。

2 応急対策用資機材の確保

町は、応急復旧を実施するため必要な資材及び機材を常備する。

なお、災害の状況により資材及び機材が不足する場合は、水道関係事業者等から緊急に調達する。

3 応急措置

- (1) 災害発生に際しては、施設の防護に全力をあげ、被災の範囲をできるだけ少なくする。
- (2) 施設が破損したときは、破損箇所から有害物等が混入しないように処理するとともに混入したおそれがある場合は、直ちに給水を停止し、水道の使用を中止するよう住民に周知する。
- (3) 配水管の幹線が各所で破損し、漏水が著しく給水を一時停止することが適当と考えられる場合は、配水池からの送水を停止し、破損箇所の応急修理を行う。
- (4) 施設に汚水が浸入した場合は、汚水を排除し洗管消毒の上、機械器具類を整備し、洗浄消毒のち給水する。
- (5) 施設が破損し、給水不能又は給水不良となった一部区域に対しては、他系統からの応援給水を行うとともに施設の応急的な復旧に努める。
- (6) 施設が破損し、全域的に給水不能となったときは、施設の応急的な復旧に全力をあげるとともに、他の市町村から給水を受けるための給水車の派遣等、飲料用の最低量の確保に努めるほか、給水場所等について住民への周知を徹底する。
- (7) 水道施設の復旧にあたっては、あらかじめ定めた順位により、被害の程度、被害箇所の重要度等を勘案して行う。その際、緊急度の高い医療施設等を優先する。

4 広報活動

発災後は、住民の混乱を防止するため、水道施設の被害状況、復旧の見通し等について、次の事項につき積極的な広報活動を実施する。

- (1) 水道施設の被害状況及び復旧見込み
- (2) 給水拠点の場所及び応急給水見込み
- (3) 水質についての注意事項

第 35 節 電気通信施設の応急対策

災害時には、風雨等により電柱の倒壊、電線の断線等が多数発生し、住民生活はもちろん、特に初動期の防災関係機関の情報収集・伝達等に多大な支障が生じる。また、災害時における通信の途絶は、情報の不足からパニック発生のおそれを生じるなど社会的影響が大きい。

このため、町は西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、ソフトバンクモバイル株式会社、KDDI株式会社による応急対策に協力するとともに、早急な通信の確保に努める。

第 1 応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

町は、電気通信会社が行う次の対策に協力する。

1 緊急通話、重要通話の確保

- (1) 被災地の通信確保を図るために、治安、救援、気象、地方公共団体等機関の重要な通信回線の早期復旧を図る。
- (2) 災害発生時は、電話の利用がかなり多くなることから、臨時回線等を作成し通信の確保に努める。

2 特設公衆電話の設置

災害発生時に指定避難所等を中心に無料特設公衆電話を設置する。

3 情報提供等

- (1) 通信の被災と復旧状況をタイムリーに情報提供できるよう努める。
- (2) 発災時、電話が輻輳しても「被災者の安否情報の伝達」、「お見舞い情報の伝達」等を可能とするボイスメール等のシステム提供に努める。

4 公衆電話の停電対策

停電しても街頭公衆電話の使用が不可とならないよう対策を講ずる。

第 36 節 道路・河川等公共施設の応急対策

災害時には、道路・河川・港湾・漁港等の公共施設に多大な被害が予想される。これらの施設は、緊急輸送の実施等応急対策活動を実施する上で大変重要な施設である。

このため、速やかに被災状況の情報収集を行い、迅速かつ的確に、緊急度、優先度を考慮して施設の復旧に努める。

第 1 道路・橋梁等の応急対策

1 災害時の応急措置

道路・橋梁の被災状況を速やかに把握するため、ライフライン関係の道路占有者、建設業者等からの道路情報の収集に努めるとともに、町はパトロールを実施する。これらの情報により応急措置を講じるとともに、必要に応じて迂回路の選定を行い、可能な限り復旧予定時期の明示を行う。

2 応急復旧対策

被害を受けた道路は、速やかに復旧し交通の確保に努める。特に、「緊急輸送道路」を最優先に復旧作業を実施し、道路の機能確保に努める。

第 2 河川・砂防・港湾・漁港施設等の応急対策

1 海岸保全施設

海岸保全施設が、洪水・高潮等により被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

2 河川管理施設

洪水・高潮等により堤防、護岸等の河川管理施設が被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

3 港湾・漁港施設

洪水・高潮等により水域施設・外郭施設・けい留施設等の港湾・漁港施設が被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

4 砂防施設・地すべり防止施設・急傾斜地崩壊防止施設

土石流、地すべり、崖崩れ等により砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設が被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

第3章 特殊災害対策

第1節 海上災害等対策

船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者の発生、貯木場の貯木の流出又は危険物等の大量流出等による著しい海洋汚染、火災、爆発等の発生といった海上災害に対し、防災関係機関と協力し町がとるべき対策を定める。

第1 予防対策

1 海上災害対策

- (1) 災害情報の収集・連絡体制の整備
 - ア 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制を整備する。
 - イ 災害時における緊急連絡体制を確保するため、平常時から通信設備の整備、充実に努める。
第1章第8節「通信・広報体制（機器等）の整備」に準ずる。
- (2) 防災組織の整備
 - ア 応急活動実施体制の整備
 - イ 防災組織相互の連携体制の整備
 - ウ 広域応援体制の整備
第1章第7節「防災組織の整備」に準ずる。
- (3) 防災資機材の整備
大規模な海難等の事故が発生した場合に、捜索、救助・救急活動を迅速かつ的確に実施するため、防災資機材の整備に努める。
- (4) 医療活動体制の整備
第1章第14節「医療体制の整備」に準ずる。
- (5) 緊急輸送活動の整備
第1章第12節「交通確保体制の整備」に準ずる。

2 海上流出油災害対策

- (1) 災害情報の収集・連絡体制の整備
 - ア 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制を整備する。
 - イ 災害時における緊急連絡体制を確保するため、平常時から通信設備の整備、充実に努める。
第1章第8節「通信・広報体制（機器等）の整備」に準ずる。
- (2) 防災組織の整備
 - ア 応急活動実施体制の整備
 - イ 防災組織相互の連携体制の整備
 - ウ 広域応援体制の整備
第1章第7節「防災組織の整備」に準ずる。
- (3) 防災資機材の整備
大量の流出に備え、資機材の整備に努める。
また、災害時に必要な資機材の把握、要請、輸送、管理等について関係機関で十分協議し、資機材を保有する機関や事業者からの調達が円滑に行える体制を整備する。
- (4) 医療活動体制の整備
第1章第14節「医療体制の整備」に準ずる。
- (5) 緊急輸送活動の整備
第1章第12節「交通確保体制の整備」に準ずる。

第2 応急対策

1 海上災害対策

(1) 実施事項

町は、他の関係機関と相互に連絡を密にして調整を図りながら次の対策を実施する。

ア 海上災害応急対策の実施（被災者の救助、医療、輸送、感染症予防及び保護等）

イ その他の災害応急対策

(2) 被害情報等の連絡

ア 町は、町の区域内に被害が発生したときは、人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの被害情報を県に報告する。

イ 事故関係事業者は、救急・救助活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努めるとともに、救急・救助活動を実施する各機関に可能な限り協力する。

(3) 広域的な応援体制

第2章第4節「広域応援体制」に準ずる。

(4) 捜索・救急救助活動

船舶の事故が発生したときは、町は、海上保安部、警察等に協力し、船舶など多様な手段を活用し、相互に連携して捜索を実施する。

(5) 消火活動

町は、速やかに沿岸部等の火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

2 海上流出油災害対策

(1) 活動体制の確立

ア 町は、他の関係機関と相互に連絡を密にして対策の調整を図る。

イ 町は、町及び関係市町村、関係漁業協同組合、県機関など災害対策のための必要な組織を確立する。

(2) 実施事項

ア 沿岸住民に対する災害情報の周知、広報

イ 沿岸住民に対する災害火気使用の制限、危険防止のための措置

ウ 沿岸及び地先海面の警戒

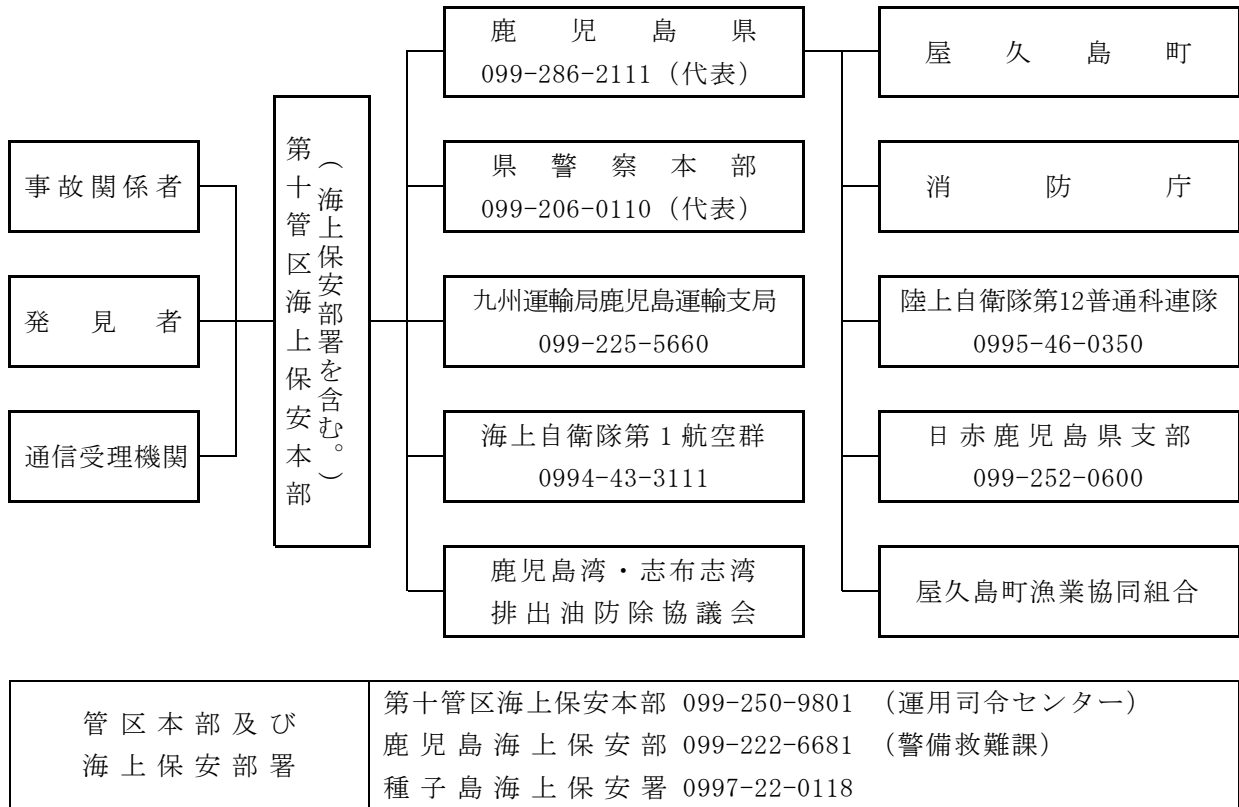
エ 沿岸住民に対する避難の指示又は勧告

オ ふ頭又は岸壁にけい留中の船舶の火災の消火活動及び延焼防止

カ 沿岸地域の火災の消火活動及び延焼防止

キ その他海上保安部の行う応急対策への協力

(3) 情報連絡体制



(4) 被害情報等の連絡

町は、町域内に被害が発生したときは、人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの被害情報を県に報告する。

(5) 広域的な応援体制

第2章第4節「広域応援体制」に準ずる。

(6) 一般船舶・沿岸住民等への周知

ア 一般船舶への周知

防災関係機関は、災害が発生し、又はその波及が予想される場合は、海上における船舶の安全を図るため、災害の状況並びに安全措置について、一般船舶に対し巡視船舶等の拡声器による放送、無線通信及び船舶電話等の手段により周知に努める。

イ 沿岸住民等への周知

防災関係機関は、災害が発生し沿岸住民及び施設等に波及し、又は波及することが予想される場合、人心の安定と施設の安全措置を図るため、防災行政無線、広報車等の手段により周知に努める。

第2節 空港災害等対策（航空機事故）

空港及びその周辺における航空機事故並びに、空港における災害緊急事態が発生した場合、関係機関は連携を密にし、消火及び救難活動を迅速かつ的確に実施する。

1 事故応急対策本部の設置

屋久島空港及びその周辺における航空機事故についての捜索、救難等並びに空港施設の災害復旧応急対策にあたっては、町、県及び熊毛支庁が事故応急対策本部体制により実施する。

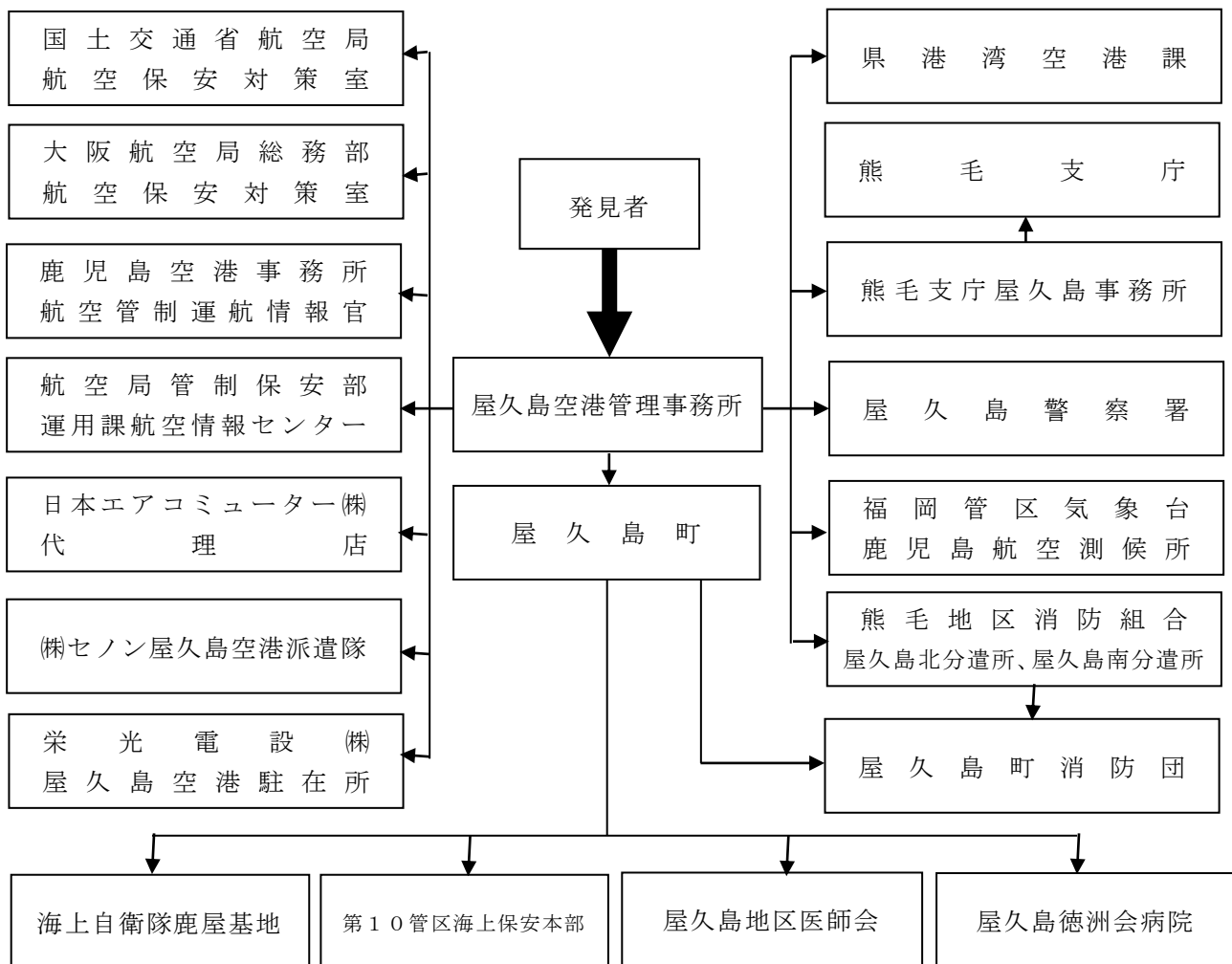
〔県〕

大規模な航空機事故等により、重大な災害が発生し、又は発生するおそれがあると認められるときは、県は災害対策本部を設置し、総合的な災害応急対策を実施する。

2 通信連絡体制

- (1) 空港内で重大事故が発生するおそれがある場合、又は事故が発生した場合、屋久島空港管理事務所は、事故発生時刻・事故発生場所・事故の態様など速やかに、県・町・関係機関等に通報する。
- (2) 空港周辺で事故が発生した場合、消防機関・警察機関は、当該地域において事故発生を知ったときは、事故発生時刻・事故発生場所・事故の態様など速やかに屋久島空港管理事務所に通報する。

事故通報連絡図



3 事故処理の実施

事故処理の実施にあたっては、「屋久島空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定」及び「空港医療救護活動に関する協定書」等に基づいて処理する。

4 関係機関の業務分担

関係機関の業務分担は、上記の事故処理要領によるが、概ね次のとおりである。

関係機関	実施事項
鹿 児 島 県 熊 毛 支 庁 屋 久 島 事 務 所	(1) 事故処理に必要な業務 (2) 関係市町に対する情報の伝達及び応急対策上必要な指示 (3) 被害状況のとりまとめ (4) 応急対策物資の斡旋・調達・輸送の協力 (5) 応援要請 (6) 事故関係情報の周知
屋 久 島 町	(1) 事故処理の総括的な業務 (2) 関係機関への情報伝達 (3) 関係機関への協力要請 (4) 空港内企業等への応急対策上必要な指示 (5) 空港設備の使用制限 (6) 指定避難所の設置及び運営 (7) 遺体の一時収容所の設置
大 阪 航 空 局 鹿 児 島 空 港 事 務 所	(1) 屋久島町への応急対策上必要な指示 (2) 屋久島町を行う応急対策への協力
鹿 児 島 海 上 保 安 部	(1) 被害規模等に関する情報の収集・連絡 (2) 海上における捜索活動 (3) 海上における災害に係る救助・救急活動 (4) 救護班の緊急輸送 (5) 船舶交通の制限又は禁止
福 岡 管 区 気 象 台 鹿 児 島 航 空 測 候 所	事故処置に必要な業務
屋 久 島 警 察 署	(1) 警備活動 (2) 災害状況等情報の収集 (3) 救出救助活動 (4) 立入禁止区域の設定等
屋 久 島 地 区 医 師 会 屋 久 島 徳 洲 会 病 院 県 屋 久 島 保 健 所	負傷者の収容並びに手当
熊 毛 地 区 消 防 組 合	救難及び消火・延焼防止作業
航 空 会 社	(1) 事故処理に必要な業務 (2) 被災者及びその家族への情報の提供 (3) 被災者及びその家族に対する援助活動への協力・支援
ターミナルビル会社等	事故処理に必要な業務

第3節 道路事故対策

道路建造物の被災等による多数の死傷者の発生といった大規模な道路災害に対し、町をはじめとする防災関係機関がとるべき対策を定める。

第1 予防対策

1 道路施設の整備

道路は、災害時の消防、救出、避難、医療、救援活動の際、重要な交通手段・輸送経路の役割を果たすことになるため、町及び県等の各道路管理者は、既存道路施設等の安全化を基本に、以下の防災対策等に努める。

(1) 所管道路の防災対策工事

道路機能を確保するため、所管道路については、道路防災総点検等に基づき対策が必要な箇所について法面の補強等の防災対策工事を実施する。

(2) トンネルの補強

トンネルの交通機能確保のため、所管トンネルについて安全点検調査を実施し、補強対策工事が必要であると指摘された箇所についてトンネルの補強を実施する。

2 緊急輸送道路ネットワークの形成

災害時に、救助、救急、医療、消防活動に要する人員や、救援物資等の輸送活動を円滑かつ確実に実施するため、道路はネットワークとして機能することが重要である。

このため、町及び他の道路管理者においては、防災拠点間（又は防災拠点へのアクセス道路）について、多重化、代替性を考慮した緊急輸送道路ネットワークを形成し、これらの道路の拡幅、バイパスの整備等、防災対策を推進する。

3 道路確保用資機材の整備

道路管理者は、事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、災害時の緊急輸送路としての機能を確保できるよう、レッカー車、クレーン車、工作車等の道路確保用資機材の確保の体制を整える。

4 情報の収集・連絡手段の整備等

(1) 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制を整備する。

(2) 災害時における緊急連絡体制を確保するため、平常時から通信設備の整備・充実に努める。

第1章第8節「通信・広報体制（機器等）の整備」に準ずる。

5 防災組織の整備

(1) 応急活動実施体制の整備

(2) 防災組織相互の連携体制の整備

(3) 広域応援体制の整備

第1章第7節「防災組織の整備」に準ずる。

第2 応急対策

1 活動体制

(1) 事故災害復旧対策本部等の設置

大規模な道路事故等が発生した場合、道路管理者は、人命及び施設の安全確保と輸送の確保を行うため、必要に応じて事故災害復旧対策本部等を設置する。

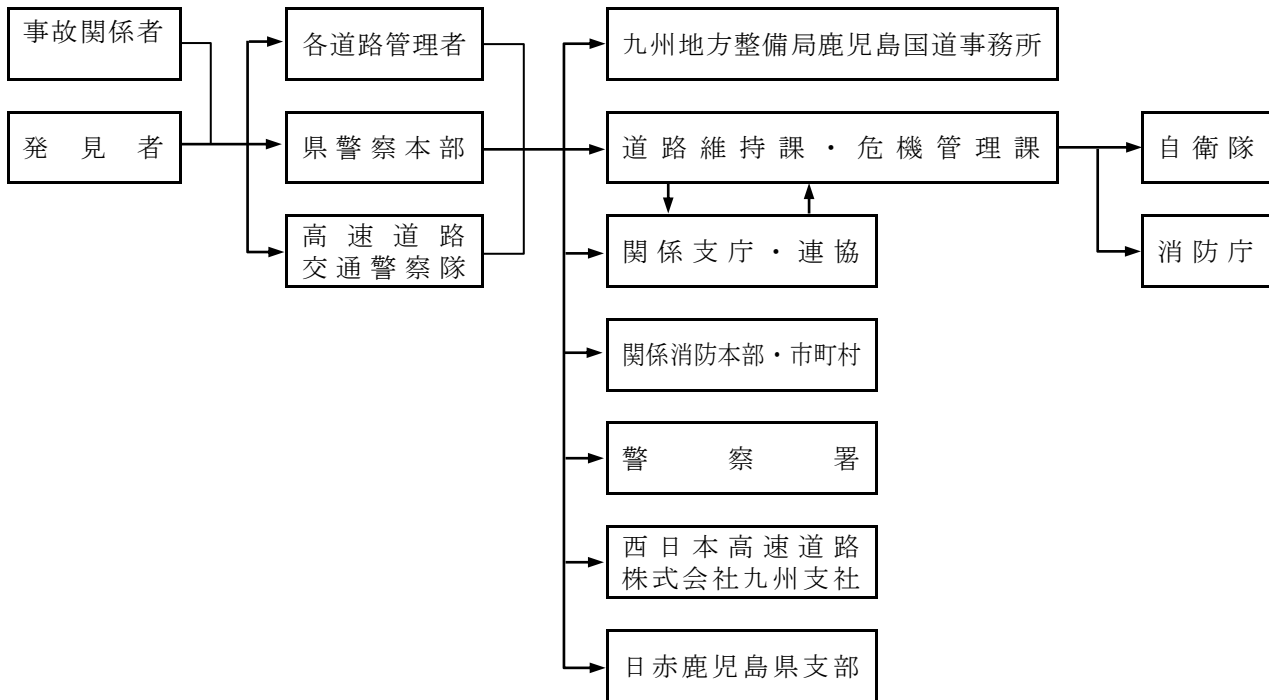
(2) 通信連絡体制

町及び他の道路管理者は、事故情報及び応急措置の連絡指示並びに被害状況の収集等の通信連絡体制を整えるとともに、警察関係機関等との連絡を密にする。

(3) 被害情報等の報告

町は、町域内に被害が発生したときは、人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの被害情報を県に報告する。

事故通報連絡図



(県防災計画より)

2 発生時の初動体制

(1) 救急・救助

町及び他の道路管理者は、事故が発生した場合は、人命の救急・救助を最優先とし、警察等関係機関と密に連携を図り人命の救急・救助活動を支援する。

(2) 交通規制

町及び他の道路管理者は、事故が発生した場合は、二次災害の防止及び施設の安全確保と輸送の確保を行うために、必要に応じて交通規制を行う。

また、町及び他の道路管理者は、道路の交通規制の措置を講じた場合には、関係機関や道路交通情報センターに連絡し、一般住民等への情報提供を行うとともに、迂回路等の案内表示を行い交通障害の解消に努める。(交通規制については、第2章第15節「交通の確保及び規制」に準ずる。)

3 広域的な応援体制

第2章第4節「広域応援体制」に準ずる。

4 避難誘導

町及び他の道路管理者は、事故が発生した場合は、二次災害の防止及び施設の安全確保と輸送の確保を行うため、警察等関係機関との連携を密にし、歩行者、運転者等の避難誘導を行う。

5 被災関係者等へ迅速な情報の提供等

町及び他の道路管理者は、被災者の家族等に対して事故災害及び救出作業に係る情報を可能な限り提供する。

6 復旧活動

町及び他の道路管理者は、事故が発生した場合は、輸送の確保を行うため速やかに復旧活動を行う。

第4節 危険物等災害対策

石油類等の危険物、高圧ガス、火薬類、電気、毒物、劇物の漏えい及び流出、火災、爆発、飛散等による多数の死傷者等の発生といった大規模な危険物等災害に対し、町をはじめとする防災関係機関がとるべき対策を定める。

第1 予防対策

1 危険物等災害の防止

(1) 危険物施設等の保安監督・指導

町は、消防法の規制を受ける危険物施設等の所有者、管理者等に対し、自主防災体制の確立、保安員の適正な配置及び危険物取扱従事者等に対する教育を計画的に実施するよう指導し、当該危険物施設等に対する保安の確保に努めさせるとともに、消防法の規定による立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。（資料8-3参照）

(2) 危険物災害の防止対策の実施方策

危険物による災害防止のため、町長は、消防法に基づき次の予防措置を講ずる。

ア 立入検査等の実施

- (ア) 危険物施設の施工中又は完成時に検査を実施する。
- (イ) 危険物施設の定期的立入検査を実施する。
- (ウ) 危険物の運搬、移送中の事故防止を図るため、路上検査を実施する。

イ 定期的自主点検の指導

危険物施設の所有者、管理者又は占有者に対し、法の規定に基づく定期的自主検査の実施を指導する。

ウ 事業所における保安教育等の実施

事業所が自ら予防規程を策定し、従業員に対する保安教育や、災害時の措置等を徹底させるよう指導する。

エ 消費者保安対策

セルフ式給油取扱所等、消費者が直接危険物を取扱う場合の保安対策として、その取扱方法、注意事項等の周知徹底を図る。

2 電気工作物及び電気用品の災害防止

電気による出火及び災害防止のため、電気工作物に関する規制については、電気事業法、その他の電気関係諸法令で規制されているが、これらの法規に基づき、次のような電気保安対策を強化する。

- (1) 電気事業者は、施設全般にわたる電気工作物の点検・測定状況等を把握し、適切な措置をする。
- (2) 自家用電気工作物施設者は、保安体制の確立を図り事故を未然に防止する。
- (3) 住宅等における一般用電気工作物は、電気事業者が行う定期調査結果による不良電気工作物の適正化を図る。

3 災害応急対策への備え

(1) 災害情報の収集・連絡手段の整備等

- ア 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制を整備する。
- イ 災害時における緊急連絡体制を確保するため、平常時から通信設備の整備、充実に努める。
第1章第8節「通信・広報体制（機器等）の整備」に準ずる。

(2) 防災組織の整備

- ア 応急活動実施体制の整備
- イ 防災組織相互の連携体制の整備
- ウ 広域応援体制の整備
第1章第7節「防災組織の整備」に準ずる。

- (3) 救急・救助、医療及び消火活動の整備
 - ア 救急・救助活動の整備
 - 第1章第11節「救急・救助体制の整備」に準ずる。
 - イ 医療活動の整備
 - 第1章第14節「医療体制の整備」に準ずる。
 - ウ 消火活動の整備
 - 第1章第9節「消防体制の整備」に準ずる。
- (4) 緊急輸送活動の整備
 - 第1章第12節「交通確保体制の整備」に準ずる。
- (5) 避難活動の整備
 - 第1章第10節「避難体制の整備」に準ずる。

第2 応急対策

1 危険物等の対策

危険物取扱機関の管理者等は、関係法令により定められた災害予防規定及び従事者に対する保安教育計画等によるほか、次により災害時における保安対策を実施する。

〔施設の管理者〕

- (1) 石油の保安対策
 - 危険物施設等の管理者の措置は、危険物施設の種類及び取扱い貯蔵する危険物の種類及び災害の種類規模等によって異なるが、概ね次の区分に応じて措置する。
 - ア 災害が発生するおそれのある場合の措置
 - (ア) 情報及び警報等を確実に把握する。
 - (イ) 消防施設（消防施設とは、各種災害に対処できる全ての設備をいう。）の点検整備をする。
 - (ウ) 施設内の警戒を厳重にする。
 - (エ) 危険物の集荷の中止、移動搬出の準備、浮上、流出、転倒の防止及び防油堤の措置をとる。
 - イ 災害発生の場合の措置
 - (ア) 消防機関及びその他の関係機関への通報
 - (イ) 消防設備（アの（イ））を使用し災害の防除に努める。
 - (ウ) 危険物施設等における詰替、運搬等の取扱いを禁止し、災害の拡大誘発の防止に努める。
 - (エ) 消防機関及びその他関係機関を迅速に誘導し、災害の防除に努める。
 - (オ) 災害の拡大により、避難等の処理をなし、被害を最小限度に抑えるように努める。
- (2) 高圧ガスの保安対策（液化石油ガスについては、第2章第33節「ガス施設の応急対策」も参照のこと。）
 - 施設の管理者は現場の消防・警察等と連絡を密にして速やかに次の措置を講ずる。
 - ア 災害事故の急報及び現場措置
 - (ア) 通報
 - 事故の当事者又は発見者等は、事故の大小にかかわらず、事故発生を最寄りの消防、警察に連絡する。連絡を受けた消防、警察は、事故現場に出動するとともに、以下に示す「通報系統図」により関係先に連絡する。
 - (イ) 現場緊急措置
 - それぞれのガスの性質に応じた措置を行うとともに、必要に応じて次の対策を行う。
 - a 初期消火、漏洩閉止等の作業
 - b 付近住民への通報
 - c 二次災害防止措置（火気の使用停止、ガス容器の撤去、退避、交通制限等）
 - d その他必要な措置（消火、除害、医療、救護）

(ウ) 防災事業所

通報及び出動要請を受けた場合は直ちに現場へ出動し、消防、警察等の防災活動に対し協力助言を行う。

イ 通報の内容

ウの通報系統図に基づき通報するときの内容は次のとおりである。

(ア) 事故発生の場所・日時

(イ) 現場（通報時の事故概要と措置の内容）

(ウ) 被害の状況

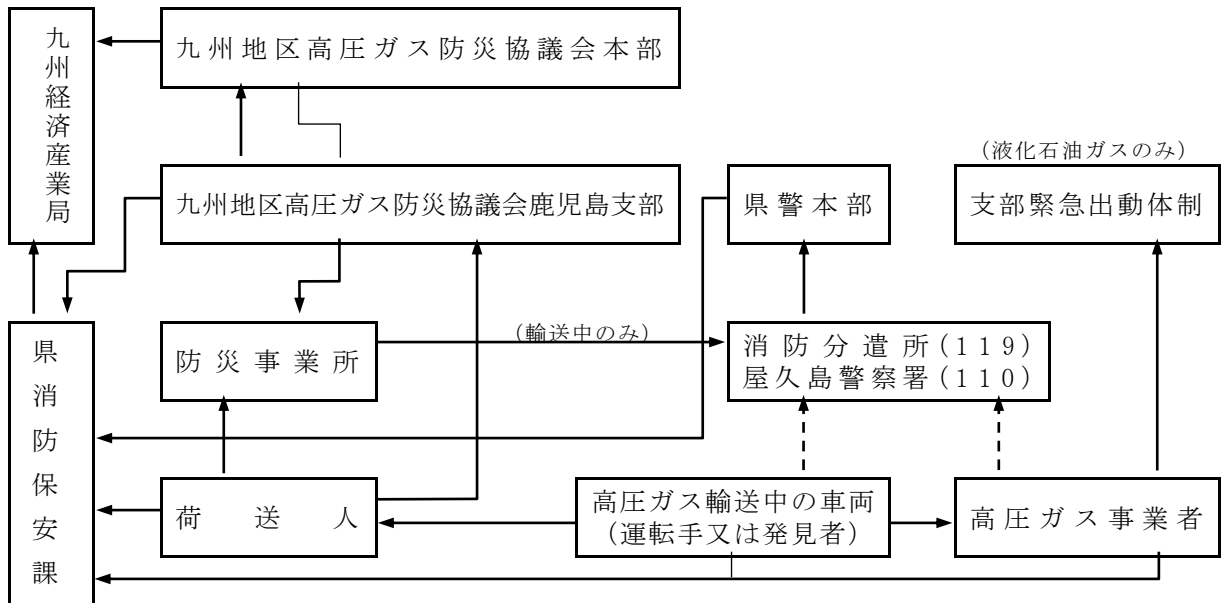
(エ) 原因となったガス名

(オ) 応援の要請、その他必要事項

ウ 通報系統

通報系統は、次のとおりとする。

高圧ガス災害発生時の通報系統図



(県防災計画より)

[注1] 防災事業所とは、九州地区高圧ガス防災協議会が指定している県内の応援高圧ガス事業所をいう。

[注2] ----- は通報、—— は連絡。

(3) 火薬類の保安対策

施設の管理者は、現場の消、警察等と連絡を密にし、速やかに次の措置を講ずる。

ア 保管又は貯蔵中の火薬類を安全地域に移す余裕のある場合は、速やかにこれを安全な場所に移し、見張人をつけて関係者以外の者が近づくことを禁止する。

イ 道路が危険であるか、又は搬送の余裕がない場合には、火薬類を付近の水槽等の水中に沈める等安全な措置を講ずる。

ウ 搬出の余裕がない場合には、火薬庫にあっては、入口、窓等を目塗上等で完全に密閉し、木部には注水等の防火措置を講じ、かつ、必要に応じて住民に避難するよう警告する。

(4) 電気の保安対策

台風、火災、その他の非常災害時には支持物の倒壊、電線の断線等の事態が発生するおそれがあるので次のような措置を行い、危険箇所の早期発見に努める。

ア 災害発生時は直ちに電気工作物の非常巡視を行い、危険箇所の早期発見に努める。

イ 危険箇所を発見した場合には、直ちに送電を中止するよう電気設備の施設関係者に連絡し、公衆に対する危険の標示、接近防止の措置を行う。

ウ 出火のあった場合は、直ちに現場に急行し、現場の警察、消防関係者と緊密に連絡し、近傍電気工作物の監視を行うとともに、必要に応じ電気設備の施設者に対する送電の停止又は電気工作物の撤去等危険防止の措置を速やかに行うよう警告する。

(5) 毒物・劇物の災害応急対策

毒物・劇物取扱施設が、災害により被害を受け、毒物・劇物が飛散、漏洩又は地下に浸透し、保健衛生上危害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、速やかに次の措置を講ずる。

ア 施設等の管理責任者は危険防止のための応急措置を講ずるとともに、保健所、警察署及び消防組合に届け出る。

イ 県は、警察、消防等の関係機関と連携し、広報活動等の必要な措置を講ずる。

2 活動体制の確立

第2章第1節「応急活動体制の確立」に準ずる。

3 広域的な応援体制の整備

第2章第4節「広域応援体制」に準ずる。

4 被害情報の報告

(1) 事業者

大規模な危険物等災害が発生した場合、事業者は、被害の状況、応急対策の活動体制等を速やかに県、消防、警察及び防災関係機関に連絡する。

(2) 町

町は、町域内に被害が発生したときは、人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの被害情報を県に報告する。

5 救急・救助、医療及び消火活動の整備

(1) 救急・救助活動の整備

第2章第14節「救急・救助」に準ずる。

(2) 医療活動の整備

第2章第17節「緊急医療」に準ずる。

(3) 消火活動の整備

第2章第12節「消防活動」に準ずる。

6 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

第2章第16節「緊急輸送」に準ずる。

7 避難収容活動

(1) 避難誘導の実施

第2章第13節「避難の指示、誘導」に準ずる。

(2) 指定避難所

第2章第19節「指定避難所の運営」に準ずる。

(3) 要配慮者への配慮

第2章第18節「要配慮者への緊急支援」に準ずる。

8 被災者等への的確な情報伝達活動

第2章第10節「広報」に準ずる。

第5節 林野火災対策

火災による広範囲にわたる林野の焼失等といった林野火災に対し、町をはじめとする防災関係機関がとるべき対策を定める。

第1 予防対策

1 広報活動の充実

町及び国・県は、森林保有者、林業労働者、付近住民等の森林使用者等を対象に広報活動を実施し、防火標識等の設置やテレビ等による広報等有効な手段を通じて、林野火災予防思想の普及、啓発に努める。

2 予防体制の強化

- (1) 町は、乾燥・強風等の気象状況に留意し、森林法に基づく火入れの規制を適切に行う。
また、気象状況等が、火災予防上危険であると認めるときは、地区住民及び入山者に対し火災に関する警報の発令及び周知等必要な措置を講ずる。
- (2) 森林保有者、地域の林業関係団体は、自主的な森林保全管理活動を推進するよう努める。

3 防災組織の育成

町等防災関係機関は、森林所有者による自主的な予防活動の組織を育成強化する。

4 予防施設、防災資機材の整備

町は、林野火災用消防水利及び消防施設の整備に努める。

5 情報の収集・連絡手段の整備等

- (1) 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制を整備する。
- (2) 災害時における緊急連絡体制を確保するため、平常時から通信設備の整備、充実に努める。
第1章第7節「通信・広報体制（機器等）の整備」に準ずる。

6 防災組織の整備

- (1) 応急活動実施体制の整備
- (2) 防災組織相互の連携体制の整備
- (3) 広域応援体制の整備
第1章第7節「防災組織の整備」に準ずる。

7 緊急輸送活動の整備

第1章第12節「交通確保体制の整備」に準ずる。

8 避難活動の整備

第1章第10節「避難体制の整備」に準ずる。

第2 応急対策

1 活動体制

- (1) 現場指揮本部の設置による応急活動
町は、火災を覚知した場合は、現場指揮本部を設置し、関係機関と連携して防ぎよにあたるとともに状況把握を的確に行う。
- (2) 災害対策本部の設置による応急活動
大規模な林野火災により、重大な災害が発生し、又は発生するおそれがあると認められるときは、

災害対策本部を設置し、県及び関係機関と協力して総合的な災害応急対策を実施する。

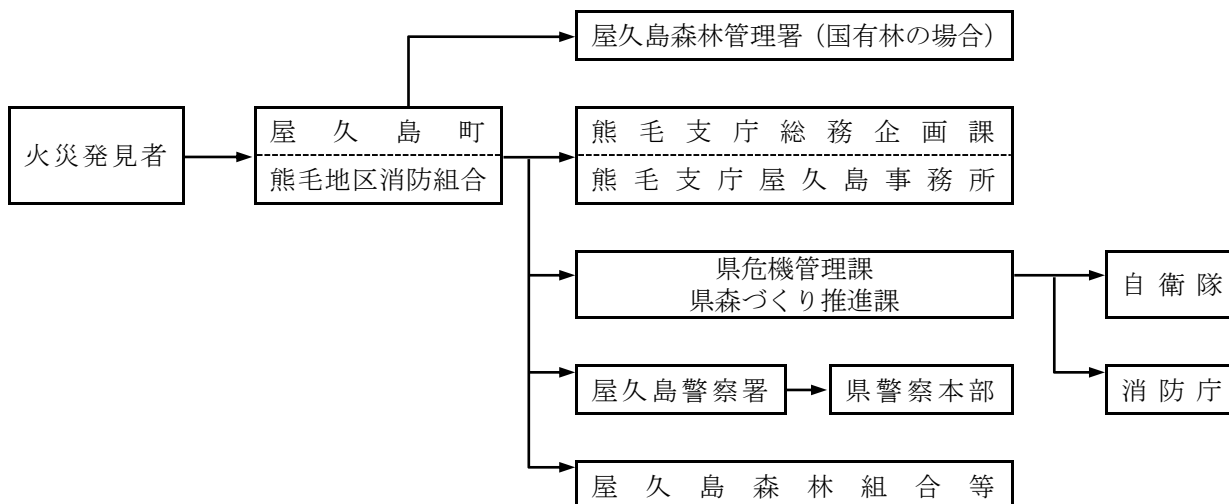
(3) 空中消火体制

町は、消防機関等の地上隊による消火が困難と判断するときは、県に対して消防・防災ヘリコプターの派遣要請をするなど空中消火体制をとる。

(4) 通信連絡体制

町は、火災を発見した者から通報を受けた場合は、速やかに県、隣接町、関係機関等に通報する。また、町は、森林管理署、県等と相互に情報交換等を行う。

林野火災通報連絡図



(5) 災害情報の収集・連絡体制の整備

第2章第9節「災害情報・被害情報の収集・伝達」に準ずる。

2 広域的な応援体制の整備

第2章第4節「広域応援体制」に準ずる。

3 救急・救助、医療及び消火活動の整備

(1) 救急・救助活動の整備

第2章第14節「救急・救助」に準ずる。

(2) 医療活動の整備

第2章第17節「緊急医療」に準ずる。

(3) 消火活動の整備

第2章第12節「消防活動」に準ずる。

4 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動の整備

第2章第16節「緊急輸送」に準ずる。

5 避難収容活動の整備

(1) 避難誘導の実施

第2章第13節「避難の指示、誘導」に準ずる。

(2) 指定避難所

第2章第19節「指定避難所の運営」に準ずる。

(3) 要配慮者への配慮

第2章第18節「要配慮者への緊急支援」に準ずる。

6 被災者等への的確な情報伝達活動の整備

第2章第10節「広報」に準ずる。

7 施設設備の応急復旧及び二次災害の防止活動

- (1) 町、県及び関係機関は、それぞれの所管する施設・設備の緊急点検を実施し、ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行う。
- (2) 町、県及び国は、林野火災により荒廃した地域の下流域において、降雨等による土砂災害など二次災害の危険性について調査を実施するとともに、緊急性の高い箇所については、応急対策を行う。

第4章 災害復旧・復興

公共土木施設等の災害復旧

被災した公共土木施設等の早急な災害復旧は、住民の生活の安定と福祉の向上を図る上で不可欠であるため、公共土木施設等の災害復旧に係る対策を講ずる。

第1節 公共土木施設等の災害復旧事業等の推進

第1 災害復旧事業等の推進

1 災害復旧事業等の計画策定

公共施設の災害復旧実施責任者が行う災害復旧事業の計画策定の基本方針は、各施設の原形復旧と併せ、町がおかれている災害に対する各種の特性と災害の原因を詳細に検討して、再度災害の発生防止のための必要な施設の新設改良を行う等の事業計画を樹立し、極力早期復旧に努める。

2 災害復旧事業等の実施要領

- (1) 災害の程度及び緊急の度合等に応じて、県及び国への緊急査定あるいは本査定を速やかに要望する。
- (2) 査定のための調査、測量及び設計を早急に実施する。
- (3) 緊急査定の場合は、派遣された現地指導官と十分な協議をし、その指示に基づき周到な計画をたてる。また、本査定の場合は、査定前に復旧について関係者と十分協議検討を加えておく。
- (4) 災害復旧にあたっては、被災原因を基礎にして、再度災害が発生しないようあらゆる角度から検討を加え、災害箇所のみならず、周囲の関連を十分考慮に入れて極力改良復旧ができるよう提案する。
- (5) 査定終了後は緊急度の高いものから直ちに復旧にあたり、現年度内に完了するよう施行の促進を図る。
- (6) 査定で補助事業の対象外となったもので、なお、今後危惧されるものについては、その重要度により県補助対象事業として実施できるよう県に要望していく。
- (7) 大災害が発生した場合の復旧等については、復旧事業着手後において労働力の不足、施工業者の不足や質の低下、資材の払底等のため工事が円滑に実施できないこと等も予想されるので、このような事態を想定して必要な対策を講じておく。
- (8) 災害の増破防止、交通の安全確保等のため、災害復旧実施責任者に仮工事や応急工事を適切に指導する。
- (9) 大災害発生を想定して、査定及び復旧のための支援体制を十分検討しておく。

3 事業計画の種別

次に掲げる事業計画について、被害発生の都度、該当する災害復旧事業計画を作成する。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画
 - ア 河川公共土木施設災害復旧事業計画
 - イ 海岸公共土木施設災害復旧事業計画
 - ウ 砂防設備災害復旧事業計画
 - エ 地すべり防止施設災害復旧事業計画
 - オ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画
 - カ 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
 - キ 道路公共土木施設災害復旧事業計画
 - ク 港湾公共土木施設災害復旧事業計画
 - ケ 漁港公共土木施設災害復旧事業計画
- (2) 農林水産施設災害復旧事業計画
- (3) 都市災害復旧事業計画
- (4) 水道災害復旧事業計画
- (5) 住宅災害復旧事業計画
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (7) 公共医療施設・病院等災害復旧事業計画
- (8) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (9) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (10) その他の災害復旧事業計画

第2節 激甚災害の指定

第1 激甚災害に関する調査

町長は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

〔県〕

- (1) 県内に大規模な災害が発生した場合、知事は町の被害状況を検討のうえ、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、関係部局に必要な調査を行わせるものとする。
- (2) 前記(1)の各部局は、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額、そのほか激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、危機管理防災局に提出するものとする。
- (3) 危機管理防災局長は、前記各部局の調査を取りまとめ、庁議に付議するものとする。
- (4) 関係部局は、激甚法に定められた事業を実施する。

第2 特別財政援助額の交付手続き等

町長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部局に提出しなければならない。

〔県〕

激甚災害の指定を受けたときは、事業の種別ごとに激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき、関係部局は負担金を受けるための手続きその他を実施するものとする。

被災者の災害復旧・復興支援

被災した住民が、その痛手から速やかに再起し生活の安定を早期に回復できるように、生活相談、災害弔慰金等の支給、税の減免、各種融資措置など、被災者の支援に係る対策を講ずる。

第3節 被災者の生活確保

町は、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細やかな支援を講じる必要がある。

また、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する必要がある。

第1 生活相談

町は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。

また、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった市町村と避難先の市町村が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。

- (1) 町は、被災者のための相談所を設け、苦情、要望等を受け付け、その解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡して対応を要請する。
- (2) 町は、発災後の出火防止を図るため、次のような指導を行うとともに、災害の規模に応じて消防相談所を設け、相談にあたる。
 - ア 被災建物、仮設建物及び指定避難所等における火災予防対策の徹底。
 - イ 電気、ガス等の機能停止に伴う火気使用形態の変化に対応した出火防止、及び機能復旧時における出火防止対策の徹底。
 - ウ 危険物施設等における余震に対する警戒体制、構造・設備に関する点検等の強化。
 - エ 火災による罹災証明等各種手続の迅速な実施。

第2 災害廃棄物等の処理（がれき処理）

1 処理処分方法の確立及び仮置場、最終処分地の確保

町は、災害廃棄物の処理処分方法を確立する。

町内で災害廃棄物の仮置場、最終処分地の確保を行うことを原則とするが、それが困難な場合は、県等の支援を得て、県内の他市町村及び県外に仮置場、最終処分地を確保するものとする。

2 リサイクルの徹底

災害廃棄物処理にあたっては、屋久島町災害廃棄物処理計画や県災害廃棄物処理計画も踏まえ適切な分別を行うことにより可能な限りリサイクルに努める。

3 環境汚染の未然防止・住民、作業者の健康管理

災害廃棄物処理にあたっては、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮する。

4 災害廃棄物処理の実施

復旧・復興を効果的に行うため、災害廃棄物の処理を復旧・復興計画に考慮して行う。

- (1) 危険なもの、通行上の支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。
また、選別・保管・焼却のできる仮集積場所の十分な確保を図るとともに、最終処分までの処理ルート確保を図る。
- (2) 損壊した建築物の残骸等、持ち運びの困難なものを仮集積場所及び処理場に運搬する。
- (3) 災害廃棄物の破碎・分別を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図る。

5 建築物等からの石綿飛散・ばく露防止

町は、屋久島町災害廃棄物処理計画や県災害廃棄物処理計画も踏まえ建築物等の解体等による石綿の飛散・ばく露を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。

また、解体等を行わない建築物等で石綿の露出等が確認された場合にあつては、必要に応じ建築物等の所有者又は管理者に対し、ビニールシート等による飛散防止若しくは散水・薬剤の配布による湿潤化・固形化等の措置又は立入り禁止などの石綿の飛散・ばく露防止対策を行うよう指導・助言する。

第3 借地借家制度の特例の適用に関する事項

1 り災都市借地借家臨時処理法の適用手続

- (1) 町長は、り災都市借地借家臨時処理法（以下「法」という。）第25条の2の災害として指定を受け、借地借家制度の特例の適用を希望する場合は、国土交通大臣に対し申請を行う。
- (2) 町長は、適用の申請に際し、次の事項を記載した申請書に知事の副申を添えて、国土交通大臣あて2部提出する。
 - ア 町の面積
 - イ り災土地の面積
 - ウ 町の建物戸数
 - エ 滅失戸数
 - オ 災害の状況
 - カ その他（り災土地中、借地の比率及び滅失建物中、借家の比率等もできれば記載する。）

2 法適用基準

法の適用基準は、災害により市街地における建物の滅失が著しく、借地借家関係の紛争が相当に予想される場合である。

第4 災害弔慰金等の支給

1 災害弔慰金の支給

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づいて、自然災害によって死亡（行方不明を含む。以下この項においては同じ。）した者の遺族に対して災害弔慰金を支給する。

区 分	支 給 の 内 容 等
実 施 主 体	町が条例の定めるところにより実施する。
対 象 災 害	(1) 一の市町村の区域内において、住居の滅失した世帯の数が 5 以上ある災害（当該市町村のみが対象となる。） (2) 県内において、住居の滅失した世帯の数が 5 以上の市町村が 3 以上存在する災害（県内すべての市町村が対象となる。） (3) 県内において、災害救助法が適用された市町村が 1 以上ある災害（県内すべての市町村が対象となる。） (4) 救助が行われた市町村をその区域に含む都道府県が 2 以上ある災害（県内すべての市町村が対象となる。）
支 給 対 象	対象災害により死亡した者の遺族に対して支給する。
弔 慰 金 の 額	死亡当時遺族の生計を主として維持していた場合…… 500 万円 その他の場合 …………… 250 万円

2 災害障害見舞金の支給

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づいて自然災害によって負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に精神又は身体に重度の障害がある者に対して、災害障害見舞金を支給する。

区 分	支 給 の 内 容 等
実 施 主 体	町が条例の定めるところにより実施する。
対 象 災 害	(1) 一の市町村の区域内において、住居の滅失した世帯の数が 5 以上ある災害（当該市町村のみが対象となる。） (2) 県内において、住居の滅失した世帯の数が 5 以上の市町村が 3 以上存在する災害（県内すべての市町村が対象となる。） (3) 県内において、災害救助法が適用された市町村が 1 以上ある災害（県内すべての市町村が対象となる。） (4) 救助が行われた市町村をその区域に含む都道府県が 2 以上ある災害（県内すべての市町村が対象となる。）
支 給 対 象	対象災害により法別表に掲げる程度の障害を受けた者に対して支給する。
障 害 見 舞 金 の 額	当該災害により負傷し又は疾病にかかった当時、生計を主として維持していた場合 …………… 250 万円 その他の場合 …………… 125 万円

3 県単災害弔慰金の支給

鹿児島県災害弔慰金等支給要綱に基づいて、自然災害によって死亡（行方不明を含む。以下この項において同じ。）した者の遺族に対して県単制度の災害弔慰金を支給する。

区 分	支 給 の 内 容 等
対 象 災 害	一の市町村の区域内において住居の滅失した世帯の数が 5 以上である災害と原因を同じくして発生した災害及びその他知事が特に指定した災害（災害弔慰金の支給等に関する法律の規定による災害弔慰金の支給の対象となる災害を除く。）
支 給 対 象	対象災害により死亡した者の遺族に対して支給する。
弔 慰 金 の 額	死亡者一人当たり 100 万円とする。

4 県単住家災害見舞金

鹿児島県災害弔慰金等支給要綱に基づいて、自然災害によって現に居住している住家が全壊、流失又は埋没した世帯の世帯主に対して住家災害見舞金を支給する。

区 分	支 給 の 内 容 等
対 象 災 害	(1) 災害救助法による救助が行われた災害 (2) 一の市町村の区域内において住居の滅失した世帯の数が 5 以上である災害（(1)災害に該当するものを除く。） (3) (1)、(2)に掲げる災害と原因を同じくして発生した災害 (4) その他知事が特に指定した災害
支 給 対 象	現に居住している住家が対象災害により全壊、流失又は埋没した世帯の世帯主に対して支給する。
見 舞 金 の 額	一世帯当たり 10 万円とする。

5 被災者生活再建支援金の支給

被災者生活再建支援法に基づいて、自然災害によって生活基盤に著しい被害を受け、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難な者に対して支援金を支給し、自立した生活の開始を支援する。

第 5 税の減免措置

1 税の徴収猶予

- (1) 町長は、地方税法第 15 条の規定に基づき、町税の納税者がその財産について災害を受けたため、税金を一時に納めることができないと認めるときは、納税者の申請により 1 年以内の範囲で町税の徴収猶予を行う。
- (2) 町長は、地方税法第 20 条の 5 の 2 の規定に基づく町の災害による町税の納入等の期限延長に関する関係条例により、災害による被災者のうち町税の納入等ができない者に対し、期限の延長を行う。

2 税の減免

町長は、町税の減免に関する関係条例等の規定により、災害による被災者のうち町税の減免を必要と認める者に対し町税の減免を行う。

第4節 被災者への融資措置

第1 民生関係の融資

1 生活福祉資金（災害援護資金）

生活福祉資金貸付制度要綱に基づき、県社会福祉協議会が被災した低所得世帯に対し、自立更生のために必要な資金の融資を行うものである。

2 災害援護資金

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき、自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の立て直しに資するため災害援護資金の貸付けを行うものである。

第2 住宅資金の融資

1 災害復興住宅建設及び補修資金

災害により居住の用に供する家屋が滅失し、又は損傷した場合において、当該家屋を復興して自ら居住し、又は他人に貸すために当該災害発生の日から2年以内に災害復興住宅を建設し、若しくは補修し、又は当該災害復興住宅の補修に付随して当該災害復興住宅を移転し、当該災害復興住宅の建設若しくは補修に付随して整地し、若しくは当該災害復興住宅の建設に付随して土地若しくは借地権を取得しようとする者に対して住宅金融公庫が融資するものである。

2 一般個人住宅の災害特別貸付

一般災害により住宅を失ったときで、自費で建設することができず住宅金融公庫から資金を借入れて住宅を建設しようとする者に対して住宅金融公庫が資金を融資するものである。

3 地すべり関連住宅資金

地すべり等防止法の事業計画、土砂災害防止法に基づく勧告により、自ら居住し、又は他人に貸付けるために地すべり関連住宅を移転し、又は建設しようとする者で、自費で建設等ができず住宅金融公庫から資金を借入れて実施しようとする世帯に対して、本資金を融資するものである。

第3 農林漁業関係の融資

1 天災融資法による経営資金及び事業資金

「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」に基づき、特に著しい災害があり法適用の指定を受けた場合、農林漁業者等に対して本資金を融資するものである。

2 日本政策金融公庫による災害資金

株式会社日本政策金融公庫法に基づき、被害農林漁業者等に対して、日本政策金融公庫（農林水産事業）が資金の貸付けを行うものである。

第4 商工業関係の融資

1 鹿児島県融資制度

(1) 緊急災害対策資金

2 政府関係金融機関の融資

- (1) 災害復旧貸付（㈱日本政策金融公庫）
- (2) 災害貸付（㈱日本政策金融公庫）
- (3) 災害復旧資金（商工組合中央金庫）

3 鹿児島県信用保証協会の保証